

# 令和2年7月豪雨 文化財復旧記録集

2025年

熊本県教育委員会



## 例 言

- ・本書は、令和2年7月豪雨で被災した文化財に係る諸対応についての記録集である。
- ・本書には、令和2年7月豪雨における県内所在の文化財の被災状況とその復旧・復興に係る対応を掲載し、課題と展望を示した。
- ・本書の執筆は、熊本県教育庁教育総務局文化課職員が行い、編集は、村上幸奈（令和5年度（2023年度））・木庭真由子（令和6年度（2024年度）・令和7年度（2025年度））が行った。

## 凡 例

- ・各関係機関及び関係者職名等は、原則として当時の所属に基づく。
- ・図表の引用又は転載元は、図表下部及び主要参考文献に掲載した。なお、引用又は転載元の記載がない図表は熊本県文化課作成による。
- ・画像の撮影者・提供元は各画像の下部に示した。
- ・各ページの年号表記は、ページ初出のみ以下に示す例のとおり和暦と西暦を併記し、以降は和暦のみ記載した。

（例）令和2年（2020年）年7月4日

- ・本文中で用いる用語の正式名称は初出の際に示し、以降は以下書きの略称を用いることを原則とした。
- ・注記が必要な部分には、各ページ最下部にまとめて記載した。
- ・図表中に注記が必要な場合は、該当箇所に「※」を付し、注記の内容は図表の下に記した。



# 本文目次

## 例 言 凡 例 目 次

### 第1部 文化財の被害状況と復旧の歩み

第1章 令和2年7月豪雨と文化財被害	3
1 令和2年7月豪雨の概要	3
2 文化財被害の概要	4
3 平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨による文化財被害の違いと災害への備え	6
4 令和2年7月豪雨における新型コロナウイルス感染症の影響	8
第2章 発災後の経過	11
1 発災後の文化課の動き	11
2 初期対応（発災～発災後2週間（令和2年（2020年）7月3日～17日））	12
3 中期対応（発災後3週間～3ヶ月（令和2年（2020年）7月18日～9月30日））	15
4 長期対応（発災後4ヶ月～現在（令和2年（2020年）10月1日～現在））	15

### 第2部 文化財復旧の取組と情報発信

第1章 文化財復旧の取組	19
1 文化課の取組	19
（1）対応方針と体制	19
（2）文書の発出	20
（3）被災市町村負担最小化の取組	21
（4）埋蔵文化財に係る取組	22
（5）『熊本県文化財防災マニュアル』の改定	23
（6）活かされた熊本地震の経験と課題及び今後の展望	23
2 文化財レスキュー事業	24
（1）先行レスキュー	24
（2）文化財レスキュー事業	24
（3）活かされた熊本地震の経験と課題及び今後の展望	29
3 歴史的建造物に係る取組	32
（1）歴史的建造物被災調査	32
（2）国登録有形文化財化支援事業	33
（3）活かされた熊本地震の経験と課題及び今後の展望	34
第2章 関係機関等との連携等	37
1 関係機関等との連携等の概要	37
2 県関係機関との連携等	38
（1）熊本県立美術館	38
（2）熊本県立装飾古墳館／熊本県立装飾古墳館分館歴史公園鞠智城・温故創生館	39
（3）熊本県立図書館／くまもと文学・歴史館	39
（4）熊本県博物館ネットワークセンター	39
3 県内関係機関との連携等	40
（1）熊本博物館	40
（2）山江村歴史民俗資料館	40
（3）熊本被災史料レスキューネットワーク	41

(4) 公益社団法人日本建築士会連合会九州ブロック会／公益社団法人熊本県建築士会	41
4 県外関係機関との連携等	42
(1) 文化財防災ネットワーク事務局／九州国立博物館	42
(2) 九州歴史資料館	43
(3) 長崎県埋蔵文化財センター	43
5 活かされた熊本地震の経験と課題及び今後の展望	43
第3章 文化財復旧等に係る補助事業	45
1 文化財復旧等に係る補助事業の概要	45
2 補助事業	47
(1) 国庫補助事業	47
(2) 県費補助事業	48
3 活かされた熊本地震の経験と課題及び今後の展望	54
第4章 情報発信	57
1 被災文化財等活用支援事業の取組	57
(1) 被災文化財等活用支援事業の概要	57
(2) 出前授業	57
(3) 出前講座	62
2 その他情報発信の取組	63
3 活かされた熊本地震の経験と課題及び今後の展望	63
(1) 出前授業	63
(2) 出前講座	64
第3部 文化財等の復旧事例	
第1章 有形文化財	67
1 建造物	67
(1) 被災状況	67
(2) 復旧状況	67
2 美術工芸品	68
(1) 被災状況	68
(2) 復旧状況	68
【復旧事例】青井阿蘇神社 本殿・廊・幣殿・拝殿・楼門	69
【復旧事例】青井阿蘇神社禊橋	72
【復旧事例】大門観音堂の鰐口	74
第2章 民俗文化財・無形文化財	77
1 民俗文化財	77
(1) 被災状況	77
(2) 復旧状況	77
2 無形文化財	77
(1) 被災状況	77
【復旧事例】真宗禁制の遺物一括	78
第3章 記念物・文化的景観	81
1 史跡	81
(1) 被災状況	81
(2) 復旧状況	81
2 名勝	81
(1) 被災状況	81
3 天然記念物	81

(1) 被災状況	81
(2) 復旧状況	82
4 文化的景観	82
(1) 被災状況	82
(2) 復旧状況	82
【復旧事例】人吉城跡	83
【復旧事例】相良のアイラトビカズラ	87
第4章 未指定文化財	89
1 未指定文化財の被災の概要	89
(1) 被災の概要	89
(2) 美術工芸品等	89
(3) 建造物	89
2 復旧状況	89
(1) 美術工芸品等	89
(2) 建造物	89
【復旧事例】大柿毘沙門堂・木造毘沙門天立像	90
第5章 文化財関連施設と収蔵資料	93
1 被災の概要	93
2 復旧状況	93
【復旧事例】旧八代市西部文化財収蔵施設	94
第4部 総括	
総括	101
付    編	
参    考    資    料	
主要参考文献	

## 目次

### 第1部

- |      |                                      |      |                                  |
|------|--------------------------------------|------|----------------------------------|
| 図1-1 | 令和2年7月豪雨における県内アメダス総降水量の分布図           | 図1-4 | 平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨で被災した文化財種別毎の割合 |
| 図1-2 | 市町村毎の文化財被災件数                         | 図1-5 | 平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨における文化財の被害内容   |
| 図1-3 | 平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨における県内文化財の被災範囲（地域） | 図1-6 | 初期・中期・長期における主な動き                 |

### 第2部

- |       |  |       |                                  |
|-------|--|-------|----------------------------------|
| 図2-1  | 令和2年度（2020年度）文化課体制図                          | 図2-11 | 被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）復旧支援事業概要     |
| 図2-2  | 文化財レスキュー事業の班体制と主な役割                          | 図2-12 | 地域コミュニティ施設等再建支援事業概要              |
| 図2-3  | 文化財レスキュー事業の経過                                | 図2-13 | 熊本県球磨川流域復興基金交付金事業における事務の流れ（イメージ） |
| 図2-4  | 文化財レスキュー事業の流れ                                | 図2-14 | 出前授業年間スケジュール                     |
| 図2-5  | 廃棄防止を呼びかけるチラシ                                | 図2-15 | 令和6年度（2024年度）出前授業指導計画            |
| 図2-6  | 国登録有形文化財化支援事業の内容                             | 図2-16 | 令和6年度（2024年度）出前授業アンケート結果         |
| 図2-7  | 国登録有形文化財化支援事業の流れ                             | 図2-17 | 出前講座チラシ                          |
| 図2-8  | 所有者支援業務・復旧工事支援業務フロー図                         |       |                                  |
| 図2-9  | 現地調査業務・意見具申書作成業務フロー図                         |       |                                  |
| 図2-10 | 令和2年7月豪雨で被災した文化財及び地域コミュニティ施設の復旧に係る民間事業者の負担割合 |       |                                  |

### 第3部

- |      |                |       |                                 |
|------|----------------|-------|---------------------------------|
| 図3-1 | 青井阿蘇神社位置図      | 図3-8  | 大柿毘沙門堂及び木造毘沙門天立像位置図             |
| 図3-2 | 青井阿蘇神社禊橋位置図    | 図3-9  | 文化財収蔵施設の災害対策例                   |
| 図3-3 | 大門観音堂の鰐口位置図    | 図3-10 | 旧八代市西部文化財収蔵施設位置図                |
| 図3-4 | 真宗禁制の遺物一括位置図   | 図3-11 | 旧八代市西部文化財収蔵施設収蔵資料救出におけるトリアージの基準 |
| 図3-5 | 人吉城跡位置図        |       |                                 |
| 図3-6 | 人吉城跡被害状況図      |       |                                 |
| 図3-7 | 相良のアイラトビカズラ位置図 |       |                                 |

## 表目次

### 第1部

表 1-1	指定等文化財の被災状況及び復旧状況	表 1-2	文化財種別毎の被災件数
-------	-------------------	-------	-------------

### 第2部

表 2-1	令和2年7月豪雨の災害対応に当たり文化課から発出した文書一覧①	表 2-8	令和2年7月豪雨で被災した文文化財の復旧等に係る主な補助事業
表 2-2	令和2年7月豪雨の災害対応に当たり文化課から発出した文書一覧②	表 2-9	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金／国宝重要文化財等防災施設整備費補助金交付実績（災害復旧事業）
表 2-3	文化財レスキュー事業における文化財の救出状況	表 2-10	熊本県文化財保存事業費補助金交付実績（災害復旧事業）
表 2-4	救出資料の返却状況	表 2-11	熊本県球磨川流域復興基金交付実績
表 2-5	令和2年7月豪雨における歴史的建造物の被災状況	表 2-12	出前授業実施実績
表 2-6	令和2年7月豪雨の災害対応に当たり連携等をいただいた主な機関（県内）	表 2-13	出前講座開催実績
表 2-7	令和2年7月豪雨の災害対応に当たり連携等をいただいた主な機関（県外）		

### 第3部

表 3-1	令和2年7月豪雨における指定等文化財の被災及び復旧状況（建造物）	表 3-5	令和2年7月豪雨における指定等文化財の被災及び復旧状況（天然記念物）
表 3-2	令和2年7月豪雨における指定等文化財の被災及び復旧状況（美術工芸品）	表 3-6	令和2年7月豪雨における指定等文化財の被災及び復旧状況（重要文化的景観）
表 3-3	令和2年7月豪雨における指定等文化財の被災及び復旧状況（有形民俗文化財）	表 3-7	旧八代市西部文化財収蔵施設救出・応急処置・返却資料数
表 3-4	令和2年7月豪雨における指定等文化財の被災及び復旧状況（史跡）		

## 写真目次

### 第2部

- |        |                  |        |         |
|--------|------------------|--------|---------|
| 写真 2-1 | 整理番号を記載した荷札と救出資料 | 写真 2-3 | 出前授業の様子 |
| 写真 2-2 | 文化財レスキュー事業の様子    | 写真 2-4 | 出前講座の様子 |

### 第3部

- |         |                  |         |                                    |
|---------|------------------|---------|------------------------------------|
| 写真 3-1  | 青井阿蘇神社社殿（東から）    | 写真 3-11 | 木造毘沙門天立像                           |
| 写真 3-2  | 青井阿蘇神社拝殿（南から）    | 写真 3-12 | 旧八代市西部文化財収蔵施設被災<br>状況              |
| 写真 3-3  | 青井阿蘇神社禊橋（北西から）   | 写真 3-13 | 被災した写真資料                           |
| 写真 3-4  | 大門観音堂の鰐口         | 写真 3-14 | 旧八代市西部文化財収蔵施設被災<br>確認の様子           |
| 写真 3-5  | 真宗禁制の遺物一括（俎板仏）   | 写真 3-15 | 旧八代市西部文化財収蔵施設所蔵<br>資料の応急処置状況（写真資料） |
| 写真 3-6  | 真宗禁制の遺物一括（傘仏）    | 写真 3-16 | 旧八代市西部文化財収蔵施設所蔵<br>資料の応急処置状況（図面類）  |
| 写真 3-7  | 人吉城跡三の丸北側斜面（北から） |         |                                    |
| 写真 3-8  | 人吉城跡北外曲輪（東から）    |         |                                    |
| 写真 3-9  | 相良のアイラトビカズラ（東から） |         |                                    |
| 写真 3-10 | 大柿毘沙門堂（東から）      |         |                                    |

## 第 1 部 文化財の被害状況と復旧の歩み



# 第1章 令和2年7月豪雨と文化財被害

## 1 令和2年7月豪雨の概要

令和2年7月豪雨<sup>1</sup>は、令和2年(2020年)7月3日から31日にかけて日本付近に停滞した前線の影響で暖かく湿った空気が継続して流れ込んだことにより、西日本から東日本にかけての広い範囲に長期間の大雨をもたらした集中豪雨である<sup>2</sup>。この豪雨では、球磨川や筑後川、飛騨川、江の川、最上川といった日本各地の大河川での氾濫が相次いだ他、土砂災害や低地浸水等による人的被害、物的被害が多く発生した。

熊本県では、7月3日夜半前から県南地域<sup>3</sup>を中心に線状降水帯が形成され1日で7月約1か月分の降水量を記録した。人吉・球磨地域の山江・一勝地・人吉・上・多良木・湯前横谷や芦北・水俣地域の田浦・水俣、天草地域の牛深といった県南九つの観測地点では、4日朝夕にかけての12時間降水量が観測史上1位を記録している(図1-1)。特に、球磨川流域の人吉市や球磨村、八代市、佐敷川流域の芦北町では、広範囲に降った大量の雨が河川に流れ込んだことにより大氾濫を引き起こされたほか、人吉・球磨地域をはじめ八代地域、芦北・水俣地域、天草地域で土砂崩れ等も発生した。さらに、7月6日から8日未明にかけては、県北地域<sup>4</sup>で断続的に非常に激しい雨が降り河川の増水や土砂崩れが発生した。

令和2年7月豪雨は、県内各地で河川の氾濫や土砂災害を引き起こし、県南地域を中心に家屋の浸水や倒壊が起こったほか、公共土木施設やライフラインにも甚大な被害を

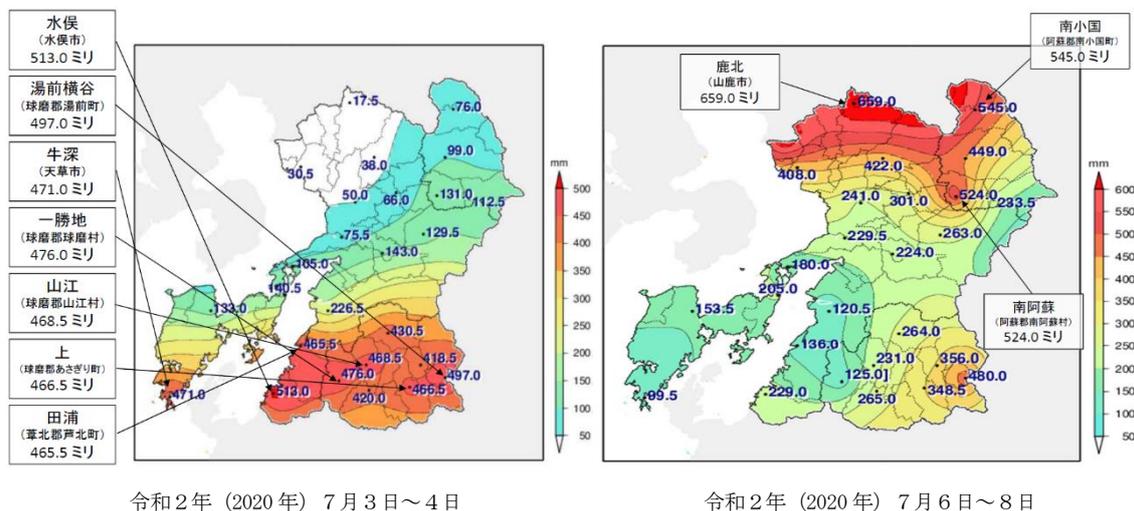


図1-1 令和2年7月豪雨における県内アメダス総降水量の分布図

(熊本気象台ホームページ ([https://www.jma-net.go.jp/kumamoto/shosai/kakusyusiryou/20200705\\_kumamoto.pdf](https://www.jma-net.go.jp/kumamoto/shosai/kakusyusiryou/20200705_kumamoto.pdf)) 及び [https://www.jma-net.go.jp/kumamoto/shosai/kakusyusiryou/20200708\\_kumamoto.pdf](https://www.jma-net.go.jp/kumamoto/shosai/kakusyusiryou/20200708_kumamoto.pdf)) より)

<sup>1</sup> 「報道資料 令和2年7月3日からの豪雨の名称について」(令和2年(2020年)7月9日、気象庁予報部)

<sup>2</sup> 「災害をもたらした気象事例 令和2年7月豪雨 令和2年(2020年)7月3日～7月31日」(令和2年8月11日、気象庁)

<sup>3</sup> 「県南地域」とは、八代地域、芦北・水俣地域、人吉・球磨地域、天草地域を指す。

<sup>4</sup> 「県北地域」とは、荒尾・玉名地域、鹿本地域、菊池地域を指す。

もたらした。なお、令和3年（2021年）3月30日現在の県内における人的被害は死者65人、行方不明者2人、重軽傷者51人である。また、住家被害は、全壊1,491棟、半壊3,098棟、床上浸水292棟、床下浸水426棟、一部損壊2,069棟となっている。その他国道219号やJR九州肥薩線等県民の生活に不可欠なインフラ施設や商工業、観光業、農林水産業等にも甚大な被害が生じた。令和3年3月30日現在の被害額は、県や関係機関が公表した推計によると約5,222億円に上る。これは、昭和以降に県内で発生した災害のうち平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という。）に次ぐ被害額である。

## 2 文化財被害の概要

令和2年7月豪雨では、指定・未指定に限らず県内に所在する多くの文化財が被災した。被災した文化財の件数は、国指定文化財15件、県指定文化財9件、国登録文化財19件、市町村指定文化財40件の計83件である（表1-1）。文化財種別毎には建造物33件、美術工芸品19件、有形民俗文化財1件、無形民俗文化財1件、史跡24件、天然記念物4件、重要文化的景観1件となっている（表1-2）。地域毎にみると、県南地域では人吉市が40件と最も多く、次いで芦北町が10件、八代市と天草市が4件、県北地域では、山鹿市が6件と最も多く、次いで玉名市3件、和水町2件である（図1-2）。なお、令和2年（2020年）9月14日現在の指定等文化財の被害額は概算で約18.4億円である。

熊本県文化課（以下「文化課」という。）では被災した国・県指定文化財、国選定文化財及び国登録有形文化財（以下、「指定等文化財」という）43件のうち42件を復旧対象としており<sup>5</sup>、令和7年（2025年）3月31日現在38件の復旧が完了し、復旧率は90.4%となっている（表1-1）。

表1-1 指定等文化財の被災状況及び復旧状況

令和7年（2025年）3月31日時点

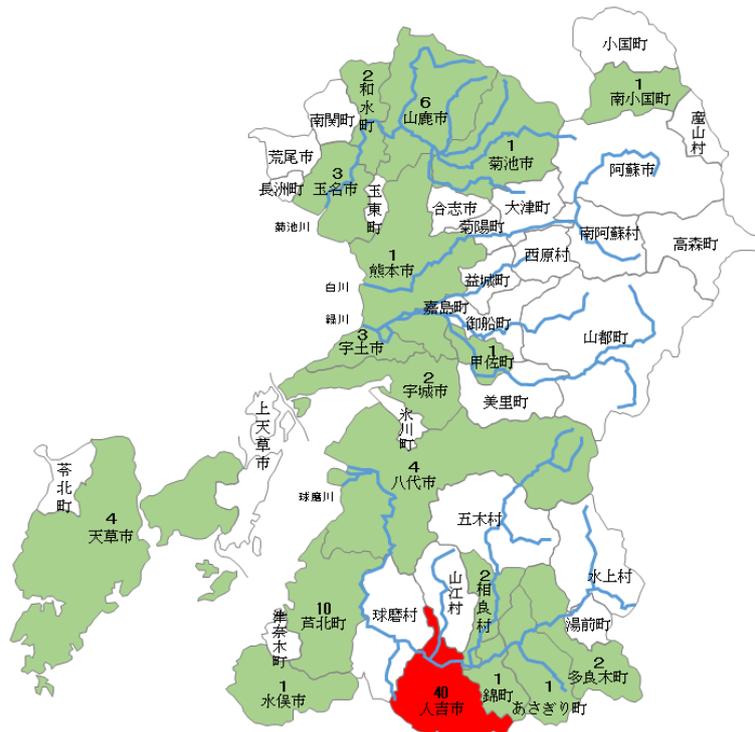
区分	被災時 指定件数	被災件数 (民間所有)	被災率	復旧対象件数 <sup>※3</sup> (民間所有)	復旧件数 (民間件数)	復旧率
国指定 <sup>※1</sup>	164件	15件 (4件)	9.1%	15件 (4件)	14件 (4件)	93.3%
県指定	391件	9件 (6件)	2.3%	9件 (6件)	9件 (6件)	100%
国登録	172件	19件 (17件)	11.0%	18件 (16件)	15件 (13件)	83.3%
小計	727件	43件 (27件)	5.9%	42件 (26件)	38件 (23件)	90.4%
(参考) 市町村指定 <sup>※2</sup>	2,397件	40件 (22件)	1.6%	40件 (22件)	-	-
(参考) 合計	3,124件	83件 (49件)	2.6%	82件 (48件)	-	-

※1 国選定含む

※2 市町村登録含む

※3 令和6年（2024年）3月6日付で国登録有形文化財「球磨川第四橋梁」が登録解除となったため、国登録の復旧対象件数は18件となっている。

<sup>5</sup> 令和6年（2024年）3月6日付で国登録有形文化財「球磨川第四橋梁」が登録解除となったため復旧対象件数は42件となった。



□ 被害なし、■ 1件～10件、■ 11件～20件、■ 21件～  
 ※ 数値は、各市町村において被災した国・県・市町村指定及び国登録文化財等の合計件数  
 ※ 複数市町村にまたがって所在する文化財はそれぞれの市町村で計上しているため、被災件数 83 件と一致しない。

図 1-2 市町村毎の文化財被災件数

表 1-2 文化財種別毎の被災件数

令和3年(2021年)2月16日まとめ

種別	区分	被災件数	種別	区分	被災件数
建造物		33 件	史跡	国指定	10 件
	国指定	3 件		県指定	5 件
	県指定	1 件		市町村指定	9 件
	国登録	19 件	名勝	0 件	
	市町村指定	9 件	天然記念物	4 件	
美術工芸品		19 件	国指定	1 件	
	市町村指定	17 件	市町村指定	3 件	
有形民俗文化財		1 件	重要文化的景観	1 件	
	県指定	1 件	国選定	1 件	
無形民俗文化財		1 件	合計		83 件
	市町村指定	1 件		国指定	14 件
無形文化財		0 件		国選定	1 件
				県指定	9 件
				国登録	19 件
			市町村指定	39 件	
			市町村登録	1 件	

### 3 平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨による文化財被害の違いと災害への備え

熊本県では、平成28年（2016年）から4年の間に熊本地震と令和2年7月豪雨という二つの大規模災害を経験した。以下、これら二つの災害が文化財に与えた影響を文化財の被災範囲（地域）、被災した文化財種別毎の割合、文化財の被害内容の三つの観点で整理し、災害に備えた文化財防災の在り方を考える。

まず、文化財の被災範囲（地域）から比較する。熊本地震では、県内の8割にあたる36市町村に所在する355件の国・県・市町村の指定等文化財が被災した。それに対し、令和2年7月豪雨では、県内の4割にあたる18市町村に所在する83件の指定等文化財が被災している。熊本地震では、震源地である益城町及び西原村とその周辺市町村を中心としながらも県下全域に被害がおよんだのに対し、令和2年7月豪雨では非常に激しい雨に見舞われた県南地域と県北地域に被害が集中する傾向にある（図1-3）。豪雨災害は、地震災害に比べ時間的にも空間的にも被害を受ける範囲が限定されたと言える。

次に、被災した文化財種別毎の割合を比較する。熊本地震及び令和2年7月豪雨ともに最も被災の割合が高かったのは建造物で全体の4割から5割程度を占める。次いで史跡が3割程度、美術工芸品が1割から2割程度となっている（図1-4）。文化財種別毎の被災割合は、二つの災害による被害を概観した結果、災害の種類による違いはあまり大きくない。被災傾向は類似しており、いずれの災害においても建造物や史跡が被災する確立が高く、美術工芸品も一定数被災する傾向にある。

最後に、文化財の被害内容を比較する。ここでは、被害内容の傾向をより分かりやすく把握するため建造物や史跡といった不動産文化財と美術工芸品等の動産文化財に大別して整理する（図1-5）。まず、不動産文化財は、災害の種類に限らず被災する確率が高いことを先に示したがその被害内容を見てみると、熊本地震では建物等の全壊・半壊・歪み・一部損壊が約7割、石積みの崩落・孕みが約1割を占めるのに対し、令和2年7

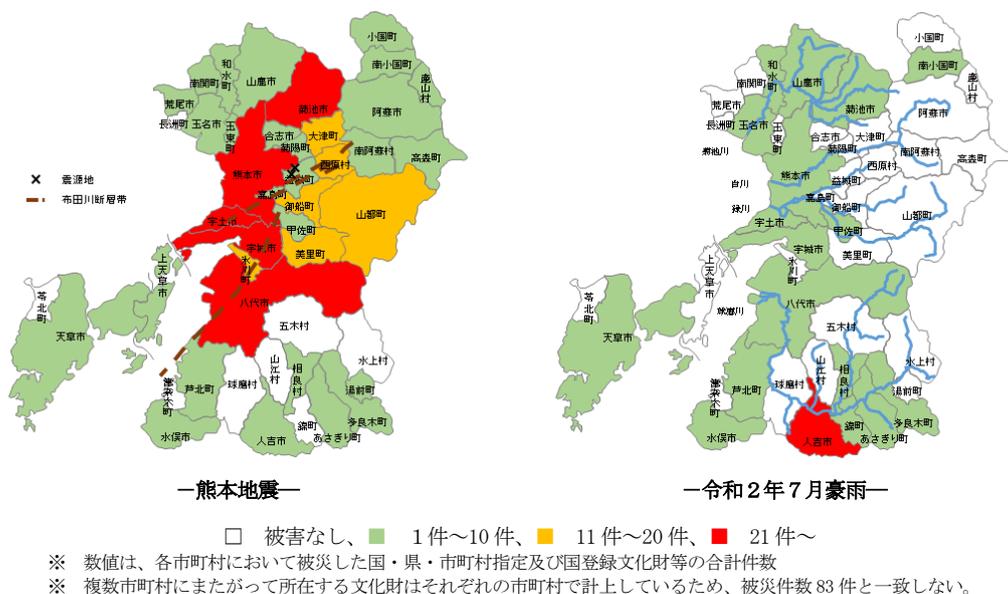
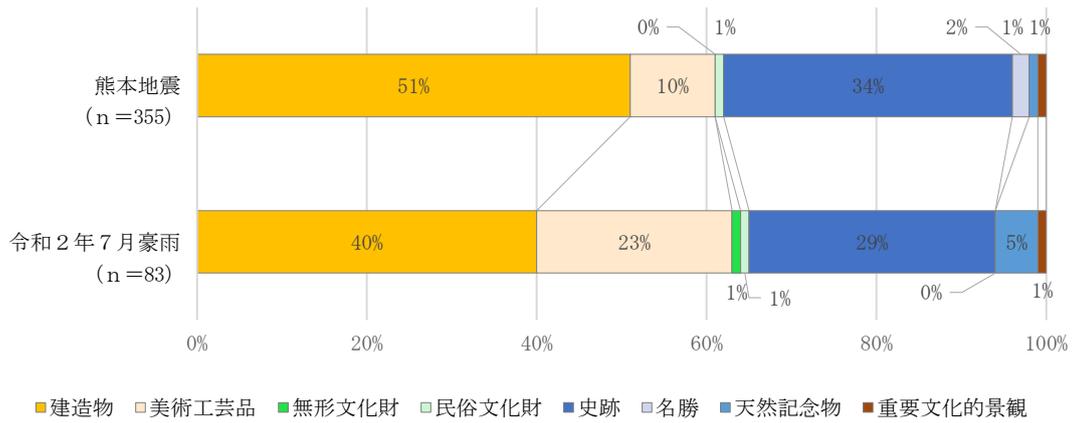
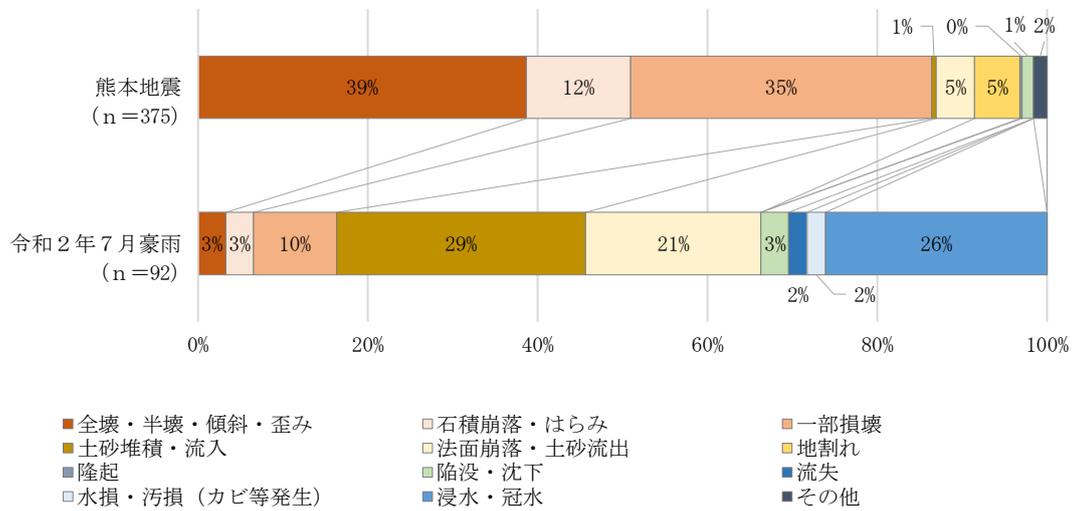


図1-3 平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨における県内文化財の被災範囲（地域）

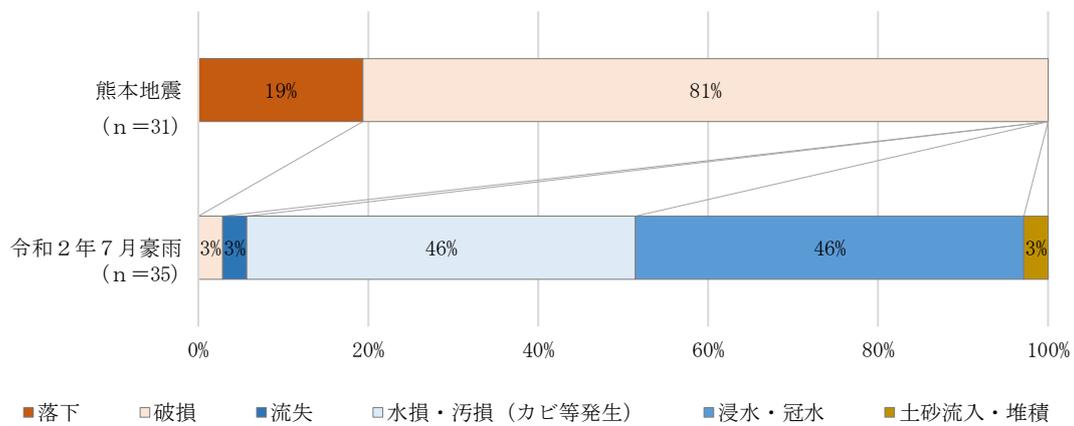


※ 数値は、被災した国・県・市町村指定及び国登録文化財等の合計件数を基に算出

図1-4 平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨で被災した文化財種別毎の割合



—不動産文化財—



—動産文化財—

※ 数値は、被災した国・県・市町村指定及び国登録文化財等の合計件数を基に算出

図1-5 平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨における文化財の被害内容

月豪雨では浸水や冠水とそれに伴う土砂の流入・堆積、法面崩落・土砂流出が約8割を占める。次いで動産文化財は、地震災害では全てが揺れに伴う落下と破損であるのに対し、豪雨災害では浸水や冠水に伴う水損・汚損で約9割を占める。このように被害内容は、不動産文化財及び動産文化財ともに災害の種類によって全く異なるを考える。

熊本地震では、津波や火災といった二次被害はなく被災の要因は揺れのみであった。一方、令和2年7月豪雨は、記録的な雨量とそれに起因する河川増水による浸水等が被災の主な要因である。この地震災害と豪雨災害における異なる被災要因が、前述した文化財の被害内容の違いにつながっている。ただし、不動産文化財の場合、法面崩落や土砂流出については、熊本地震で1割未満、令和2年7月豪雨で2割と低い割合ではあるが、被災要因に限らず一定程度発生していることが分かる。

以上、熊本地震と令和2年7月豪雨が県内文化財に与えた影響について三つの観点から整理と比較を行った。その結果、災害の種類によって被害が及ぶ範囲（地域）に大きな違いがあること、地震災害の揺れと豪雨災害の降雨・増水という異なる被災要因であっても、建造物と史跡が被災する確率が非常に高いこと、また法面崩落と土砂流出が発生する可能性も一定程度あることが明らかとなった。一方、被災要因によって文化財の被害内容に違いがあることも確認できた。

つまり、文化財防災の取組は一種類の災害に対し備えればよいものではなく、火災や地震、風水害といった様々な災害に対応できるよう準備を整えなくてはならないということである。文化財の種別毎に全ての災害に対し網羅的に対策を行うことは容易ではないが、二つの大規模災害への災害対応では、文化財ハザードマップの作成や日頃からの文化財所有者や所在地等の情報収集と状況の把握、文化財三次元データの作成等はいずれの災害にも共通する防災対策であることを確認できた。

また、文化課では、文化財を災害から守るとともに万が一被災した場合に被害を最小限にとどめ、迅速に保存と救済措置を講じるための具体的行動の指針として『熊本県文化財防災マニュアル』（以下「防災マニュアル」という。）を作成している。防災マニュアルには、災害発生時の国・県・市町村・文化財所有者の役割分担を記載しているほか、火災・地震・風水害・盗難といった災害についてそれぞれ「リスクの把握」・「事前対策」・「被災時の対応」の観点から対応策と留意事項等を整理し災害対応時の参考としている。

このように、平時から防災マニュアル作成等を通じて災害の種別毎の被害の特徴を把握し、文化財毎に適した文化財の防災対策を整理しておくことが文化財防災の取組として重要である。

#### 4 令和2年7月豪雨における新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年（2020年）は、年が明けた1月から新型コロナウイルス感染症が世界中に広がり、日本国内においても緊急事態宣言の発令による行動規制等様々な制約がかかっていた。このような状況下において国内で初めて発生した大規模災害が令和2年7月豪雨であり、災害対応において様々な面で影響を受けた。

まず、一点目は感染症対策である。例えば、文化財レスキュー事業では、毎日の検温や作業人数の制限、マスクや防護服の着用といった感染症対策を行いながら実施したが、

夏の暑さと湿度の高さも加わり、救出作業では感染症対策と熱中症対策を併行する必要が生じ、作業はかなり困難であった。一方、救出した文化財の応急処置では、マスクや手袋の着用、消毒用エタノールの噴霧及び作業部屋の換気といった通常の応急処置の際に行う対策がそのまま感染症対策を兼ねることになった。しかし、応急処置に使用する消毒用エタノール等は、感染症対策にも必要なものであったため、当時は十分な量の確保が課題であった。

二点目は、県外への協力要請が困難であったことである。熊本地震の際には、県外自治体等の支援と協力を受けながら、被災文化財の調査や文化財レスキュー事業にあたった。それに対し、令和2年7月豪雨の際には、行動制限等の影響もあり県外からの支援を受けることが難しく、被災調査や文化財レスキュー事業は文化課職員を中心に実施せざるを得なかった。そのような中でも、救出した資料の応急処置、文化財収蔵施設で水没した写真資料等の搬出と応急処置及び水損した脆弱な文化財の処置等の専門性が求められる分野については、県内外の関係機関等の協力を受けた。

また、県内の市町村職員が、被災した人吉市からの声掛けにより国史跡人吉城跡復元櫓内に堆積した土砂の除去作業をボランティアで実施した他、前述した写真資料等の応急処置に参加した。

このように令和2年7月豪雨の災害対応では、可能な範囲で県外の関係機関の協力を受けたが、行動規制の影響もあり熊本地震時以上に文化課と県内市町村や県内関係機関、研究者との連携が大きな鍵となった。新型コロナウイルス感染症という困難に直面する中で円滑に災害対応を進められたのは県内文化財関係者の連携と協力の結果である。御支援と御協力いただいた方々に改めて感謝したい。



## 第2章 発災後の経過

### 1 発災後の文化課の動き

文化課では、令和2年7月豪雨発災直後から現在に至るまで熊本地震での経験を基に災害への各種対応に取り組んでいる。ここでは発災後の文化課の動きについて初期・中期・長期の三期に分けて整理する。

なお、本稿における発災後の時期区分は、発災後2週間までを初期、発災後3週間から3ヶ月までを中期、発災後4ヶ月から現在までを長期とする。以下、初期・中期・長期の取組を概観する。

初期は、発災直後の混乱の中にありながらも迅速な対応が求められる。災害対応の中でも重要な時期である。この時期は、平時からの備えが直接影響する。主な対応は、文化財の被災情報収集や文化財レスキュー事業実施に向けた調整・準備や被災市町村への支援、関係機関への協力の要請、情報共有等である。

中期は、発災から1ヶ月が経過し、緊急対応が落ち着き始めた頃で復旧・復興に向けた調整と実際の取組が本格化した時期である。初期の取組が継続する一方で、被災者支援のための補助制度の検討や八代市西部文化財収蔵施設（当時、以下、「旧八代市西部文化財収蔵施設」という。）に収蔵されていた写真資料等の搬出・応急処置、歴史的建造物の被災調査等が新たな取組として加わった。また、県内市町村文化財担当者や関係機関、県内在住の研究者やボランティア等の支援も本格化した。

長期は、文化財の復旧と共に災害の記憶や教訓の継承に取り組む時期で、現在も取組を継続中である。主な取組は、初期・中期から継続している取組に加え、補助制度による文化財や文化財収蔵施設、地域コミュニティ施設の復旧支援、被災地への職員派遣、出前授業・講座の実施等である。

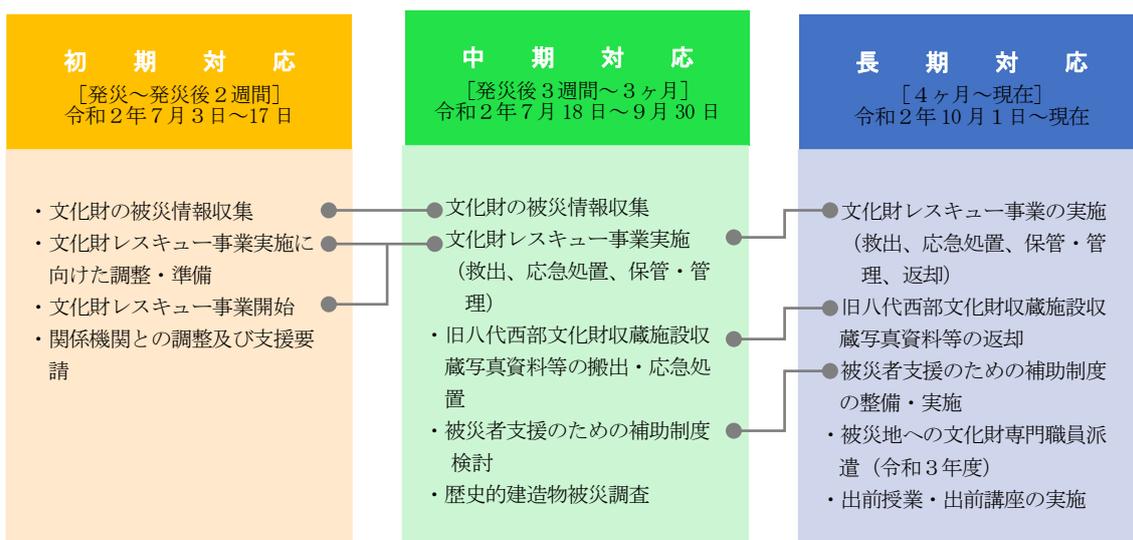


図1-6 初期・中期・長期における主な動き

## 2 初期対応（発災～発災後2週間（令和2年（2020年）7月3日～17日））

### 7月3日（金）

- ・熊本県災害警戒本部設置。

### 7月4日（土）

- ・午前4時50分、気象庁が大雨特別警報を発表。
- ・熊本県災害対策本部設置。
- ・通常の災害時と同様に2名体制で待機を開始。
- ・午前5時55分の球磨川氾濫を受け文化庁へ一報。この時、文化財の被災情報が入り次第、随時報告することを両者で確認。以降、8月上旬まで文化庁への文化財被害報告を継続。
- ・河川氾濫や土砂崩れによる文化財被害の懸念から、古文書や美術工芸品等水損に特に留意が必要な文化財への対応について課内で検討を開始。

#### （文化課以外の動き）

- ・被災市町村から文化財被害、通信状況及び現状等報告が入る。以降、随時継続して報告があった。
- ・被災市町村から県文化課に災害対応に関する相談。以降、状況が落ち着くまで随時相談があった。

### 7月5日（日）

- ・午前中、市町村支援及び文化財レスキュー事業開始に向けた課内打合。
- ・県が過去に実施した古文書悉皆調査の成果や熊本被災史料レスキューネットワーク（以下「熊本史料ネット」という。）から提供を受けたデータ等と国土地理院が作成した浸水推定図を照合し、文化財レスキュー事業の救出対象文化財の選定及びその所在地のリスト化に着手。
- ・未指定文化財初期対応方針決定。
- ・県内外の関係機関や研究者等からの水損した資料の保全等に関する情報収集を本格化。収集した情報は適宜関係機関や市町村と共有。
- ・週明けに被災した施設へ立ち入るといった情報が市町村から入り、水害後初めて資料館等に立ち入る際の留意事項等必要な情報をとりまとめ課内で共有の上、関係市町村に共有。
- ・文化財の被災情報の収集を継続。この時点では、被災市町村や県内在住の研究者からの連絡による情報収集が主となる。

#### （文化課以外の動き）

- ・県内外関係機関や研究者からの情報提供、助言をいただく。以降、現在まで定期的に協力を受けている。

### 7月6日（月）

- ・週が明け、被災文化財に関する災害対応の取組が本格化。
- ・文化課職員が初めて現地入りし、人吉市や芦北町の建造物を中心に文化財の被害調査を実施。以降、7月22日頃まで随時文化課職員による現地確認を実施。

- ・文化課・熊本県立美術館（以下「県立美術館」という。）・熊本県博物館ネットワークセンター（以下「県博物館ネットワークセンター」という。）・熊本史料ネットが、熊本大学永青文庫研究センターに集まり、文化財レスキュー事業の開始について協議。
- ・『水損資料レスキューマニュアル』（以下「レスキューマニュアル」という。）や水損資料廃棄防止を呼びかけるチラシの作成開始。
- ・県庁各課に対し救出資料を保管するための冷凍施設の提供を依頼。冷凍施設の手配は7月13日までに完了した。
- ・関係機関等への協力要請と情報共有。
- ・県内市町村宛てに災害時における埋蔵文化財や記念物の文化財保護法における取扱に関する文書を発出。

#### （文化課以外の動き）

- ・人吉市と芦北町が被災した文化財の救出を文化課へ要請。

### 7月7日（火）

- ・文化財レスキュー事業で救出した資料の応急処置について助言を得るため、文化財防災ネットワーク事務局を通じて九州国立博物館へ担当職員の派遣を依頼。
- ・人吉市職員と協力し、人吉城歴史館展示の紙資料を中心に先行レスキューを実施<sup>6</sup>。
- ・市町村の負担軽減と情報の混乱防止のため、被災した市町村毎に1～2名の文化課職員を連絡係として配置。以降、被災市町村との連絡は状況が落ち着くまで連絡係を窓口を実施した<sup>7</sup>。

#### （文化課以外の動き）

- ・九州自動車道八代インターチェンジと人吉インターチェンジの間の通行止め解除。
- ・人吉市から国史跡人吉城跡内の復元櫓で保管していた前原勘次郎植物標本の救出要請。
- ・民間企業から被災した文化財への寄附に関する問合せ。
- ・文部科学省から県へ文化財等の被害状況等に関するヒアリング。

### 7月8日（水）

- ・文化財レスキュー事業実施の可否に関する被災市町村首長への意向確認開始。
- ・文化財レスキュー事業実施体制の整備やシフト調整を開始。
- ・水損した古文書等の廃棄防止を呼びかける「古文書などの保存についてのお願い」文書を作成し、市町村等を通じ県民に対し発出。
- ・熊本県立図書館（以下「県立図書館」という。）との情報共有開始。
- ・人吉市から要請があった前原勘次郎植物標本の救出について県文化財保護審議会委員（植物担当）に相談。
- ・課内での報告・対応様式、被災地で職員が撮影した写真の共有ハードディスクへの

<sup>6</sup> 文化財レスキュー事業開始前の令和2年（2020年）7月7日～10日に実施した被災文化財の救出作業のことをいう。

<sup>7</sup> 人吉市では、この時に作成した県市職員からなるLINEグループを令和3年（2021年）6月頃まで活用した。

格納ルールの統一等情報の混乱を防ぐ措置を実施。

**(文化課以外の動き)**

- ・熊本史料ネットから寄附受入に関する情報提供。

**7月9日(木)**

- ・文化財レスキュー事業の救出対象となる文化財101件のリスト化が完了。
- ・人吉城歴史館展示の稲留家の馬具(熊本県重要文化財)や獅子頭等の先行レスキューを実施。

**7月10日(金)**

- ・文化財レスキュー事業実施の可否に関する被災市町村首長への意向確認完了。
- ・レスキューマニュアル完成。
- ・水損資料廃棄の防止を呼びかけるチラシが完成し、人吉市ボランティアセンター等で配布を開始。
- ・文化財レスキュー事業実施体制確定、シフト表完成。
- ・文化財レスキュー事業に係る課内関係者事前打合せ。
- ・7月13日からの文化財レスキュー事業開始を関係機関へ周知。
- ・人吉市内個人宅において古文書の先行レスキューを実施。
- ・先行レスキューで救出した資料の応急処置開始。以降、文化財レスキュー事業救出資料とともに12月下旬まで作業継続。

**(文化課以外の動き)**

- ・九州国立博物館職員2名熊本入り。先行レスキューで救出した資料の現状確認及び応急処置を実施。

**7月13日(月)**

- ・文化課主体による文化財レスキュー事業開始。
- ・冷凍施設の手配完了。
- ・文化財レスキュー事業の周知を図るため報道機関へ情報提供。
- ・前原勘次郎植物標本の対応について県博物館ネットワークセンターと協議。以降、県博物館ネットワークセンターが資料の救出と処置を担当<sup>8</sup>。

**7月15日(水)**

- ・集中的に文化財の被災状況の現地確認。7月22日まで。

**7月17日(金)**

- ・公益社団法人日本建築士会連合会九州ブロック会(以下「建築士会九州ブロック会」という。)からの協力依頼を受け、歴史的建造物被災調査に関する情報提供や市町村への連絡等での同会への協力開始。

**(文化課以外の動き)**

- ・建築士会九州ブロック会から文化課へ歴史的建造物被災調査への協力依頼。

---

<sup>8</sup> 安田晶子・前田哲弥・金重雅彦 2021「令和2年7月豪雨による水損植物標本の救済活動」『熊本県博物館ネットワークセンター紀要』第1号 熊本県博物館ネットワークセンター pp.59-70

### 3 中期対応（発災後3週間～3ヶ月（令和2年（2020年）7月18日～9月30日）

#### 7月18日～31日

- ・7月22日までに救出対象文化財リストに掲載された全訪問先への訪問が終了。以降、11月10日まで所有者の要請に応じ随時、救出作業を実施。

#### （文化課以外の動き）

- ・市町村が手続きを経て補助金の交付決定前に被災した国指定文化財の復旧事業に着手。以降、現在まで復旧事業が継続中<sup>9</sup>。

#### 8月

- ・上旬、建築士会九州ブロック会が実施する歴史的建造物被災調査に協力。
- ・中旬、八代市の要請を受け旧八代市西部文化財収蔵施設に収蔵していた写真資料等を県有施設へ搬出。搬出した資料の応急処置実施。以降、9月前半まで継続。
- ・被災文化財の所有負担軽減や地域コミュニティ施設復旧に対する支援策の検討を開始。

#### （文化課以外の動き）

- ・市町村職員や熊本史料ネット関係者等が、県有施設において文化財レスキュー事業による救出資料及び旧八代市西部文化財収蔵施設から搬出した写真資料の応急処置を支援（8月19日から9月11日まで随時。）。

#### 9月

- ・初旬、関係市町村等へ文化財レスキュー事業の実施状況を報告。
- ・被災した文化財等の復旧に向けて所有者負担軽減や地域コミュニティ施設等の支援策整理。
- ・被災文化財被害額等集計。

### 4 長期対応（発災後4ヶ月～現在（令和2年（2020年）10月1日～現在）

#### 令和2年（2020年）10月1日から令和3年（2021年）3月31日

- ・令和2年11月、「球磨川流域復興基金」創設に伴い被災者支援策のうち地域コミュニティ施設に対する補助事業を開始。
- ・同11月、旧八代市西部文化財収蔵施設から県有施設へ搬出した資料を全て八代市に返却。
- ・同12月下旬まで、文化財レスキュー事業で救出した資料の応急処置が一通り完了。
- ・令和3年2月、令和2年7月豪雨被災文化財への対応経験を踏まえレスキューマニュアルを改定。
- ・同2月から3月、補正予算成立に伴い文化財関係国・県補助金の交付・繰越手続を実施（令和3年度以降は、通常の年間スケジュールに沿って補助事業を実施中。）。
- ・同3月、民間所有被災文化財に対する補助事業（所有者負担軽減）を開始。
- ・同3月、所有者に文化財レスキュー事業に係る文化財等一時預かり証を正式に交付。
- ・同3月、文化財レスキューで救出した資料の返却を開始。以降、現在まで継続中。

<sup>9</sup> 令和7年（2025年）3月現在、復旧対象文化財42件のうち38件の復旧が完了している。

- ・公立社会教育施設災害復旧補助金に係る市町村との調整開始（令和3年度まで。）。

**（文化課以外の動き）**

- ・令和2年（2020年）10月、熊本県が「球磨川流域復興基金」創設。
- ・令和3年（2021年）3月、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所から文化課に対し球磨川水系緊急治水対策プロジェクトの説明。

**令和3年度（2021年度）**

- ・4月から令和4年（2022年）3月まで、人吉市へ文化財専門職（考古学）を派遣。
- ・課内に課長、課長補佐、班長及び担当職員（建造物・史跡・球磨川流域復興基金）からなる「令和2年7月豪雨災害被災文化財等復興支援」文化課プロジェクトチーム設置。
- ・球磨川水系緊急治水対策プロジェクトに伴う協議・調整及び予備調査等埋蔵文化財に関する対応。以降、現在まで継続。
- ・文化財レスキュー事業で救出した資料の保管・管理、返却。以降、現在まで継続中。

**令和4年度（2022年度）**

- ・県が実施する宅地整備事業・土地区画整理事業等に係る関係者調整・協議及び予備調査等埋蔵文化財に関する対応。以降、令和5年度まで。
- ・被災した歴史的建造物の国登録化に向けた支援事業開始。以降、現在まで継続中。
- ・災害の記憶の継承と文化財保護意識の醸成を目的とした出前授業・出前講座実施の検討。

**（文化課以外の動き）**

- ・公立社会教育施設災害復旧補助金交付。

**令和5年度（2023年度）・令和6年度（2024年度）・令和7年度（2025年度）**

- ・文化財レスキュー事業で救出後、九州歴史資料館において真空凍結乾燥処理を行った資料の引き取り。現在、県有施設において当該資料の泥落とし等処置を継続して実施。
- ・令和5年度から被災12市町村（八代市・人吉市・芦北町・錦町・あさぎり町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村）を対象とした出前授業・出前講座を開始。以降、現在まで継続中。
- ・令和5年度に、県が実施する宅地整備事業・土地区画整理事業等に係る関係者調整・協議・予備調査等埋蔵文化財に関する対応が終了。

## 第2部 文化財復旧の取組と情報発信



# 第1章 文化財復旧の取組

## 1 文化課の取組

### (1) 対応方針と体制

文化課では「被災市町村の負担軽減」と「速やかな文化財レスキュー事業の開始」を令和2年7月豪雨の災害対応方針とした。



図2-1 令和2年度(2020年度)文化課体制図

令和2年7月豪雨の発災当時、文化課の人員は課長、審議員、課長補佐及び課員あわせて34名で、総務班9名、文化財活用班9名、文化財調査班13名の3班体制であった(図2-1)。災害対応の総括は文化財担当の課長補佐が行い、各班の主な担当は総務班が予算や基金、社会教育施設、コミュニティ施設の復旧に関する事、文化財活用班が文化財レスキュー事業(窓口・作業)や民間助成に関する事、文化財調査班が文化財レスキュー事業(作業)や被災文化財に関する情報収集、補助事業に関する事であった。被災した文化財に関する個別対応は、文化財の種別毎に文化財活用班及び文化財調査班の各担当を中心に対応に当たった。また、出先機関である県立美術館、熊本県立装飾古墳館(以下「県立装飾古墳館」という。)、歴史公園鞠智城・温故創生館(以下「温故創生館」という。)も文化課と連携して文化財レスキュー事業に取り組んだ。

## (2) 文書の発出

令和2年7月豪雨に関し文化課では時宜に合わせて通知文や依頼文、御礼状等18件の文書を発出している(表2-1・2-2)。

発出した文書は、被災文化財の取扱に関するもの、災害対応に関するもの、その他の三つに分けられる。

被災文化財の取扱に関する文書は、発災直後と発災3ヶ月後に市町村に対して発出している。その内容は、災害に伴う文化財保護法の規定の取扱についてである。

また、文化財レスキュー事業等災害対応に関するものは、県関係機関や市町村等に対するものと県民に対するものがある。前者は、事業の周知を図るものや事業への協力を依頼するもの、事業への協力に対する御礼である。後者は、被災者に向けた古文書等の資料の廃棄防止を目的としたお願い文書やチラシである。

その他、令和2年7月豪雨で複数の文化財収蔵施設が浸水し、収蔵資料が水損する事態が発生したことを受け、令和2年10月7日付けで市町村に対し文化財収蔵施設の災害対策に関し注意喚起を図る文書も発出している。この文書では、文化財収蔵施設の災

表2-1 令和2年7月豪雨の災害対応に当たり文化課から発出した文書一覧①

種別※	日付	文書番号	発出先	件名
取 扱	令和2年7月6日	教文第691号	市町村	令和2年7月4日の大雨に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の取扱いについて(通知)
取 扱	令和2年7月6日	教文第717号	市町村	令和2年(2020年)7月4日からの大雨に伴う災害復旧事業に係る文化財保護法125条第1項ただし書の既定の適用について(通知)
対 応	令和2年7月7日		文化財防災ネットワーク事務局	文化財防災ネットワーク事務局へ九博防災担当者の派遣依頼
対 応	令和2年7月8日		市町村	令和2年7月4日の大雨に伴う文化財レスキュー事業への協力について(依頼)
対 応	令和2年7月8日		被災者	古文書等の保存についてのおお願い—令和2年7月4日大雨 被災地区の皆様へ—

※ 「取扱」被災文化財の取扱に関する文書、「対応」災害対応に関する文書、「その他」その他文書

表 2-2 令和2年7月豪雨の災害対応に当たり文化課から発出した文書一覧②

種別※	日付	文書番号	発出先	件名
対応	令和2年7月10日		関係市町村	令和2年7月4日の大雨に伴う文化財レスキュー事業の実施について（通知）
対応	令和2年7月10日		関係機関	令和2年7月豪雨に伴う文化財レスキュー事業を7月13日（月）から開始します
対応	令和2年7月13日	教文第741号	県関係課	文化財レスキュー事業に伴う冷凍施設の使用について（依頼）
対応	令和2年7月29日	事務連絡	市町村	令和2年7月豪雨歴史的建造物被災調査のお知らせ（情報提供）
対応	令和2年8月7日	教文第905号	市町村	令和2年7月豪雨による被災文化財等の救出・復旧支援のための職員派遣について（依頼）
対応	令和2年8月11日	教文第918号	市町村	令和2年7月豪雨による被災文化財等の救出・復旧支援のための職員派遣について（依頼）
対応	令和2年8月28日	教文第1025号	市町村	令和2年7月豪雨による被災文化財等の救出・復旧支援のための機材提供について（依頼）
対応	令和2年8月28日	教文第1027号	市町村	令和2年7月豪雨による被災文化財等の復旧支援のための職員派遣について（依頼）
対応	令和2年9月10日	教文第1107号	市町村	令和2年7月豪雨による被災文化財等の復旧支援のための職員派遣の期間延長について（依頼）
その他	令和2年10月7日	教文第1299号	市町村	文化財収蔵施設の災害対策について（通知）
対応	令和2年10月9日	教文第1315号	関係機関	令和2年7月豪雨における文化財レスキュー事業への物資支援について（依頼）
取扱	令和2年10月14日	教文第1364号	市町村	令和2年7月豪雨の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて（通知）
対応	令和2年10月14日		市町村	令和2年7月豪雨による被災文化財等の復旧支援のための職員派遣について（お礼）
対応	令和2年12月23日	教文第1955号	市町村	令和2年7月豪雨による被災文化財等の救出・復旧支援について（お礼）
対応	令和3年3月19日	教文第2631号	関係者	文化財等一時預かり証の交付について
対応	令和3年3月30日	教文第2750号	市町村	令和2年7月豪雨による被災文化財等の救出・復旧支援について（お礼）

※ 「取扱」被災文化財の取扱いに関する文書、「対応」災害対応に関する文書、「その他」その他文書

害対策として、ハザードマップによる災害危険度の確認、災害リスクが高い収蔵施設からの資料の移動、資料の高層階での保管等を挙げている。

### （3）被災市町村負担最小化の取組

#### ア 連絡窓口の一本化

令和2年7月豪雨の災害対応で新たに取り組み、うまく機能したのが連絡窓口の一本化である。これは、市町村の負担軽減、情報の混乱防止を目的に文化課において被災市

町村毎に1～2名の職員を連絡係として決めたものである。

本県の場合、通常、文化財に関する市町村からの連絡窓口は、文化財の種別毎に異なっており、市町村の職員は相談内容に応じて文化課の連絡窓口を選択する必要がある。しかし、非常時において、内容によってその都度県の文化財担当者を選択し、報告することは市町村にとって負担になると考えられ、熊本地震の経験から被災市町村には各所から様々な問合せが殺到しているとも想定された。そこで、文化課では、被災市町村からの連絡窓口を一つにし、文化財の種別に関わらずいかなる情報も全て各市町村担当の連絡係が報告を受ける手法を取った。小さな取組であるが、文化課への報告・連絡に係る手間を省略することで市町村の負担をある程度抑えることができたと考えている。さらに、県から市町村に対し何度も同じような問合せをすることがなくなると共に市町村から受けた情報を連絡係が整理し共有を図ることで課内での情報の混乱も抑えられた。

なお、被災市町村と文化課の連絡にはソーシャルネットワーク（以下「SNS」という。）を活用した。これは、豪雨後被災地の通信状況が不安定であったこと等が要因であったが、SNSの活用により市町村職員が現地で確認した事項をメールや文書で報告するためにわざわざ職場に戻る必要がなくなり、個人の携帯電話から即時的に写真と共に状況を県に報告することが可能となった。また、県や市町村で関係者が複数人にわたる場合には、LINEのグループ機能を活用することで、一斉配信による情報共有を行うことができた。

#### **イ 文化課職員による現地調査・被災状況の把握**

熊本地震の災害対応では、被災文化財の現地調査や文化財レスキュー事業等様々な面で九州各県の文化財専門職員や県文化財保護指導委員をはじめとする関係者や関係機関の協力を受けた。

一方、令和2年7月豪雨の災害対応では、新型コロナウイルス感染症の影響で同様の協力を受けることは困難であった。そのため、文化課では発災3日後に建造物を中心に人吉市・芦北町の現地調査を行い、その後7月22日まで随時文化財の被災状況確認のための現地調査を行った。また、市町村職員のストレスの蓄積や健康状態が懸念されたため、7月中旬には被災市町村を回り担当職員と直接話をする機会を設けた。

#### **ウ 市町村支援**

文化課では、発災直後から人吉城歴史館展示資料の救出と応急処置（先行レスキュー）をはじめとした市町村支援を行った。しかし、文化課職員だけでは人員が不足する状況であったため、令和2年7月豪雨の災害対応では、文化財レスキュー事業に係る応急処置等において県内市町村や関係機関等の協力を得ながら、業務を進めた。

また、令和3年（2021年）4月から令和4年（2022年）3月まで、文化課から文化財専門職（考古学）を1年間人吉市へ派遣し、その職員が市町村職員と共に域内の文化財復旧等の業務に従事した。

#### **（4）埋蔵文化財に係る取組**

文化課では、令和2年7月豪雨に係る国及び県事業における埋蔵文化財の取扱について調整等を行っている。

国事業では、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所が所管する人吉出張所新築工事や球磨川水系緊急治水対策プロジェクト（以下「球磨川治水プロジェクト」という。）に伴って令和2年度（2020年度）末から協議・調整及び予備調査等を行っている。特に、球磨川治水プロジェクトに関しては、大規模事業のため令和3年度（2021年度）に踏査を行い、令和5年度（2023年度）から重点的に予備調査を実施している。今後も、準備が整い次第順次予備調査を行い、埋蔵文化財の取扱について協議・調整を行う予定である。

県事業では、県が代執行する球磨村渡地区山口居住エリア整備事業や青井被災市街地復興土地区画整理事業等に伴う予備調査を令和4年度（2022年度）・令和5年度に実施した。予備調査の結果、埋蔵文化財は確認されず県事業に係る埋蔵文化財の対応は終了した。

### （5）『熊本県文化財防災マニュアル』の改定

文化課では、熊本地震を契機に防災マニュアルの作成を開始し、令和2年5月に初版を刊行した。刊行後すぐに令和2年7月豪雨が発生したため、市町村や所有者に対しマニュアルの内容を十分に周知する時間を確保することができず、マニュアルを十分に活かすことができなかつた。その反省から現在、文化課では研修等の機会をとらえ年1回以上防災マニュアルの周知や文化財防災の啓発を行っている。

また、令和4年度には熊本地震や令和2年7月豪雨で被災した市町村と意見交換会を行い、被災経験を踏まえより現状に沿った防災マニュアルへと改定を行った。

### （6）活かされた熊本地震の経験と課題及び今後の展望

熊本地震の災害対応では、九州各県の文化財専門職員や県文化財保護指導委員等をはじめとする県内外の関係者の協力を得ながら様々な対応を進めたが、令和2年7月豪雨の災害対応では先述のとおり新型コロナウイルス感染症による制約を受けながらの対応を取らざるを得なかつた。

そのような中であっても熊本地震での経験を活かし、連絡窓口の一本化やSNSの積極的な活用といった新たな取組を実践し、一定の効果を得られた意味は大きい。また、文化課職員による現地調査や被災状況の把握等も熊本地震に比べ速やかに対応することができたと考えている。いずれも被災市町村の負担軽減を念頭に行つた取組であつたが、それでも様々な情報の収集や現地での対応は地元をよく知る市町村の協力なしには実施することができず、被災市町村に少なからず負担をかけてしまった点は今後の課題である。防災マニュアル掲載の「災害発生時の役割分担<sup>10</sup>」を基に県・市町村共に負担が最小限となる災害対応の在り方を今後検討していく必要があるだろう。

また、防災マニュアルの改定については、今後も災害での経験を反映しながら随時改定することで、より現実に即したものとし、それらに基づいた対応が取れるよう定期的に研修会を開く等の周知と啓発を行つていく必要がある。

<sup>10</sup> 熊本県教育委員会 2024『熊本県文化財防災マニュアル』 熊本県教育委員会：pp. 1-2

## 2 文化財レスキュー事業

### (1) 先行レスキュー

文化課では、令和2年(2020年)7月4日以降、文化財の被災予測等文化財レスキュー事業の実施に向け準備を進めていた。そのような中、7月6日に人吉市及び芦北町から被災した文化財の救出要請が出された。両市町からの要請を受け、文化課では緊急性が高い文化財について文化財レスキュー事業開始前に救出を行うこととした。この取組を「先行レスキュー」と呼んでいる。

先行レスキューは、九州自動車道の通行止めが解除された7月7日に実施した人吉城歴史館展示資料を皮切りに、7月9日に同館展示の稲留家の馬具(熊本県指定重要文化財)や獅子頭等、7月10日に人吉市内の民間所有古文書の救出を行った。

### (2) 文化財レスキュー事業

#### ア 概要

文化財レスキュー事業は、被災文化財等を緊急に保全し、損壊建物の撤去等に伴う廃棄及び散逸の防止を目的とした事業である。平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災からの復旧過程において初めて組織的に実施され、平成23年(2011年)の東日本大震災を経て文化庁により事業化された。熊本県では、熊本地震の際に初めて文化財レスキュー事業が行われた。

令和2年7月豪雨では、文化庁が主体となって実施された熊本地震時の文化財レスキュー事業とは異なり、県が主体となり事業を実施した。事業は、事前準備、救出作業、応急処置、保管・管理、返却を一連の流れとし、救出班、応急処置班、待機班の3班編成で取り組んだ(図2-2)。事業の経過は図2-3のとおりである。なお、事業の実施に当たっては、国・県・市町村関係機関をはじめ民間団体や研究者等から協力を受けた。

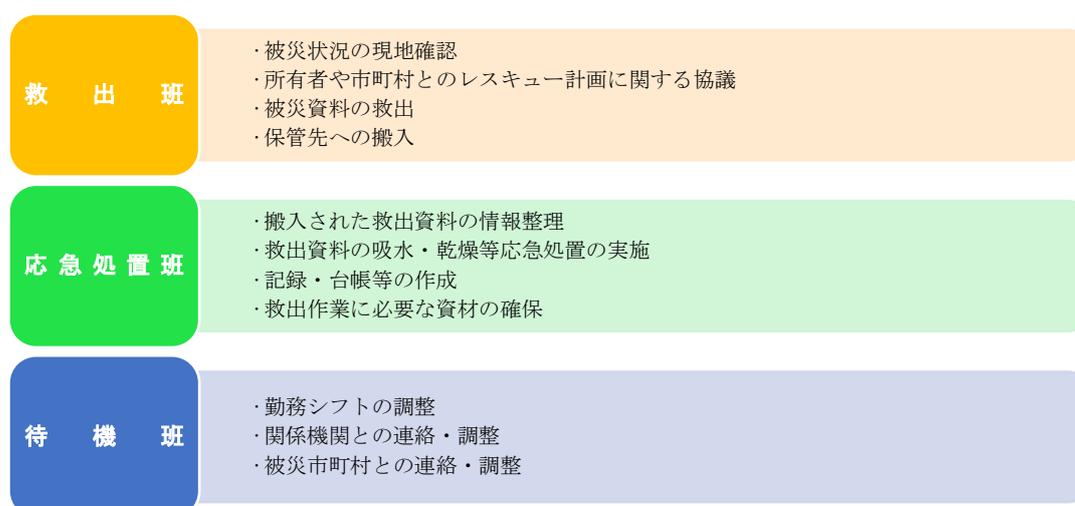


図2-2 文化財レスキュー事業の班体制と主な役割

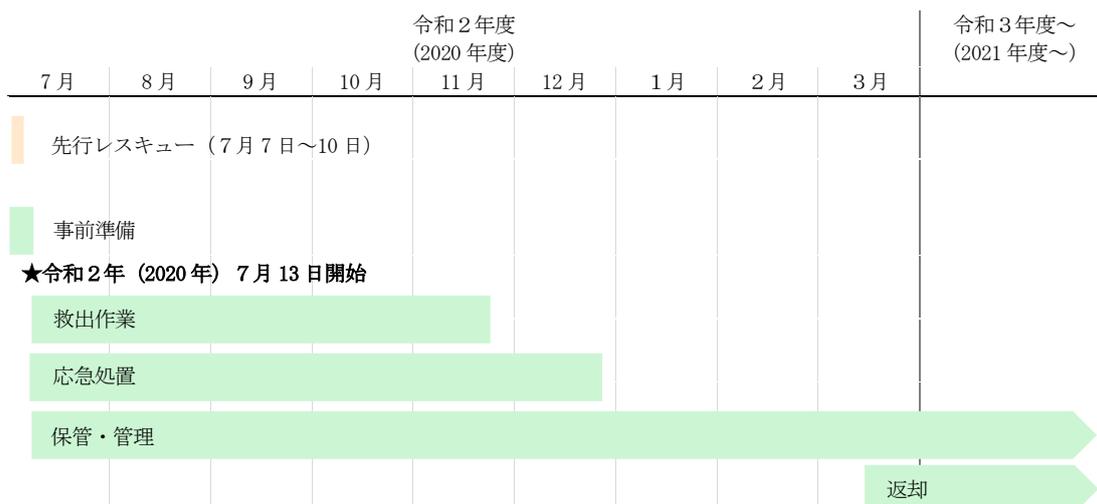


図2-3 文化財レスキュー事業の経過

表2-3 文化財レスキュー事業における文化財の救出状況

地域	対象件数	現地確認件数	救出時(概数)		整理後(実数)	
			救出件数	救出点数	救出件数	救出点数
八代地域	18件	18件	0件	0点	0件	0点
水俣・芦北地域	28件	28件	3件	65点	3件	328点
人吉・球磨地域	55件	55件	14件	869点	14件	1,975点
合計	101件	101件	17件	934点	17件	2,160点

令和5年度(2023年度)まとめ

※ 先行レスキューで救出した資料含む。

※ 旧八代西部文化財収蔵施設から搬出した資料含まず。

今回の文化財レスキュー事業は、発災から10日後に開始した。これは発災3ヶ月後に同事業が開始された熊本地震に比べかなり早い事業の立ち上げであった。ここまで早く事業を開始できたのは熊本地震での経験があったことは言うまでもないが、水損した資料は時間が経過するにつれて被害が拡大するため、早急に被災した資料を救出する必要があると判断し事業着手を急いだためである。

しかし、発災直後は被災者の状況が最優先であるため、文化課では、事業の開始前に被災市町村に対し文化財レスキュー事業実施に関する意向調査を行い、各市町村の首長まで了解を得ることとした。

今回の文化財レスキュー事業で救出した文化財(以下「救出資料」という。)の総数は、17件934点(救出時(概数))である。その後、応急処置に伴い救出資料の整理を行った結果、最終的な総数は17件2,160点((整理後)実数)となっている(表2-3)。

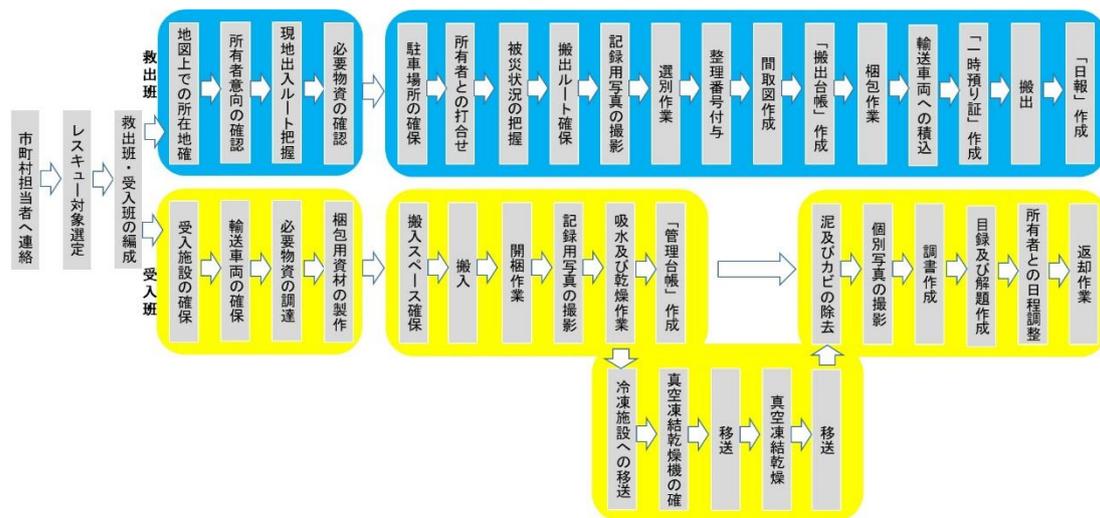
## イ 事業の流れ

### (ア) 事前準備

事前準備は、文化財レスキュー事業開始までに行われる様々な機関との調整や各種準備を行うものである。

文化課では、はじめに市内や市町村、民間団体、研究者といった関係機関や関係者との連絡・調整を行い、県の古文書・美術工芸品担当の職員を中心に実施体制の整備、救出対象文化財の選定を行った。本来であればこれらがある程度整理できた段階で、救出対象文化財の所在確認、所有者の意向確認、現地出入ルートの把握、必要物資の確認を行うことになるが、発災から事業開始までの時間は短く、実際はそれぞれの作業を並行して行う必要があった。また、文化課では、事業開始に備え「事前準備編」・「搬出作業編」・「応急処置編」からなる『水損資料レスキューマニュアル（以下「レスキューマニュアル」という。）』を作成し、職員間で事業の手順を共有した（図2-4）<sup>11</sup>。

その他、個人所有の未指定文化財は、文化課作成のリストから漏れている可能性が高く、さらに被災後の片付けによって廃棄される恐れがあった。そのため、文化課では古文書や古書、掛軸、絵画等の廃棄防止を呼びかける周知用の文書やチラシを作成し（図



※ 熊本県教育庁教育総務局文化課 2021『水損資料レスキューマニュアル—令和2年7月4日の水害—』より転載

図2-4 文化財レスキュー事業の流れ

<sup>11</sup> レスキューマニュアルの作成に当たり参考とした主なマニュアル等は以下のとおり。  
 甲斐由香里 2017「熊本博物館の防災対策と安全管理について」『熊本市博物館館報』No.29 熊本博物館 pp. 83-87  
 加藤 和歳 2019「被災水損資料を救う」令和元年度文化財レスキュー市民サポーター養成講座 九州歴史資料館  
 木川 りか・佐藤 嘉則 2014「シリーズ文化財レスキュー活動3 水損文化財の生物被害と応急処置に向けての取組み」『TOBUNKEN NEWS』No.56 独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所 pp. 28-29  
 高妻 洋成 2018「水損資料の救出から安定化処理概論」水損資料応急処置ワークショップ配付資料 九州歴史資料館・文化財防災ネットワーク事務局（九州国立博物館）  
 竹原 明理 2017「熊本地震と被災文化財の救出について——現場作業員の視点から——」『熊本市博物館館報』No.29 熊本博物館 pp. 71-81  
 三角 菜緒・萬納 恵介 2018「文化財レスキューマニュアル」『平成29年度文化財防災ネットワーク推進事業 九州国立博物館の取り組み』 独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館 pp. 41-72  
 歴史資料ネットワーク 2017「捨てないで！！水に濡れた歴史資料は乾燥できます！！」歴史資料ネットワーク

2-5)、被災市町村やボランティアセンター等で配布した。チラシは、ボランティアリーダーやボランティア参加の大学生にも配布し、被災者宅等の片付けを行う際に文化財に気を付けてもらうきっかけを作った。ボランティア参加者からは「被災者宅から被災した家具等の撤去を手伝う際に、これまで文化財が含まれるという認識は特になく、とにかく早く片付けすることが被災者の助けになると考えていた。文化財があるという注意を事前に伝えてもらえてよかった。」という声も寄せられた。被災地では、家財等とともに文化財が認識されないまま廃棄されることが多いと言われている。文化財レスキュー事業の呼びかけは市町村や所有者に対し行うことが多いが、被災地の復旧作業を行うボランティア等に周知を図ることも重要である。

### (イ) 救出作業

救出作業は、被災家屋等から資料を救出し、保管場所へ搬入するものである。

文化課では、救出作業に入る前に搬出台帳を整理した上で所有者への連絡を行い、救出日程を決定し、被災者宅へ伺った。

現地では、最初に現状確認を行い資料の選別を行った。選別した資料は、居間や押し入れといった救出場所毎に大まかな整理番号を付し、搬出台帳に整理番号・名称・被災状況等を記録した。また、梱包前には資料の紛失や混乱を防ぐため、搬出台帳と同じ整理番号を記載した荷札と共に写真撮影を行った(写真2-1)。そして、必要な記録作業が終わった資料は梱包して輸送車両へ積み込み、保管施設へ移送した。

梱包に当たっては、資材に限りがあっただけでなく、水に濡れた資料が大半であったため、通常文化財に用いる薄葉紙や綿布団のほか、ビニール袋・緩衝材・養生テープ等の耐水性のある資材を活用した。梱包後の資料は、搬出しやすいよう段ボール箱やコンテナに入れ荷札を付した。

救出作業は、所有者に「一時預かり証」を交付し、救出資料の返却時に本証と資料を引き換える旨を説明し終了した。

なお、所有者不在の場合には、廃棄防止を呼びかけるチラシと県担当者の名刺を投函した。また、所有者と面会できたとしても豪雨による流出、家財との混在で文化財の所在が分からない場合には、チラシと名刺を手渡して後日要請があれば再度救出に向かう

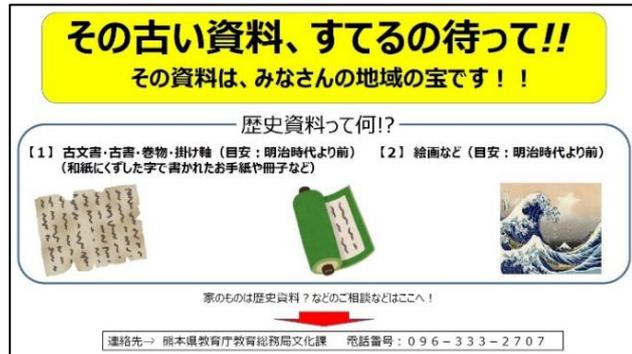


図2-5 廃棄防止を呼びかけるチラシ



(文化課)

写真2-1 整理番号を記載した荷札と救出資料

対応を取った。なお、現地で被災していないことを確認できた文化財は、所有者に対し今後も大切に保管いただくようお願いを行い救出は行わなかった。

### **(ウ) 応急処置**

応急処置は、保管施設へ搬入された救出資料の被害が拡大しないよう吸水や乾燥等を行うものである。

文化課では、まず、救出資料搬入後に搬出台帳や荷札に記載された情報を整理し、救出資料用カルテを作成した上で速やかに水洗・吸水・乾燥作業等の処置を行った<sup>12</sup>。

作業は、レスキューマニュアルを参考に行うことで専門職以外の職員も一律に作業を進められるよう工夫した。また、処置にあたり判断に迷った場合は、文化庁や国立文化財機構をはじめとする関係機関の専門家に指導・助言を求めた。その他、作業に当たっては平成28年度(2016年度)に県博物館ネットワークセンターが作成した工芸品・美術資料・民俗資料編からなる「レスキューのカルテ作成と応急処置マニュアル」や令和元年度(2019年度)に文化課が実施した「文化財レスキュー市民サポーター養成講座」の資料等も参考にした。

なお、九州歴史資料館の協力により真空凍結乾燥処理を行った救出資料は、令和5年度(2023年度)末から令和6年度(2024年度)にかけて全て文化課で引き取り、現在、県有施設において水洗・吸水・乾燥作業を進めている。

### **(エ) 保管・管理**

保管・管理は、応急処置後の救出資料を所有者に返却するまで管理し、保管するものである。

文化課では、救出資料は全て一つの県有施設で一元的に保管・管理を行っている。

### **(オ) 返却**

返却は、救出資料を所有者へお返しするものである。

文化課では、令和2年度(2020年度)末以降、所有者の意向確認を行いながら随時救出資料の返却を進めている。

所有者の意向確認は、例年4月と秋頃の年2回電話で行っている。意向確認時に現状では受入が難しい旨の回答があった場合は、所有者に対し生活再建の現状と今後の見通し、返却にあたり不安な点等を聞き取っている。

返却が決定した救出資料は、搬出台帳や写真記録を確認した上で返却後の保管にも活用できるよう可能な範囲で中性紙の文書箱やエンベロープで梱包して返却している。返却は、救出作業時にお渡しした「一時預かり証」と引き換えに行い、所有者の方には「返却確認証」にサインをいただいている。なお、相談しやすい関係づくりのため、返却時には市町村文化財職員の立会いをお願いしている。

また、返却時には、救出資料と共に搬出台帳及び写真を所有者に提供し、文化財の内容や価値を説明するようにしている。そうすることによって、地域にとって重要な文化財を今後も大切に保存していただくようお願いしている。さらに、所有者には、救出し

<sup>12</sup> 救出資料種別毎の応急処置の方法は「付編 (pp. 105-117)」参照。

表 2-4 救出資料の返却状況

令和7年(2025年)3月31日現在

年度	件数 <sup>※1</sup>	点数 <sup>※1</sup>
救出 合計	17件	2,160点
令和2年度(2020年度)	1件	3点
令和3年度(2021年度)	9件	502点
令和4年度(2022年度)	5件	35点
令和5年度(2023年度)	5件	901点
令和6年度(2024年度)	4件	180点
返却 合計	16件	1,621点
未返却 合計	6件	539点

※1 件数及び点数は、救出後に整理した資料の実数。

※2 救出資料は準備が整ったものから順次返却しており、返却件数合計と未返却件数合計は一致しない。

た古文書の解題をお渡しすることで、資料に対する愛着を育むきっかけづくりも行っている<sup>13</sup>。

### ウ これまでの実績

令和7年(2025年)3月31日現在の救出資料の返却状況は表2-4のとおりである。救出した17件2,160点のうち16件1,621点を所有者へ返却した。今後も、所有者の受け入れ態勢が整い次第順次返却を進めていく予定である。

### (3) 活かされた熊本地震の経験と課題及び今後の展望

令和2年7月豪雨後の文化財レスキュー事業は、「速やかな文化財レスキュー事業の開始」という対応方針のもと、発災2日後に実施を決定し、4日後には先行レスキューを実施した。そして、10日後には市町村の意向確認を行った上で正式に事業を開始した。ここまで速やかに事業体制が整えられたのは、熊本地震の経験が大きかったと言える。

このように速やかに文化財レスキュー事業が開始された一方で、事業に取り組む中でいくつかの課題も明らかとなった。以下、六点に分けて課題を整理する。

まず一点目は、救出対象となる資料の抽出に用いたデータについてである。過去に実施された悉皆調査データと市町村や関係機関等からの情報提供によって救出対象となる資料の抽出は速やかに行うことができたものの、過去の調査データが更新されておらず所在を確認できない資料があった。そのような事態を避けるためにも文化財種別毎の定期的な悉皆調査の実施や日頃からの所有者等への連絡といった対応が必要である。

二点目は、災害に備えた平時からの備えである。レスキューマニュアルや廃棄防止を呼びかけるチラシの作成は、関係機関等からの助言を受けて被災後に着手したため、完成まで相応の日数を要した。より円滑な事業実施のためには平時からマニュアルの整備等が必要である。

なお、令和2年7月豪雨における文化財レスキュー事業の周知に当たっては、チラシの配布のほか、報道機関への情報提供も行った。報道提供を行ったことでテレビや新聞等を通じ広く周知が図られ、報道を見て事業を知った所有者から市町村を介しての問合せやレスキュー要望を受けることもあった。地道なチラシ配布も有効であるが、避難所では常時テレビが放映されていることを考えると、報道を活用した情報提供は災害時における効果的な手段の一つといえる。その他、SNSを活用した発信も有効であろう。

<sup>13</sup> 救出資料の返却を優先しているため、解題は返却後に作成し所有者にお渡しすることが多い。

三点目は、救出資料を搬入する施設についてである。救出資料の応急処置と保管・管理は当初二つの施設で行っていたが、最終的には一つの県有施設での一元管理を行うことにした。ただ、応急処置と保管・管理に使用している作業部屋は、適切な温湿度管理ができる空間ではなく、室内を空調した上で未処置資料と処置済資料を別置することでカビによる被害の拡大防止を図った。また、夜間に停滞する空気を循環させるため、一時、扇風機の活用を試みたが、ほこりや機材の劣化による漏電の恐れがあったため、結果的には空調と換気のみで室内環境の調整を行っている。水損した資料は脆弱なものが多く、作業に適した施設の確保も必要であろう。

四点目は、職員の健康管理である。救出まで時間を要した水損資料には大量のカビが発生し、中にはヌメリを生じているものやカビが層状に発生しているものがあり、作業時は人体への影響に十分留意する必要がある。また、新型コロナウイルス感染症対策と酷暑が職員に与える疲労も大きかった。そのため、文化課では、シフト制を導入し各自の体調に配慮した業務分担を行った。適切な人員配置により、文化財レスキュー事業は、現在に至るまで大きな事故や二次被害が発生することなく進められている。

五点目は、文化財救出時からの時間経過に伴う課題である。令和2年7月豪雨から5年が経過し、作業の引継ぎが課題となっている。担当する職員の交代時には、資料の保管・管理に混乱が生じやすいため、日頃から複数人体制で作業に当たることが望ましい。

また、被災から年月が経過するにつれて所有者から「保管できない」、「県に寄贈したと思っていた」という声も聞かれるようになった。代替わりにより文化財を所有していることを知らなかった所有者や新たな生活の中での文化財の管理に戸惑う所有者も少なくない。そのため、文化課では救出資料の返却後も市町村や関係機関と共に所有者の相談を受ける機会を設けている。また、所有者に資料の価値を知ってもらう一助となるよう古文書の解題作成を行っている。これは、救出資料の価値を伝えることで所有者に文化財への愛着を持ってもらい、将来的な保護につなげようという取組である。

最後六点目は、人材の育成である。文化財レスキュー事業では、救出作業時の判断や応急処置等において専門知識を有する職員が果たす役割は大きい。今後も県内の美術館、博物館、大学といった関係機関との連携や研修等とおして、県内文化財担当者や関係機関において文化財に対する知識やノウハウを蓄積し、県全体で充実した体制を構築していくことが望ましい。



関係者打合せ



救出作業



応急処置（襖の乾燥）



応急処置（古文書類の乾燥）



保管状況



返却

(文化課)

写真 2-2 文化財レスキュー事業の様子

### 3 歴史的建造物に係る取組

#### (1) 歴史的建造物被災調査

歴史的建造物の被災調査は、現状を把握し復旧への道筋を見出すことを目的に建築士会九州ブロック会によって実施された。文化課は、調査に際し建造物リストの提供や会議への出席時の助言等で協力した。

発災1週間後の7月10日には、公益社団法人熊本県建築士会において九州各県の建築士会同士で結ばれる「建築士会九州ブロック会による被災歴史的建造物被災調査活動員必要な相互応援に関する協定書」に基づき人吉・球磨地方等の歴史的建造物の被災調査を行うことが決定された。その後、7月中旬頃から調査に向けた調整が行われ、8月7日から9日の3日間で外観目視による被害概況調査（一次調査）が行われた。

調査対象は、平成27年度（2015年度）から文化課が取り組んでいた近代和風建築総合調査の対象建物を基に抽出された。なお、調査対象には橋梁も含まれている。

調査は、人吉市・錦町・あさぎり町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・山江村・球磨村・八代市・水俣市・芦北町・津奈木町に所在する計156件を対象に実施された。

建築士会九州ブロック会がまとめた報告<sup>14</sup>によると、調査対象建物156件のうち57件が何らかの被害を受けていることが明らかとなった。また、被害を受けた57件の約6割

表2-5 令和2年7月豪雨における歴史的建造物の被災状況

	全壊	半壊	傾斜	部分破壊	軽微	不明	被害なし	計
人吉市	3件	11件		8件	2件		12件	36件
錦町					1件		10件	11件
あさぎり町							23件	23件
多良木町							11件	11件
湯前町							14件	14件
水上村							2件	2件
相良村							1件	1件
山江村							9件	9件
球磨村	4件	1件			1件	3件	3件	12件
八代市	7件	6件		3件	2件	1件	6件	25件
水俣市							1件	1件
芦北町		2件			1件	1件	1件	5件
津奈木町							6件	6件
計	14件	20件	0件	11件	7件	5件	99件	156件

※ 「公益社団法人日本建築士連合会球磨ブロック会「令和2年7月豪雨災害歴史的建造物被災調査」の報告」（2020）を基に作成。

<sup>14</sup> 公益社団法人日本建築士会連合会九州ブロック会 応援主管県公益社団法人福岡県建築士会 会長 鮎川 透 2020 『「令和2年7月豪雨災害歴史的建造物被災調査」の報告』 公益社団法人日本建築士会九州ブロック会

に当たる34件が全壊・半壊という結果であった(表2-5)。さらに、相良村・山江村と球磨川上流域のあさぎり町・多良木町・湯前町・水上村では被害がなく、球磨川中・下流域の人吉市・球磨村・八代市・芦北町に被害が集中したことが分かる。

この他にも県内研究者等によって歴史的建造物の被災調査が行われ、その情報は適宜文化課に共有された。

## (2) 国登録有形文化財化支援事業

国登録有形文化財化支援事業は、被災した未指定歴史的建造物の価値を損なわない復旧方法の助言等及び国登録に向けた意見具申書作成等の支援を行うことを目的に令和4年度(2022年度)から文化課で実施している事業である。事業は、「所有者支援業務」・「復旧工事支援業務」・「現地調査業務」・「意見具申書作成業務」の四つからなり、それぞれの内容は以下のとおりである(図2-6)。四つの業務のうち「所有者支援業務」・「復旧工事支援業務」・「意見具申作成業務」は委託、「現地調査業務」は直営で行っている。

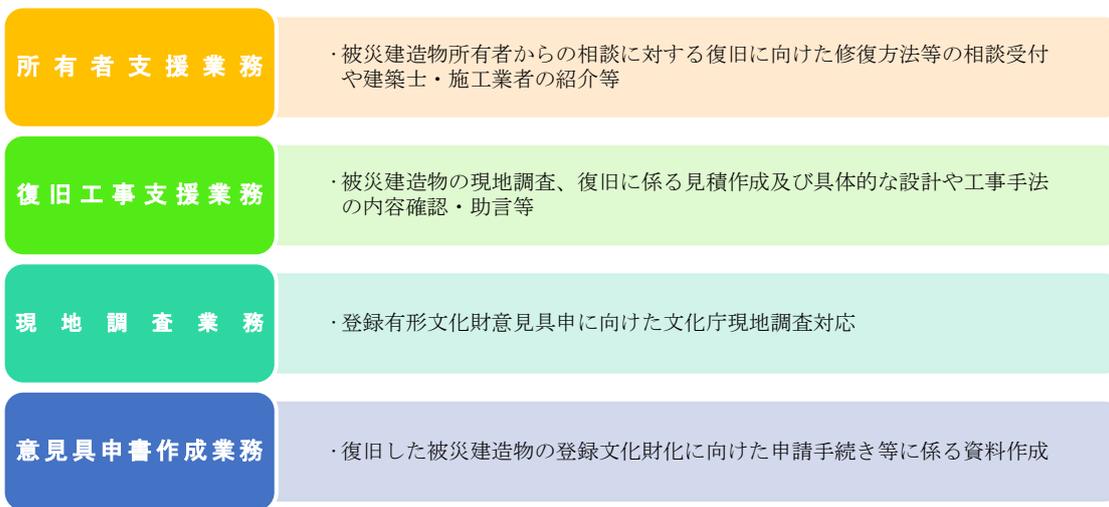


図2-6 国登録有形文化財化支援事業の内容

文化課が把握している事業対象となる建造物は41件で、その内の6件が令和6年度(2024年度)までに本事業を活用している。なお、対象となる建造物は、①第二次世界大戦終結前の建造物、②文化庁が示す登録有形文化財の要件に該当する建造物<sup>15</sup>、③令和2年7月豪雨災害で被災した建造物、④民間所有(宗教施設除く)の建造物の四つ全ての項目に該当するものとしている。

<sup>15</sup> 登録有形文化財登録基準(平成8年(1996年)8月30日文部省告示第152号、平成17年(2005年)3月28日文部科学省告示第44号改正)

建造物、土木構造物及びその他の工作物(重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体がやっている場合を除く。)のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号に該当するもの

- (1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の規範となっているもの
- (3) 再現することが容易でないもの

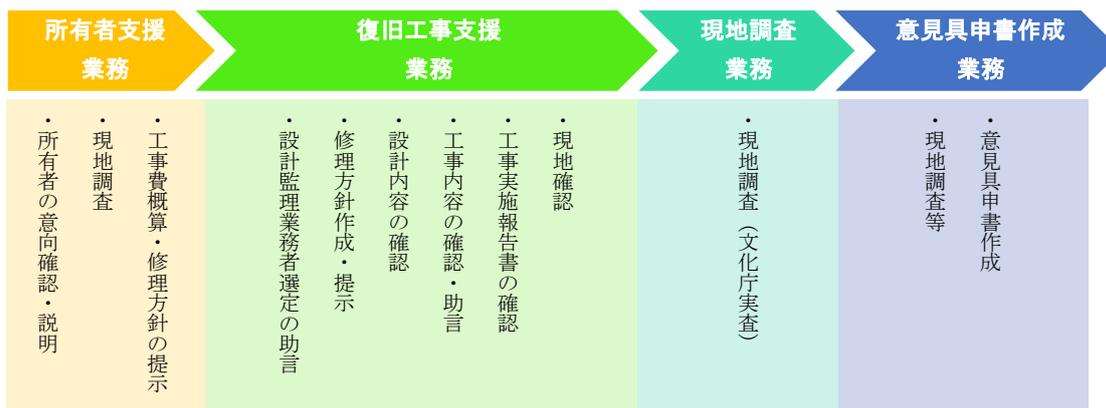


図 2-7 国登録有形文化財化支援事業の流れ

### （3）活かされた熊本地震の経験と課題及び今後の展望

熊本地震では国主導による文化財ドクター派遣事業が実施されたが、令和2年7月豪雨では熊本地震に比べ被害地域が限定されたこともあり実施が見送られた。そのため、歴史的建造物の被災調査は建築士会九州ブロック会が中心となり文化課が協力する形で実施されることになった。国の文化財ドクター派遣事業が実施されない中で速やかに被災調査を進めることができたのは、建築士会九州ブロック会、文化課共に熊本地震での経験があったからといえるだろう。なお、公益社団法人熊本建築士会では、熊本地震や令和2年7月豪雨といった大規模災害での経験を活かし、災害発生時、迅速かつ円滑に支援を行うために必要な組織体制及び支援体制を具体的に示し、今後の災害に備えると共に復興に向けた被害の最小化を目指すことを目的に「建築士会の災害対応マニュアル」を作成している。

また、国登録有形文化財化支援業務については、県が平成29年度（2017年度）から実施している熊本地震で被災した歴史的建造物を対象にした同様の事業を参考にしており、今回そのノウハウを活かすことができた。ただ、本事業も地震に比べ被災件数が少なかったことから、当初事業の立ち上げは見送っていた。しかし、被災した歴史的建造物保護の観点と市町村からの要望を受け実施することとした。本事業が未指定歴史的建造物の復旧に果たす役割は多く、今後も県、市町村、ヘリテージマネージャー及び所有者で連携して事業を進めていく予定である。

なお、本事業を活用して被災後に国登録有形文化財となった建造物は、後述する球磨川流域復興基金交付金事業（被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）復旧支援事業）の対象となる<sup>16</sup>。

<sup>16</sup> 「第2部 文化財復旧の取組と情報発信、第3章 文化財復旧等に活用している補助事業、3 球磨川流域復興基金交付金事業」参照

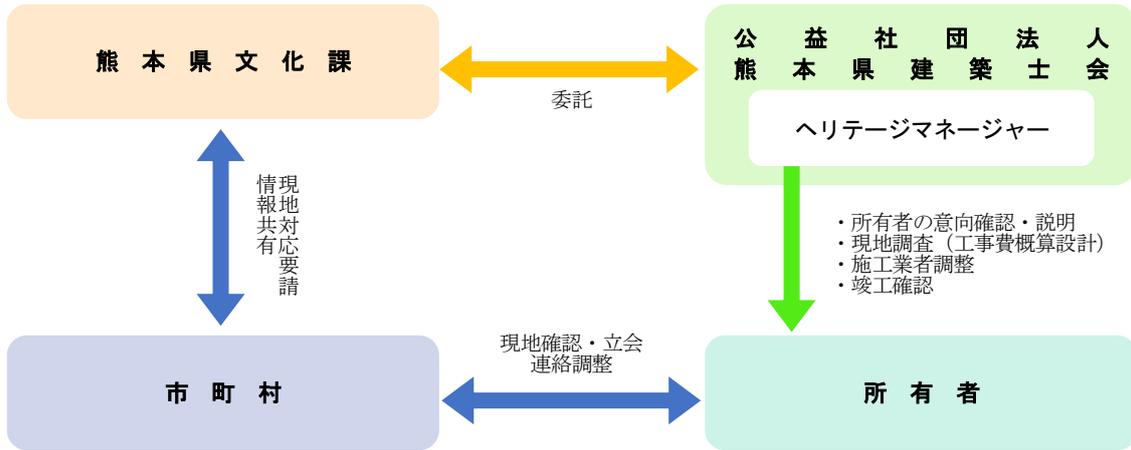


図2-8 所有者支援業務・復旧工事支援業務フロー図

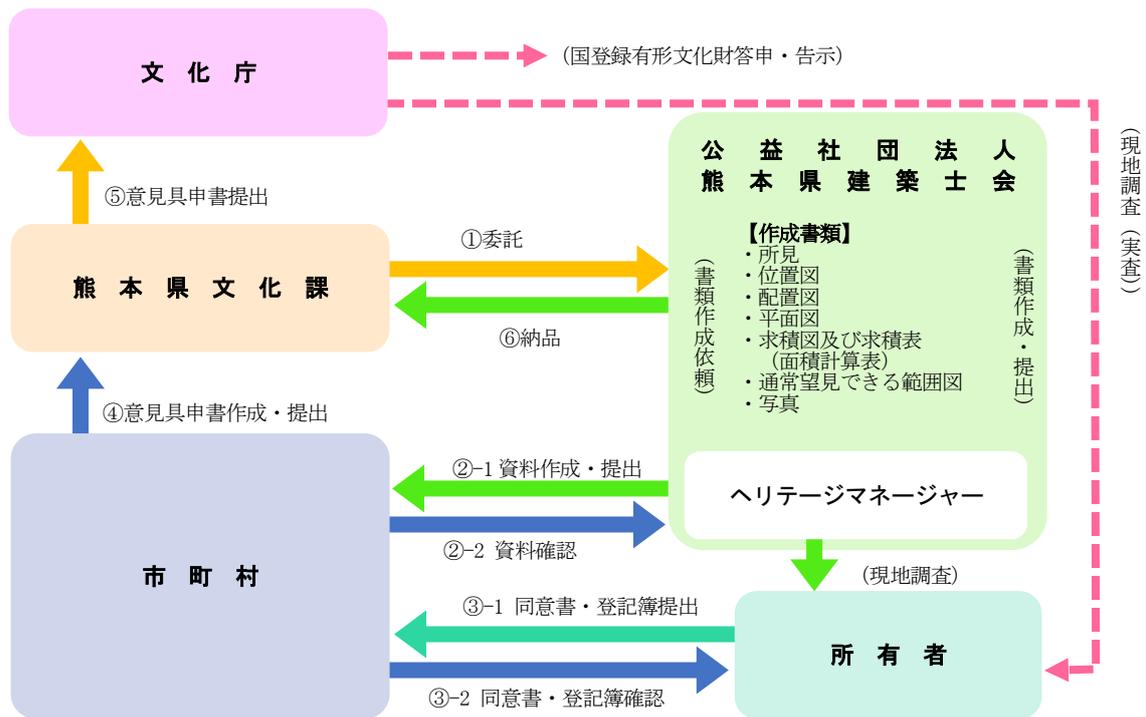


図2-9 現地調査業務・意見具申書作成業務フロー図



## 第2章 関係機関等との連携等

### 1 関係機関等との連携等の概要

令和2年7月豪雨の災害対応は、新型コロナウイルス感染症の影響があり熊本地震の災害対応のように広く関係機関等と連携を図ることや協力を求めることは困難であった。しかし、文化課だけでは人員やノウハウが不足するため、専門知識を要する作業や迅速さが求められる作業への対応には関係機関等から協力を受けることが不可欠であった。そこで、文化課では可能な範囲で県内外の機関に協力を依頼したところ、様々な面で協力を受けることができた。

なお、令和2年7月豪雨の災害対応で連携し、又は協力を受けた機関は表2-6・2-7のとおりである。また、令和2年7月豪雨災害に関する対応に当たっては、本章掲載の機関以外にも多くの機関や研究者、有識者、市民サポーターからの協力を受けた。

表2-6 令和2年7月豪雨の災害対応に当たり連携等をいただいた主な機関（県内）

機関名	所在地	主な連携等の内容
熊本県立美術館	熊本市	文化財レスキュー事業
熊本県立装飾古墳館	山鹿市	文化財レスキュー事業
熊本県立装飾古墳館分館 歴史公園鞠智城・温故創生館	山鹿市	文化財レスキュー事業
熊本県立図書館	熊本市	文化財レスキュー事業
くまもと文学・歴史館	熊本市	文化財レスキュー事業
県文化企画・世界遺産推進課 (現：阿蘇草原再生・世界遺産推進課)	熊本市	文化財レスキュー事業
県博物館ネットワークセンター	宇城市	文化財レスキュー事業 水損植物標本救済活動
県内市町村	県内 市町村	文化財レスキュー事業 文化財収蔵施設に収蔵していた水損 資料の搬出・応急処置
熊本博物館	熊本市	文化財レスキュー事業
山江村歴史民俗資料館	山江村	文化財レスキュー事業
天草市立天草アーカイブズ	天草市	文化財レスキュー事業
国立大学法人熊本大学	熊本市	文化財レスキュー事業
熊本大学永青文庫研究センター	熊本市	文化財レスキュー事業
熊本被災史料レスキューネットワーク	熊本市	文化財レスキュー事業
公益社団法人日本建築士会連合会九州ブロック会 公益社団法人熊本県建築士会	熊本市	歴史的建造物被災調査
熊本まちなみトラスト	熊本市	歴史的建造物被災調査

表 2-7 令和2年7月豪雨の災害対応に当たり連携等をいただいた主な機関（県外）

機関名	所在地	主な連携等の内容
文化庁	東京都 (現：京都府)	文化財被災情報収集・現地確認 被災文化財復旧
文化財防災ネットワーク事務局 (現：独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター)	奈良県	文化財レスキュー事業 文化財収蔵施設に収蔵していた水損 資料の搬出・処置
独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所	奈良県	水損写真資料応急処置
独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館	福岡県	文化財レスキュー事業
国立大学法人東北大学	宮城県	文化財レスキュー事業
国立大学法人愛媛大学	愛媛県	文化財レスキュー事業 (水損金属製出土品の処置)
国立大学法人鹿児島大学	鹿児島県	文化財レスキュー事業
愛媛県歴史文化博物館	愛媛県	文化財レスキュー事業
九州歴史資料館	福岡県	水害対応に関する情報提供 文化財レスキュー事業
長崎県埋蔵文化財センター	長崎県	文化財レスキュー事業
朝倉市教育委員会文化・生涯学習課	福岡県	水害対応に関する情報提供
NPO 法人宮城歴史資料保全ネットワーク	宮城県	文化財レスキュー事業
特定非営利活動法人文化財保存支援機構	東京都	文化財レスキュー事業
埼玉県地域史料保存活用連絡協議会	埼玉県	文化財レスキュー事業

## 2 県関係機関との連携等

### (1) 熊本県立美術館

#### ア 施設概要

県立美術館は、古代から現代美術までを網羅する総合美術館として昭和51年（1976年）3月に開館し、考古資料・絵画・版画・彫刻・工芸・書跡等を収蔵・展示している。平成4年（1992年）10月に県立美術館分館、平成20年（2008年）4月に細川コレクション永青文庫展示室が開館した。美術館では、主に「調査・研究事業」・「収集事業」・「展覧会事業」・「教育普及事業」・「永青文庫推進事業」を行っている。

#### イ 令和2年7月豪雨の災害対応における連携等

県立美術館とは、文化財レスキュー事業を連携して実施した。同館は、文化課への仏神像等美術工芸品に関するデータの提供と共に、仏神像や甲冑等の美術工芸品の現地確認や救出作業、応急処置等で文化課に対する助言を行った。

なお、県立美術館は発災当初から山江村歴史民俗資料館を中心に行われた仏神像の現地確認等にも参加している。

## (2) 熊本県立装飾古墳館／熊本県立装飾古墳館分館歴史公園鞠智城・温故創生館

### ア 施設概要

県立装飾古墳館は、装飾古墳の保存・活用、調査・研究の場として、県民参加型の体験型博物館を目指し平成4年（1992年）に開館した。また、同館は風土記の丘構想の一環として整備された肥後古代の森の中核施設でもある。建物の設計は、くまもとアートポリス事業の一環として建築家の安藤忠雄氏が担当している。

また、県立装飾古墳館分館である温故創生館は、国史跡鞠智城跡のガイダンス施設として平成14年（2004年）に開館した。また歴史公園内にはこれまでに米倉・兵舎・八角形鼓楼・板倉といった復元建物が整備されている。

### イ 令和2年7月豪雨の災害対応における連携等

県立装飾古墳館及び温故創生館とは、文化財レスキュー事業で連携し、文化課と共に現地で被災した資料の救出作業を行った。

## (3) 熊本県立図書館／くまもと文学・歴史館

### ア 施設概要

県立図書館は、115万冊以上の蔵書を誇る図書館である。また、建物内には、平成28年（2016年）1月に熊本近代文学館をリニューアルする形で開館したくまもと・文学歴史館を併設する。くまもと文学・歴史館では、熊本近代文学館が収集してきた文学資料に加え、県立図書館が収蔵する古文書等の歴史資料を合わせて展示している。

### イ 令和2年7月豪雨の災害対応における連携等

県立図書館とは、文化財レスキュー事業で連携した。また、同館でも独自に令和2年7月豪雨被災資料の救出作業を行っており、県立図書館と文化課では救出する資料を図書類と文化財に分け、前者を同館が、後者を文化課で分担した。また、作業に当たっては互いに情報共有を図り、県立図書館が救出した資料の中に古文書・公文書が含まれる際は、文化課に情報が提供され適宜対応を行う体制をとった。

さらに、県立図書館では、芦北町立図書館に寄託されていた文書や公文書の現地処理や冷凍保管場所への移送、国登録有形文化財武徳殿（芦北町）に保管されていた土地台帳の救出作業を行っている。

その他、県立図書館では多数の蔵書が水損した芦北町立図書館に対し、町が設置した臨時図書館への図書の提供や図書寄贈の代行受付といった支援も行っている。

## (4) 熊本県博物館ネットワークセンター

### ア 施設概要

県博物館ネットワークセンターは、県内の博物館等との連携を図り、県内全域の博物館活動を活性化させることを目的として平成27年（2015年）4月に設置された。同センターでは、所蔵する約69万点の資料を活用した企画展示や熊本の自然・文化に係る講座や自然観察会の開催に加え、博物館資料データベースの構築、県内学芸員等を対象とした研修会等に取り組んでいる。

## イ 令和2年7月豪雨の災害対応における連携等

県博物館ネットワークセンターとは文化財レスキュー事業で連携した。同センターは、救出した資料の応急処置と保管を行ったほか、水損した前原勘次郎植物標本コレクションの救済活動を担った<sup>17</sup>。

前原勘次郎植物標本は、人吉市出身の前原勘次郎氏により県内を中心に採集された植物標本である。標本は、国史跡人吉城跡内の復元櫓内のスチール棚に約33,000点が収蔵されていたが、球磨川の氾濫によりさく葉標本のほとんどが水没し、早急に処置を行わなければ腐敗やカビの発生により標本の価値が永遠に損なわれる可能性が高かった。標本救出については、当初人吉市から文化課に依頼があったが、文化課と県博物館ネットワークセンターで調整した結果、植物分野の専門職員が在籍する同センターで救援活動を実施することとなった。救援活動は、被災施設からの救出と一時受入れを同センターが担い、救出した標本の洗浄・乾燥・修復は、同センターの調整により全国の連携施設で行った。処置が終了した標本は、令和3年度（2021年度）以降、人吉市へ随時返却されている。

## 3 県内関係機関との連携等

### (1) 熊本博物館

#### ア 施設概要

熊本博物館は、昭和27年（1952年）に開館した総合博物館である。人文系、自然系の資料を収蔵・展示し、プラネタリウムを併設している。平成30年（2018年）12月にリニューアルオープンし、「未来へつなぐ熊本の記憶」をコンセプトに、熊本の歴史や文化、自然を紹介する展示を行っている。

## イ 令和2年7月豪雨の災害対応における連携等

熊本博物館からは、文化財レスキュー事業で救出した資料の応急処置で人的、技術的協力を受けた。

その他、県博物館ネットワークセンターが行った前原勘次郎植物標本救済活動では同館において救出した植物標本の洗浄・乾燥・修復作業を行っている。なお、処置された植物標本は、令和3年度（2021年度）に同館が実施した「未来へつなぐ植物の記録—令和2年7月豪雨で被災した前原勘次郎の植物標本—」展で展示された。

### (2) 山江村歴史民俗資料館

#### ア 施設概要

山江村歴史資料館は、やまええほんの森を併設する文化施設である。同館では、明治維新まで700年続いた相良氏による統治が残した文化財や人吉藩による浄土真宗（真宗・一向宗）の禁制のなか信仰を貫いた山田伝助に関する資料を展示している。

<sup>17</sup> 安田晶子・前田哲弥・金重正彦 2021「令和2年7月豪雨による水損標本の救済活動」熊本県博物館ネットワークセンター紀要第1号 熊本県博物館ネットワークセンター pp.59-70

### イ 令和2年7月豪雨の災害対応における連携等

山江村歴史民俗資料館からは、文化財の被災状況調査や文化財レスキュー事業で協力を得た。同館は被災12市町村<sup>18</sup>に所在するが館の運営に影響を受けるほどの被害を受けることがなく、発災当初から県立美術館と連携して文化財の被災状況調査や救出作業を行い、19箇所48件の仏神像を救出し、一時保管場所としても機能した。

同館からは文化課をはじめとする関係機関に対し、人吉・球磨地域に残る仏神像の現地確認結果が提供された。特に、被災した未指定の仏神像は、文化課が所在を把握できていないものが多く、同館からの情報は非常に有用であった。

なお、令和2年度(2020年度)には、「令和2年7月豪雨災害復興支援―被災した人吉球磨の神仏像展―」展で同館が保管していた仏神像を展示し、令和2年7月豪雨に係る同館の取組の成果や現状が公開された。この展示は現在も常設展示室内の一角で継続されており、同館では引き続き所有者不明の仏神像に関する情報提供を呼び掛けている。

## (3) 熊本被災史料レスキューネットワーク

### ア 団体概要

熊本史料ネットは、熊本地震を契機に災害で被災した古文書・書籍・美術工芸品といった動産文化財を中心に救出するため、県内の大学教員や博物館等の学芸員を中心に平成28年(2016年)4月に設立されたボランティア団体である。熊本史料ネットでは、主に①被災文化財のレスキュー活動、②市民向け講演会の開催、③被災文化財の調査・研究、④被災文化財の「価値」付け返却事業といった主に四つの活動に取り組んでいる。

なお、熊本地震以降、熊本史料ネットと文化課は連携して古文書整理会の開催等の取組を進めているが、文化財レスキュー事業を民間と行政が本格的な協力体制のもと実施するのは熊本地震が初めての事例である。

### イ 令和2年7月豪雨の災害対応における連携等

熊本史料ネットからは、文化財レスキュー事業開始前は実施に向けた調整や文化財の被災状況提供、古文書悉皆調査データの提供等で、事業開始後は応急処置等で協力を受けた。また、被災した文化財の廃棄防止を呼びかけるチラシの配布でも協力を得た。

## (4) 公益社団法人日本建築士会連合会九州ブロック会／公益社団法人熊本県建築士会

### ア 団体概要

建築士会は、建築士法の規定により各都道府県に設けられた公益法人で、建築士を会員として構成された資格者団体である。公益財団法人熊本県建築士会は、昭和27年(1952年)に設置され、事務所は熊本市中央区に所在する。同建築士会は、会員の協力によって建築士の品位の保持及び業務の進歩改善に努め、建築文化の進展を図り、広く社会公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

公益社団法人日本建築士会連合会は、建築士法の規定により各都道府県の建築士会を会員として組織される団体である。同連合会では、法制度の検討、建築行政への協力、

<sup>18</sup> 八代市・人吉市・芦北町・錦町・あさぎり町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村の12市町村を指す。

国際建築問題への対応、まちづくりへの協力・指導者の育成、全国大会・研修会、建築士賠償責任補償制度、コンペ、表彰等を行っている。

#### **イ 令和2年7月豪雨の災害対応における連携等**

建築士会九州ブロック会が被災歴史的建造物の現地調査を実施し、文化課はこの調査に協力した。また、令和4年度（2022年度）から文化課が実施している国登録有形文化財化支援事業では、熊本県建築士会と連携を図っている。

### **4 県外関係機関との連携等**

#### **(1) 文化財防災ネットワーク事務局／九州国立博物館**

##### **ア 施設概要**

文化財防災ネットワーク事務局は、平成26年度（2014年度）から令和元年（2019年度）までの約6年間にわたり、独立行政法人国立文化財機構によって文化庁の文化芸術振興費補助金（美術館・歴史博物館重点分野推進支援事業）を活用し実施された文化財防災ネットワーク推進事業の事務局である。国立文化財機構は事業の実施に当たり文化財防災ネットワーク推進本部、その下に文化財防災ネットワーク推進室を設置した。九州国立博物館は、文化財防災ネットワーク推進室の構成員である。

現在この事業は、令和2年（2020年）10月に設置された独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターに引き継がれており、令和2年7月豪雨発災当時は、同センターが開設されるまでの過渡期であった。

文化財防災センターは、頻発する各種の災害から文化財をまもり、災害発生時の救援・支援を多くの組織や専門家の協力によって迅速かつ効果的に実施するため、①被害を出さない、②被害が出てもその度合いを最小限にとどめる、③重篤な被害が出た場合の救援・支援を効果的に実現するという三つのミッションのもと全国の文化財防災のための取組を行っている。

#### **イ 令和2年7月豪雨の災害対応における連携等**

文化財防災ネットワーク事務局からは、文化財レスキュー事業や被災した文化財の取扱に関する助言等を受けた。同事務局は、発災直後から文化庁と文化財の被害状況等について情報共有を行っており、文化課は同事務局から被災状況を基にした初期対応時の助言も受けている。

7月7日に熊本県から発出された職員派遣依頼に基づき、7月10日には九州国立博物館の防災担当職員が本県へ派遣され、先行レスキューで救出した資料の現状確認と応急処置が実施された。

また、7月中旬から10月中旬まで、文化課から救出資料の応急処置や被災文化財の修理について随時同事務局に問合せを行い、助言を受けた。なお、文化課からの問合せに対して同事務局では内容に応じて九州国立博物館の修理事業担当者や工芸担当学芸員、修復施設の技術者、奈良文化財研究所の防災ネットワーク担当者、大学の専門家等の意見を聴取する等した上で助言をいただいた。

## (2) 九州歴史資料館

### ア 施設概要

九州歴史資料館は、日本の西端に位置し、大陸と向き合い、古くから対外交流の窓口としての役割を果たしてきた九州の歴史とその特質を明らかにするために昭和48年(1973年)に開館した歴史系の博物館である。同資料館では、大宰府史跡の発掘調査をはじめとして多角的な調査や研究を進めており、展示室ではこれまでの調査研究成果を反映する文化財を公開している。

### イ 令和2年7月豪雨の災害対応における連携等

九州歴史資料館からは、文化財レスキュー事業で協力を受けた。特に、汚損被害が甚大であった救出資料の真空凍結乾燥処理では設備の提供をいただいたほか、文化財レスキュー事業に係る技術的協力や物資提供を受けた。

## (3) 長崎県埋蔵文化財センター

### ア 施設概要

長崎県埋蔵文化財センターは、平成22年(2010年)に設置された長崎県内の埋蔵文化財の発掘・調査研究や出土品の保存処理・収集保管、市町への指導助言・研修による人材育成等を行う長崎県の埋蔵文化財保護行政の中核機関である。

展示公開機能を持つ壱岐市立一支国博物館と一体的に整備されており、一支国博物館を通じて調査研究の成果を情報発信している。

### イ 令和2年7月豪雨の災害対応における連携等

長崎県埋蔵文化財センターからは、文化財レスキュー事業で協力を受けた。

当初、芦北町で救出した民間所有の古文書や行政資料等は、当初地元民間業者の冷凍施設で凍結保管を行っていた。その後、文化課では、救出資料の処置を行うため真空凍結乾燥機を所持する複数の機関と調整し、最終的に長崎県埋蔵文化財センターの協力を受けた。令和2年(2020年)12月に凍結保管を行っていた救出資料を芦北町が同センターへ搬入し真空凍結乾燥処置を行い、翌年6月に真空凍結乾燥処理が終了した。

## 5 活かされた熊本地震の経験と課題及び今後の展望

令和2年7月豪雨の災害対応では新型コロナウイルス感染症の影響があり、熊本地震のように広く協力を求めることが難しかった。ただ、そのような中にあっても、表2-6・2-7に示すように多くの機関と連携を図り、それら機関から協力を受けた。

特に、山江村歴史民俗資料館からの協力は、文化課では分からなかった未指定の仏神像の被災状況の把握に大いに役立った。また、発災直後からの同館による迅速な対応が多く、仏神像の救出に繋がっており、地元資料館による日頃からの情報収集と地域とのつながりが、災害時にうまく発揮された事例といえる。県だけでは、県内各地の未指定文化財の被災状況を把握することは難しいため、平時から市町村や関係機関等と協力し、お互いが把握している情報や取組の共有に努め、災害に備えることが必要である。

また、大型の救出資料を被災地から近い山江村歴史民俗資料館に搬入し保管できたことは、資料の保存面でも有益であった。今回の事例を踏まえ、平時から地域毎に災害時

に救出資料を搬入・保管する場所を定めておくことも円滑な災害対応のために有効な手段の一つといえるだろう。

今後も、平時から市町村、関係機関及び有識者等と連携を図り、より充実した文化財保護の体制を整備し、連携して取組を進めていくことが望ましい<sup>19</sup>。

---

<sup>19</sup> 令和4年(2022年)6月18日～19日に熊本県立劇場で行われた文化財保存修復学会全国大会において、今村直樹氏(熊本史料ネット・熊本大学)が述べたように、関係者による日頃の地道な視察・研究等の活動は、文化財所有者との信頼関係構築と文化財保護の動きに繋がっており、災害時に大きな力を発揮する。特に、熊本地震及び令和2年7月豪雨の経験は、「顔の見える関係」の重要性を示した。そういった経験から、熊本県では災害対応が落ち着いた後も官民連携で古文書整理会を開催する等連携を深めている。

## 第3章 文化財復旧等に係る補助事業

### 1 文化財復旧等に係る補助事業の概要

令和2年7月豪雨では、県内の多くの文化財が被災した。通常、文化財の復旧は所有者、管理者又は管理団体が行うが、復旧に係る経費は高額になることが多い。特に、自身も被災し生活再建を行わなくてはならない個人や民間事業者（以下「民間事業者等」という。）の場合、その負担は極めて大きい。そのため、文化財の復旧に当たっては、様々な補助事業が活用されている。しかし、それでもなお民間事業者等の負担は大きく、熊本県では、令和2年7月豪雨で被災した民間事業者等の更なる負担軽減を図るため。通常の補助事業に加え、熊本県球磨川流域復興基金を活用した交付金事業として被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）復旧支援事業を創設した。また、文化財に限らず地域コミュニティの場として利用されてきた被災施設等の再建を支援する地域コミュニティ施設等再建支援事業も同基金を活用し創設した。

令和2年7月豪雨からの文化財復旧等に当り市町村や民間事業者等に活用されている主な補助事業等及び民間事業者の費用負担の割合は表2-8、図2-10のとおりである。

表2-8 令和2年7月豪雨で被災した文化財の復旧等に係る主な補助事業

	補助金名称	所管	補助事業者	補助率
<b>国庫補助</b>				
	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	文化庁	所有者 管理団体 管理責任者 地方公共団体	(災害) 70%~85% (一般) 50% ※ 補助メニュー・補助事業者によって補助率の加算あり。
	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金	文化庁	所有者 管理団体 管理責任者	(災害) 70%~85% (一般) 50%・85% ※ 補助メニュー・補助事業者によって補助率の加算あり。
	公立社会教育施設災害復旧費補助金	文部科学省	地方公共団体	2/3
	熊本県なりわい再建支援補助金	中小企業庁 県商工振興金融課	中小企業 中堅企業 みなし中堅企業 大企業 みなし大企業	(中小企業) 3/4 以内 (中堅企業等) 1/2 以内
<b>県費補助</b>				
	熊本県文化財保存整備費補助金	文化課	所有者 管理団体	(県指定) 1/2 以内 ※ 市町村事業の場合、事業費1,000千円未満は対象外 (国指定等・民間) 10%以内 (国指定等・市町村) 5%以内 ※ 市町村事業の場合、国補助率80%以上、事業費10,000千円未満は対象外
	熊本県球磨川流域復興基金交付金事業	県球磨川流域復興局 (相談窓口) 文化課 観光文化政策課	地方公共団体 (支援対象) 集落・自治体 文化財の民間 所有者	(地域コミュニティ) 1/2 以内 (被災文化財に係る所有者負担軽減) 市町村指定・国登録(設計)所有者負担額の1/2 以内 国登録(工事)所有者負担額の2/3 以内 ※ 県から市町村への交付は10/10 ※ 新たに市町村補助事業を創設し、県申請前に市町村から市町村補助金として交付する必要あり。

### 国指定文化財（災害）

（文化庁）国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金／国宝重要文化財等防災施設整備費補助金  
 （ 県 ） 熊本県文化財保存整備費補助金／熊本県球磨川流域復興基金交付金事業

国庫補助 70%～85% (補助メニュー・補助事業者によって補助率の加算あり)	県費補助 10%	基金 <sup>※1</sup> 2.5% ～10%	事業者 <sup>※2</sup> 2.5% ～10%
---	-------------	----------------------------------	-----------------------------------

### 県指定文化財

（ 県 ） 熊本県文化財保存整備費補助金／熊本県球磨川流域復興基金交付金事業

県費補助 50%	基金 <sup>※1</sup> 25%	事業者 <sup>※2</sup> 25%
-------------	-------------------------	--------------------------

### 市町村指定文化財

（ 県 ） 熊本県球磨川流域復興基金交付金事業

市町村費補助 50% (各市町村の規定による)	基金 <sup>※1</sup> 25%	事業者 <sup>※2</sup> 25%
-------------------------------	-------------------------	--------------------------

### 国登録有形文化財（設計）

（文化庁）国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金  
 （ 県 ） 熊本県文化財保存整備費補助金／熊本県球磨川流域復興基金交付金事業

国庫補助 70%	県費補助 10%	基金 <sup>※1</sup> 10%	事業者 <sup>※2</sup> 10%
-------------	-------------	-------------------------	--------------------------

### 国登録有形文化財（工事費）

（ 県 ） 熊本県球磨川流域復興基金交付金事業

基金 <sup>※1</sup> 2/3	事業者 <sup>※2</sup> 1/3
-------------------------	--------------------------

### 地域コミュニティ施設

（ 県 ） 熊本県球磨川流域復興基金交付金事業

基金 <sup>※1</sup> 1/2	事業者 <sup>※2</sup> 1/2
-------------------------	--------------------------

※1 熊本県球磨川流域復興基金交付金事業（令和2年7月豪雨被災者等支援交付金（市町村事業））

※2 国庫補助、県費補助以外に市町村費補助や民間助成等がある場合は、事業者負担分からそれら支援額を除いた残額の2分の1以内を基金から支援

図2-10 令和2年7月豪雨で被災した文化財及び地域コミュニティ施設の復旧に係る民間事業者の負担割合

なお、令和2年7月豪雨からの災害復旧に当たり、補助事業者によっては事業の内容に応じ複数の補助事業を活用する事例も見受けられる。例えば、人吉市が行う国史跡人吉城跡の復旧には、主に文化庁所管の補助事業が活用されているが、城内に位置する人吉城歴史館（ガイダンス施設）の復旧には文部科学省所管の補助事業も活用された。具体的には、原形復旧を行うガイダンス施設の建物躯体は国宝重要文化財等保存・活用費補助金の災害復旧（歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業、補助率70%、文化庁所管）、復旧を機に刷新する展示施設は同補助金の通常事業（歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業、補助率50%、文化庁所管）、被災した展示品の復旧には公立社会教育施設災害復旧事業（補助率2/3、文部科学省所管）が活用され、文化庁所管の補助事業について

は、熊本県文化財保存整備費補助金（文化財災害復旧事業（令和2年7月豪雨）、補助率5%以内）も併用して活用されている<sup>20</sup>。

その他、民間事業者等によっては公的支援のほかに民間の助成事業やクラウドファンディングによる資金調達を行い、さらなる負担軽減を図っている事例もある。

## 2 補助事業

### (1) 国庫補助事業

#### ア 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金／国宝重要文化財等防災施設整備費補助金

##### (ア) 概要

国指定等文化財の復旧には、主に文化庁所管の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金及び国宝重要文化財等防災施設整備費補助金が活用されている。補助事業者は、所有者、管理団体又は管理責任者で、補助率は文化財の種別や事業者、事業内容により70%～85%である。補助の対象は、被災した国指定文化財及び国登録有形文化財（設計費のみ）である。

その他、令和2年7月豪雨で被災した防災設備や展示設備の改良・新設や被災地の復旧・復興事業に係る試掘・確認調査、水損被害を受けた埋蔵文化財の保存処理にも国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金が活用されているが、こちらは通常事業として実施されており、補助率は補助メニューや補助事業者によって50%又は85%である。

##### (イ) これまでの実績

令和7（2024）年3月31日現在の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金及び国宝重要文化財等防災施設整備費補助金のうち災害復旧事業の実績は表2-9のとおりである。

表2-9 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金／国宝重要文化財等防災施設整備費補助金  
交付実績（災害復旧事業）

令和7年（2025年）3月31日現在

年度	件数	金額
令和2年度（2020年度） <sup>※1</sup>	5件	206,309千円
令和3年度（2021年度）	4件	34,075千円
令和4年度（2022年度）	6件	256,131千円
令和5年度（2023年度）	3件	32,741千円
令和6年度（2024年度） <sup>※2</sup>	1件	47,551千円
合計	19件	576,807千円

※1 令和2年度は補正予算対応

※2 令和6年度の件数・金額は令和7年度繰越事業含む

<sup>20</sup> ただし、事業費10,000千円以上の事業に限る。

## イ 公立社会教育施設災害復旧費補助金

被災した社会教育施設の復旧には、文部科学省所管の公立社会教育施設災害復旧費補助金が活用されている。補助対象は激甚災害（本激）により被害を受けた特定地方公共団体が設置する文化施設や公民館、博物館といった社会教育施設で、補助事業者は地方公共団体である。補助率は、復旧に要する経費の3分の2である。

令和2年7月豪雨災害では、人吉城歴史館（ガイドンス施設）の展示品である文化財の復旧で活用された。

## ウ 熊本県なりわい再建支援補助金

被災した中小企業等の施設の復旧には、中小企業庁及び県商工振興金融課所管の熊本県なりわい再建支援補助金が活用されている。補助事業者は中小企業・中堅企業及びみなし中堅企業・大企業及びみなし大企業である<sup>21</sup>。補助率は、中小企業が4分の3以内、中堅企業及びみなし中堅企業・大企業及びみなし大企業が2分の1以内である。

補助の対象は、令和2年7月豪雨で損壊又は継続して使用することが困難になった中小企業等の施設・設備で県内の施設及び設備の復旧・整備に要する経費等が対象となる。

令和2年7月豪雨では、国登録有形文化財である旅館の復旧等で活用された。

## （2）県費補助事業

### ア 熊本県文化財保存整備費補助金

#### （ア）概要

県指定文化財の復旧には、文化課所管の熊本県文化財保存整備費補助金が活用されている。補助事業者は、所有者又は管理者で、補助率は2分の1以内である。補助対象経費は、文化庁所管の国庫補助事業に準じる。ただし、補助事業者が市町村である場合は、事業費1,000千円以上の事業を補助対象としている。

また、国指定等文化財の復旧に対して補助事業者が国庫補助を受けている場合は同補助金から随伴補助を行っている。随伴補助の補助率は、補助事業者が民間の場合は10%以内、市町村の場合は5%以内である。ただし、補助事業者が市町村である場合は、国庫補助率80%未満かつ事業費10,000千円以上の事業のみ補助対象としている。

#### （イ）これまでの実績

令和7（2025）年3月31日現在の熊本県文化財保存整備費補助金のうち災害復旧事業の実績は表2-10のとおりである。

<sup>21</sup> ただし、大企業及びみなし大企業は中小企業・中堅企業及びみなし中堅企業に施設・設備を貸し付けている場合に限る。

表 2-10 熊本県文化財保存整備費補助金交付実績（災害復旧事業）

令和7年（2025年）3月31日現在

年度	件数	金額
令和2年度（2020年度）※ <sup>1</sup>	5件	15,143千円
令和3年度（2021年度）	6件	6,017千円
令和4年度（2022年度）	4件	16,024千円
令和5年度（2023年度）	3件	4,995千円
令和6年度（2024年度）※ <sup>2</sup>	2件	3,875千円
合計	20件	46,054千円

※1 令和2年度は補正予算対応後

※2 令和6年度の件数・金額は令和7年度繰越事業含む

## イ 熊本県球磨川流域復興基金交付金事業

### （ア）概要

熊本県では、令和2年7月豪雨の被災者支援に当たり、令和2年度（2020年度）10月補正予算において既存の「熊本県球磨川水系防災減災基金」を「熊本県球磨川流域復興基金」に改正し、全額一般財源で30億円の積み立てを行った。あわせて、この基金を財源とする球磨川流域復興基金交付金事業を創設し、「1 被災者の生活支援」・「2 被災宅地の復旧支援」・「3 住まいの再建」・「4 公共施設、コミュニティ施設等の復旧支援」・「5 産業復興」・「6 防災・減災対策」・「7 復興まちづくり支援」の7項目（基本事業）に関する被災者支援を行っている。

令和2年11月に4項目（基本事業）18事業で始まったこの交付金事業は、令和7年（2025年）4月1日現在、生活再建支援事業、復興まちづくり拠点施設整備等支援事業、豪雨災害の記録・教訓伝承推進事業等7項目（基本事業）38事業<sup>22</sup>となっている。

本事業の所管は、県球磨川流域復興局であるが、各事業の相談窓口は県各課が担っており、文化課では被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）復旧支援事業と地域コミュニティ施設等再建支援事業を担当している。

また、本事業は県から市町村へ補助金を交付する形をとっており、事業を活用するためには市町村において本事業に係る補助事業を創設する必要がある。県では、市町村が補助事業として文化財の民間所有者や地域・集落に交付した経費を、事業完了後に市町村からの申請に応じ交付している。

<sup>22</sup> 令和7年（2025年）3月現在で球磨川流域復興基金交付金事業38事業のうち12事業は支援期間を終了している。球磨川流域復興基金交付金事業等（令和7年4月1日現在）は、熊本県ホームページ参照。  
(<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/278238.pdf>)

## (イ) 文化課が相談窓口となっている事業

### ① 被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）復旧支援事業

被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）復旧支援事業は、被災した民間所有の文化財の保全のため、国庫補助や県費補助といった既存の補助事業等を活用してもなお残る民間所有者等の負担軽減を図るものである。具体的には所有者である民間事業者等が行う指定等文化財の復旧工事における所有者負担分に対し、本事業を活用するために市町村が新たに補助事業を創設して補助金を交付し、県は市町村に対してこの補助金相当額を交付する（図2-11）。

支援対象は、令和2年7月豪雨で被災した民間等が所有する国・県・市町村指定等文化財で、支援対象経費は支援対象文化財の復旧にかかった経費である。補助率は、国・県・市町村指定文化財の復旧に要する経費及び国登録有形文化財の復旧に係る設計管理費は所有者負担額の2分の1以内、国登録有形文化財の復旧に係る工事費は所有者負担額の3分の2以内である<sup>23</sup>。

<b>支援内容</b>	被災した民間所有の文化財の保全のため、国庫補助や熊本県文化財保存整備費補助といった既存の補助金等を活用してもなお残る民間所有者負担について支援 ※ 県は市町村が交付する軽減措置に対し、必要な経費相当額を市町村に交付
<b>支援対象</b>	令和2年7月豪雨で被災した民間が所有する国・県・市町村指定文化財及び国登録文化財
<b>支援対象経費</b>	支援対象の復旧にかかった経費
<b>支援対象者</b>	支援対象の民間所有者 ※ ただし、県からは市町村に対し補助金を交付。支援対象者への交付は市町村が本事業を活用するために新たに創設した補助事業から支援
<b>補助率</b>	【国・県・市町村指定文化財】 所有者負担額の2分の1以内 【国登録有形文化財】 (設計管理費) 所有者負担額の1/2以内 (工事費) 所有者負担額の2/3以内 ※ 国・県・市町村補助がある場合は、事業者負担分からそれら支援額を除いた残額の2分の1以内を基金から支援 ※ ただし、県から市町村へ交付する際の補助率は市町村補助で交付した金額の10/10
<b>相談窓口</b>	文化課

※ 未指定文化財であっても被災後に指定等を受ければ交付の対象とする。  
※ 未指定文化財で指定等を受けた時点で既に復旧が完了している場合は、遡及して交付の対象とする。

図2-11 被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）復旧支援事業概要

<sup>23</sup> ただし、県から市町村に交付する際の補助率は10分の10。

なお、熊本地震では、平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金を原資に未指定文化財の復旧も支援対象としているが、令和2年7月豪雨では被災した未指定文化財の復旧に対する支援策は整備していない。ただし、被災当時未指定の文化財も被災後に指定・登録されれば、その文化財の復旧に要した経費は事業の支援対象となり、指定・登録時に復旧が完了している場合には、遡及して交付の対象としている。

## ② 地域コミュニティ施設等再建支援事業

地域コミュニティ施設等再建支援事業は、球磨川流域復興基金交付金事業創設当初から事業化されているメニューの一つである（図2-12）。

<b>支援内容</b>	被災した地域・集落における地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設等の再建に要する経費を支援
<b>支援対象</b>	次の要件をすべて満たすもので、地域・集落のコミュニティを維持するために復旧が必要と市町村長が認定する施設等 ① 市町村の区域内に所在している施設等であること。 ② 専ら地域（集落）の住民が利用する施設等であること。 ③ 専ら地域（集落）の住民が交代で維持・管理している施設等であること。 ④ 当該地域（集落）の住民が参加する祭りや行事等のコミュニティ活動に現に活用され、今後も引き続き活用されることが確実な施設等であること。
<b>支援対象経費</b>	地域・集落のコミュニティを維持するために復旧が必要と市町村長が認定する施設及び用具に係る以下の原型復旧に要する費用 <b>【施設】</b> ① 建替：本体工事、付帯設備（電気、空調、衛生等）、外構工事、地盤復旧・改良工事、設計監理委託に要する経費※土地購入費及び事務費を除く。 ② 修繕：建物本体、付帯設備及び外構の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計監理委託に要する経費※土地購入費及び事務費を除く。 <b>【用具】</b> コミュニティで所有し、維持管理する地域固有の伝統芸能及び民族芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に使用する用具の修繕・新調に要する経費（単価3万円以上）
<b>支援対象者</b>	支援対象施設等を管理する集落又は自治体 ※ ただし、県からは市町村に対し補助金を交付。支援対象者への交付は市町村が本事業を活用するために新たに創設した補助事業から支援
<b>補助率</b>	支援対象経費の1/2以内 ※ 国・県・市町村補助がある場合は、事業者負担分からそれら支援額を除いた残額の2分の1以内を基金から支援 ※ ただし、県から市町村へ交付する際の補助率は市町村補助で交付した金額の10/10
<b>その他交付上限</b>	<b>【施設】</b> 10,000千円/件 / <b>【用具】</b> 1,000千円/件
<b>相談窓口</b>	<b>【施設】</b> 文化課 / <b>【用具】</b> 観光文化政策課

※復旧済の施設であっても、遡及して交付の対象とする。

図2-12 地域コミュニティ施設等再建支援事業概要

支援内容は、被災した地域・集落において地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設等の再建に要する経費を支援するものである。

支援対象は、図 2-12 支援対象①～④全ての要件を満たす施設等で、具体的には神社や堂宇、祠等を対象としている。

支援対象経費は、地域・集落のコミュニティを維持するために復旧が必要と市町村長が認定する施設及び用具に係る原形復旧に要した経費で<sup>24</sup>、支援対象者は支援対象となる施設等を管理する集落又は自治会である。補助率は、支援対象経費の2分の1以内で<sup>25</sup>、補助上限を施設復旧の場合は1件当たり10,000千円、用具復旧の場合は1件当たり1,000千円としている。なお、すでに復旧が完了した施設であっても、遡及して交付の対象としている。

また、熊本地震の地域コミュニティ施設等再建支援事業では、施設の復旧のみを対象としているが、令和2年7月豪雨に係る同事業では地域コミュニティで所有し維持管理する地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に使用する用具の修繕や新調も対象としている。本事業の相談窓口は施設関係を文化課が、用具関係を県観光文化政策課が担当している。

### (ウ) 熊本県球磨川流域復興基金交付金事業における事務の流れ

球磨川流域復興基金交付金事業における事務の流れは図 2-13 のとおりである。市町村からの交付申請等の受付窓口及び事務処理は県球磨川流域復興局が行い、事業内容や実績報告の確認等や市町村からの相談窓口を県各担当課が担っている。また、本事業に係る事務負担が過度なものとならないよう、市町村に対しては見込み額調査の上、年度末

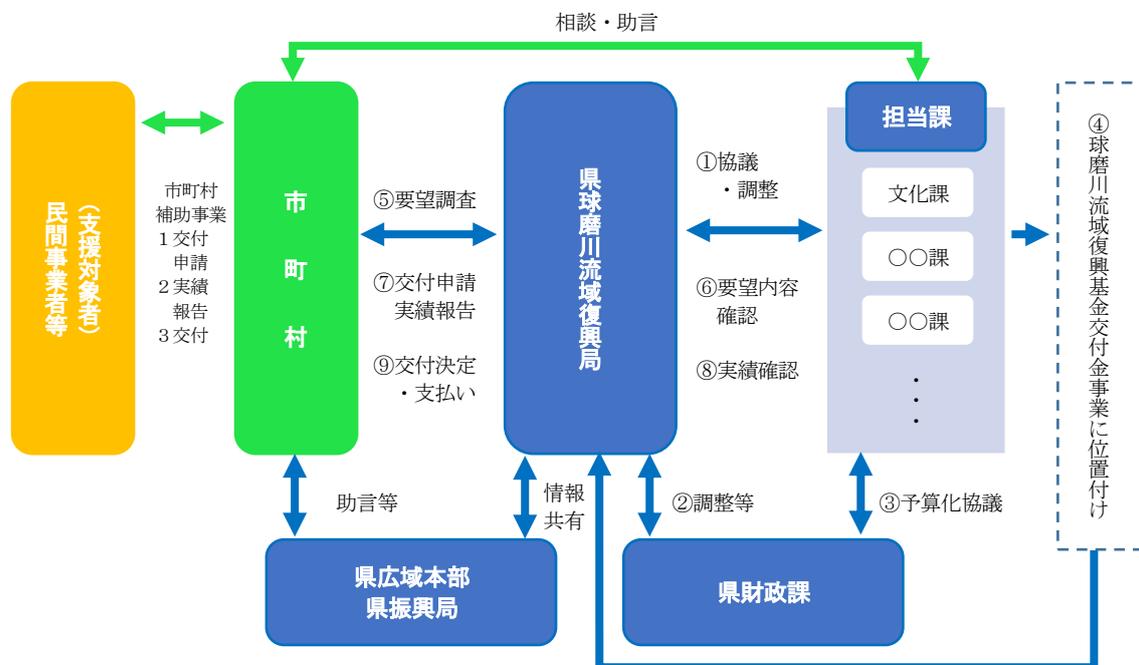


図 2-13 熊本県球磨川流域復興基金交付金事業における事務の流れ (イメージ)

<sup>24</sup> ただし、これらの復旧に市町村等からの補助金がある場合は、その分を補助対象経費から控除する。

<sup>25</sup> ただし、県から市町村に交付する際の補助率は10分の10。

に交付申請と実績報告の提出を同時に求める等、できる限り簡素な審査事務の仕組みとなっている。

交付の流れは、市町村がまず本事業を活用するために新たに創設した補助事業により民間事業者等へ補助金を交付する。事業完了後に市町村において本事業所要額を取りまとめて県へ交付申請と実績報告を提出し、補助金の交付を受ける。

つまり、本事業は民間事業者等を支援するために市町村が先んじて補助金を交付し、その立て替えた経費を県が事業完了後に市町村に対し支出する形となっている。なお、この仕組みは熊本地震復興基金交付金事業と同様である。

### (エ) これまでの実績

令和7年(2025年)3月31日現在の地域コミュニティ施設等再建支援事業及び被災文化財(指定文化財及び国登録文化財)復旧支援事業の実績は表2-11のとおりである。

表2-11 熊本県球磨川流域復興基金交付実績

被災文化財(指定文化財及び国登録文化財)復旧支援事業 令和7年(2025年)3月31日現在

年度	件数	金額
令和2年度(2020年度)	—	—
令和3年度(2021年度)	7件	7,180千円
令和4年度(2022年度)	7件	9,480千円
令和5年度(2023年度)	8件	10,318千円
令和6年度(2024年度)	2件	2,950千円
合計	24件	29,928千円

地域コミュニティ施設等再建支援事業 令和7年(2025年)3月31日現在

年度	件数	金額
令和2年度(2020年度)	1件	328千円
令和3年度(2021年度)	16件	19,177千円
令和4年度(2022年度)	10件	10,667千円
令和5年度(2023年度)	6件	7,641千円
令和6年度(2024年度)	1件	330千円
合計	34件	38,143千円

### 3 活かされた熊本地震の経験と課題及び今後の展望

令和2年7月豪雨で被災した指定等文化財は、市町村や民間事業者等によって被災直後から土砂の撤去等が始まり、発災2週間後には補助事業の事前着工の制度を利用し復旧事業が開始された。発災直後の混乱が残る中で事務手続きの遺漏なく比較的円滑に事業を進められたのは、国・県・市町村等の連携がうまく図られた結果である。さらに、熊本地震の経験を基に文化課において災害時における国や県の動きを予測し、情報を収集しながら先手を打って対応できたことも大きい。

また、今回の災害復旧事業では先にも述べたとおり、事業者は同じ文化財であっても復旧事業の内容毎に最も適した補助事業を選択しており、これは市町村や民間事業者等の財政的な負担軽減に効果があったと考える。県では、今後も広い視野を持って所管以外の補助事業等の情報を収集し、事業者に対してより効果的な補助事業の活用を促していくことが望まれる。

さらに、文化課では発災後の早い段階から、庁内の動きと連動し熊本地震時を参考に文化財の民間所有者に対する負担軽減措置の検討を行い、発災から約1ヶ月後の8月上旬には支援制度の大枠を整理し、庁内関係課との調整を開始した。その結果、11月に創設された球磨川流域復興基金交付金事業には、緊急を要する事業として地域コミュニティ施設等再建支援事業が組み込まれた。また、令和2年度（2020年度）末には被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）復旧支援事業も交付金事業として整備され、被災者支援策を整えることができた。文化課が相談窓口を担当する被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）復旧支援事業と地域コミュニティ施設等再建支援事業（施設）はいずれも熊本地震の事例を参考に制度設計を行っており、一部交付のスキームは異なるものの支援内容はほぼ熊本地震並みとなっている。

ところで、県では文化財復旧に係る民間事業者等の負担軽減に熊本地震及び令和2年7月豪雨共に基金を活用しているが、その性格には違いがある。熊本地震の場合、熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援委員会による支援の呼びかけにより、多くの個人・団体から寄附をいただいた。そして、その寄附を原資に被災文化財の復旧に特化した「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金」を創設し、寄附の受入を文化課で行っている<sup>26</sup>。それに対し、令和2年7月豪雨の場合、新型コロナウイルス感染症による先行き不透明の状況や全国的に大規模災害が続いていること等の理由により、熊本地震のような文化財復旧に特化した寄附の受入や基金の創設は行っていない。寄附の申出があった場合は、県外企業であれば企業版ふるさと納税での寄附をお願いした。しかし、令和2年7月豪雨災害の際には、県が従前から運用していた「熊本県球磨川水系防災減災基金」があったため、その基金を活用し「熊本県球磨川流域復興基金」を県全体として設置した。それにより、結果として令和2年7月豪雨で被災した文化財の復旧や地域コミュニティ施設についても地震同様の対応をとることができた。

近年、全国各地で大規模災害が発生しており、熊本県もいつ再び大規模災害に見舞わ

<sup>26</sup> 熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援委員会は令和6年（2024年）3月12日に解散し、寄附の受入も同年3月31日をもって終了した。以降、寄附の申出があった場合はふるさと納税や熊本市への寄附を提案している。

れるか分からない。今後も大規模災害が発生した際は文化財を保存し、将来につなげていくために文化課では同様の負担軽減措置を検討していくことになる想定される。そのためには財源の確保が必要であり、県としても平時から災害時の文化財復旧に備えた財源確保について検討しておく必要があるだろう<sup>27</sup>。

---

<sup>27</sup> 例えば、独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターでは、文化財を災害からまもり、次世代へ確実に伝えていくために「文化財防災救援基金」を創設している。



## 第4章 情報発信

### 1 被災文化財等活用支援事業の取組

#### (1) 被災文化財等活用支援事業の概要

令和2年7月豪雨からの復旧・復興に当たり、熊本県は令和2年（2020年）11月に『令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン』（以下「復旧・復興プラン」という。）を策定した。復旧・復興プランでは、「Ⅰ すまい・コミュニティの創造～安全・安心な住まいの確保と子どもも高齢者も暮らしやすいまちづくり～」・「Ⅱ なりわい（生業）・産業の再生と創出～一日も早い事業再開と地域の資源を生かした新たな“仕事の創出”～」・「Ⅲ 災害に強い社会インフラ整備と安心して学べる拠点づくり～いかなる災害が起きても生命・財産・教育環境を守り抜くインフラ強靱化～」・「Ⅳ 地域の魅力の向上と誇りの回復～球磨川の宝を時代につなぎ、地域の恵みと誇りを生かす～」の四つの取組を掲げる。文化課が取り組む国宝青井阿蘇神社をはじめとする文化財の復旧は「Ⅳ 地域の魅力の向上と誇りの回復」に位置付けられるが、この取組を実現するためには、被災文化財の復旧のみならず、球磨川流域の文化財が地域の誇り・宝であることを地域の子ども達や住民に伝える取組が必要と考えている。そこで、文化課は、「たとえ令和2年7月豪雨で被災したとしても文化財の価値に変わりはなく、地域の誇り・宝である文化財を大切にまもり次世代につなぐ意識を醸成する」ことを目的に令和5年度（2023年度）から被災文化財等活用支援事業を行っている。

同事業では、球磨川流域の被災12市町村<sup>28</sup>を対象とした出前授業及び出前講座を実施している。

#### (2) 出前授業

##### ア 概要

出前授業は、子ども達が令和2年7月豪雨により被災した文化財の歴史と復旧の取組について知り、それに関わる人々の思いや願いに触れることで文化財を守り受け継いでいくことの大切さについて考えることをねらいとしている。

対象は、被災12市町村の小・中学生で、豪雨により被災した文化財の概要とその復旧状況について説明すると共に地域の文化財等を題材とした授業を行っている。

出前授業は、例年4月に当該年度の実施計画及び指導展開を作成し、4月下旬に文化課から市町村を通じて希望校を募集し、6月までに実施校を決定する。実施校決定後は、7月から翌年2月頃にかけて授業を行う。なお、学校からの応募状況によっては、夏頃に追加募集を行っている。

<sup>28</sup> 八代市・人吉市・芦北町・錦町・あさぎり町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨川の12市町村を指す。



※ 令和6年度（2024年度）年間スケジュールを基に作成

図 2-14 出前授業年間スケジュール

## イ 授業の展開

授業は「導入」3分、「展開」37分（中学校は42分）、「終末」5分の計45分（中学校は50分）の三部構成を基本とし、「1 令和2年7月豪雨被害について知る」・「2 文化財の被災状況と復旧に向けた取組について知る」・「3 地域の文化財について知る」・「4 文化財復旧や保存の必要性について考える」・「5 本時の学習を振り返る」の5つの要素からなる（図 2-15）。授業は、教員籍の職員（指導主事・文化財保護主事）と文化財専門職員の2人1組で行い、教員籍の職員が中心となって進め、展開「3 地域の文化財について知る」の部分を文化財専門職員が担う。

授業の始まりである「導入」では、「1 令和2年7月豪雨被災について知る」ことを目的に令和2年7月豪雨の被害状況を子ども達に伝え、人や建物だけでなく文化財も被災したことを伝える。

次いで「展開」は、「2 文化財の被災状況と復旧に向けた取組について知る」・「3 地域の文化財について知る」・「4 文化財復旧や保存の必要性について考える」という流れで進める。まず、クイズを通じて「文化財」という言葉の意味を子ども達と確認した上で、令和2年7月豪雨で被災した文化財の被害状況や復旧過程について学ぶ。その後、子ども達が生活する地域の文化財を紹介し、自分達の周りにも地域で守られてきた文化



(文化課)

写真 2-3 出前授業の様子

財があることに目を向け、自身にも関わりがあることを伝える。そして、ペアトークやグループ協議によって文化財を保護することの意味や必要性について考え、子ども達自身の意見をまとめる。

最後に「終末」では、授業の振り返りと共に子ども達からの質問に答え終了する。

なお、出前授業では、文化課作成の考古資料学習キットや学校が所在する市町村から借用した埋蔵文化財を

指導展開			
※ 社会科・道徳科・総合的な学習の時間・特別活動での活用が考えられます。 ◆ ねらい 令和2年7月豪雨により被災した文化財の歴史と共に復旧への取組について知り、関わる人々の思いや願いにふれることで、文化財を守り受け継いでいくことの大切さについて考えることができる。			
過程	学習活動及び発問指示 (○)	指導及び支援	備考 (教具等)
導入 3分	1 <u>令和2年7月豪雨被害について知る。</u> ○ 令和2年7月豪雨では、どのような被害があったか知っていますか。	● 写真を提示しながら被害状況をとらえさせる。 (建物、道路、河川状況等)	・プロジェクター ・スクリーン ・スライド
展開 10分	2 <u>文化財の被災状況と復旧に向けた取組について知る。</u> (1) <u>被災した文化財について知る。</u> ○ 文化財とは何でしょう。 (文化財○×クイズ)  ○ 令和2年7月豪雨で被害のあった文化財を見てみましょう。  (2) <u>被災文化財の復旧に向けた取組について知る。</u> ○ どのように復旧をした(している)のでしょうか。	● 数点の文化財を○×クイズ形式で提示し、文化財とは何か捉えさせる。新指定等も取り上げる。 → 「昔から人々が守り受け継いできたもの」等を押さえる。 ● 被災文化財(青井阿蘇神社)をとり上げ、その特徴を知る。 ● 文化財レスキューの写真を用い、作業の工夫や大変さ、所有者等関係者の思いに触れさせる。 ● 今に残る文化財も同様に多くの人々の思いによって受け継がれてきたことに気付かせる。	・「文化財通信くまもと第26号」からの抽出資料
20分 (25分)	3 <u>地域の文化財について知る。</u> ○ みなさんの地域で守り受け継がれてきた文化財について見てみましょう。	● 学芸員が専門性を活かして地域の文化財について話す。 ● 指定・未指定問わず身近にある文化財や地域に関連のある遺物があれば提示する。 ● その地域で育まれた歴史文化に目を向けさせる。	・写真や動画 ・遺物 ※学習活動3は中学校で実施の場合は25分間とる。
7分	4 <u>文化財復旧や保存の必要性について考える。</u> ○ 被災文化財や地域に残る文化財のように、人々が大きな負担や時間がかかっても文化財を守り残そうとするのはなぜでしょう。 ○ みなさんにとって、文化財とは何といえるのでしょうか。	● 文化財が守られることによって得られる良さを考えさせ、まとめにつなげる。 ● 可能な範囲で、ペアトークやグループ協議を取り入れる。 ● ここでは、文化財は「地域の宝」「みんなの宝」等の発言を引き出してまとめたい。	
終末 5分	5 本時の学習を振り返る。 (感想発表等)	● 時間があれば、子ども達からの質疑に応じる。	
◆ 指導上の留意点 ・ 「被災」「復旧」をはじめ文化財の名称等、参加者にとって難解な用語の扱いについては、平易なものに言い換えたり具体例を挙げたりする。 ・ 混乱を避けるため、取り上げる文化財の概要については詳細な説明を控え、必要な情報のみを抽出して提示する。 ・ 実感を伴った学びになるようにするため、実際に触れられる遺物があれば提示する。			

図 2-15 令和6年度(2024年度) 出前授業指導計画

表 2-12 出前授業実施実績

年度	地区	開催校	学年	人数
令和5年度 (2023年度)	人吉・球磨	人吉市立大畑小学校	5・6年	20人
		多良木町立黒肥地小学校	6年	27人
		多良木町立多良木小学校	6年	47人
		あさぎり町立岡原小学校	4・5・6年	54人
	八代	八代市立鏡小学校	6年	76人
	芦北	—	—	—
小計			5校	224人
令和6年度 (2024年度)	人吉・球磨	人吉市立第一中学校	1年	132人
		人吉市立人吉東小学校	4年	84人
		人吉市立東間小学校	6年	61人
		人吉市立西瀬小学校	6年	33人
	八代	八代市立泉小学校	3・4・5・6年	19人
		八代市立高田小学校	4年	62人
	芦北	芦北町立田浦中学校	1年	24人
小計			7校	415人
合計			12校	639人

用い、子ども達が土器や石器等の遺物に実際に触れる機会を設けている。そうすることによって文化財を身近に感じてもらうだけでなく、より多くの興味関心を引き出すよう工夫している。

その他、出前授業の前後にはアンケートを実施し、学校のニーズの把握と学習の習熟度の確認も行っている。

## ウ これまでの実績

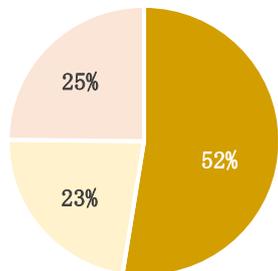
令和5年度（2023年度）及び令和6年度（2024年度）の出前授業実施実績は、合計で12校639人である（表2-12）。

文化課からの募集の際に学年や教科を限定していないため、各学校では授業の進捗状況や子ども達の関心に応じて出前授業を活用している。これまでに授業を実施した学年は小学4年生から中学1年生で、そのうち小学6年生が最も多い。また、社会科や道徳科の授業で取り扱われる例が多い傾向にある。

また、文化課で実施している事前アンケートでは文化財に対する認知度や興味の有無の把握、事後アンケートは授業後の文化財に対する興味・関心の変化の把握を目的にしている。

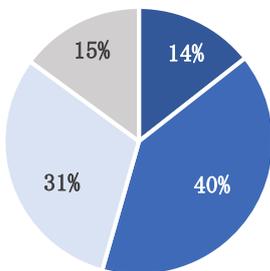
— 事前アンケート —

「文化財」を見たり、聞いたりしたことはありますか



- ある
- ない
- 分からない

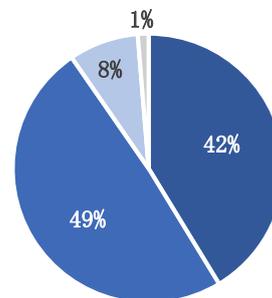
「文化財」に興味はありますか



- 大いにある
- まあまあある
- あまりない
- 全くない

— 事後アンケート —

「文化財」への興味・関心は高まりましたか



- とてもそう思う
- そう思う
- あまり思わない
- 全然思わない

アンケート回答総数：592 件

図 2-16 令和 6 年度（2024 年度）出前授業アンケート結果

令和 6 年度のアンケート結果をみると、事前アンケートでは約半数の子ども達が文化財を見たり聞いたりしたことがあると回答している。一方、国重要文化財青蓮寺等指定文化財が身近に所在する学校では、全員が文化財を知っていると回答する等、地域によっては大人に限らず子ども達にも文化財が根付いていることが分かる。

文化財への興味については、事前アンケートでは約半数の子ども達が「大いにある」、「まあまあある」と回答をしているが、授業を受けた後は文化財への興味・関心が高まったという回答が約 9 割を占め、授業により文化財への興味・関心が 4 割も増加している。子ども達の感想には、「昔の人は土器や石包丁等を作れるのはすごいと思った。」、「未来にずっと文化財を残していくために「よく知る」・「伝える」・「参加する」の 3 つを心がけていきたい」等と書かれており、出前授業は被災地域の子ども達の文化財に対する想いを深める一助となっている。

### (3) 出前講座

#### ア 概要

出前講座は、令和2年7月豪雨で被災した文化財と地域の特色ある文化財について発信し、それを知ることによって地域そのものへの愛着や文化財に関する知識を深めることを目的に令和5年度（2023年度）に開講した。

講座は、被災12市町村を会場に県民を対象として実施している。講座の形式は事前にテーマを設定した上で実施する「公開講座」と事業者の要望を受けて実施する「企業研修」の二種類がある。

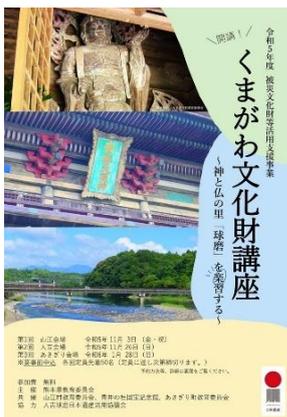
#### イ これまでの実績

文化課では、令和5年度から「くまがわ文化財講座」と題した公開講座を年3回開講している。講座は、年度毎にテーマを定めており、令和5年度は日本遺産「人吉球磨 相良700年が生んだ保守と進取の文化」の各ストーリーを土台とした内容、令和6年度（2024年度）は、「暮らしの中の文化財」をキーワードとした内容で実施した。

公開講座は令和6年度末までに6回開催し、延べ311人の参加があった（表2-13）。参加者の約8割が被災12市町村からの参加であるが、県内の他地域や福岡県、宮崎県といった県外からの参加もみられる。また、毎年全講座を受講する参加者も多く、生

表 2-13 出前講座開催実績

	講座	講師	開催市町村	参加人数
令和5年度	山江・人吉の仏像と文化財レスキュー	有木 芳隆 (公益財団法人永青文庫副館長)	山江村	58人
	青井阿蘇神社と球磨神楽	福川 義文 (宗教法人青井阿蘇神社宮司) 球磨神楽保存会	人吉市	58人
	見どころ入門! あさぎり町の仏さま	村上 幸奈 (熊本県教育庁文化課学芸員)	あさぎり町	50人
	小計			166人
令和6年度	暮らしの中の文化財 ～人吉・球磨の石造文化財～	前川 清一 (熊本県文化財保護審議会委員)	多良木町	49人
	暮らしの中の災害 ～「球磨絵図」からみる令和2年7月豪雨～	武井 弘一 (金沢大学教授)	相良村	51人
	暮らしの中の拠りどころ ～人吉・球磨の寺社建築～	伊東 龍一 (熊本大学名誉教授)	水上村	45人
小計			145人	
合計			311人	



(令和5年度(2023年度))  
図2-17 出前講座チラシ



(文化課)  
写真2-4 出前講座の様子

涯学習の場として一定の役割を担い始めている。また、身近に素晴らしい文化財が多くあり、これらを大切に守り、次の世代へとつないでいく大切さを感じたという感想も多く、講座の目的を達成できている。

## 2 その他情報発信の取組

文化課は、出前授業・出前講座のほかにも研修や講演での説明、雑誌等への寄稿等様々な媒体による情報発信を行っている。

令和6年度には1月の能登半島地震、9月の能登半島豪雨と立て続けに大規模災害に見舞われた石川県において、令和2年7月豪雨における熊本県の文化財レスキュー事業等の取組について講演を行う等、県外にも広く情報発信を行い被災地間での情報共有を図っている。

## 3 活かされた熊本地震の経験と課題及び今後の展望

### (1) 出前授業

熊本地震の出前授業は、庁内や市町村関係機関及び学校との事前打合せ等を行いながら準備を進めたが、当初は出前授業を多くの学校に活用してもらうための周知が課題となった。そのため、文化課では校長会や会議、研修会での紹介や学校への直接的な働きかけを行った。それに対し、令和2年7月豪雨の出前授業は先行取組があったため比較的円滑に事業を立ち上げることができた。

熊本地震の出前授業で課題となった広報、周知は、取組が浸透してきていることもあり市町村を通じた学校への通知と熊本県のホームページで行っている。ただ、通知が学校に届くまで時間を要する場合があり、その点は改善が必要である。

出前授業は学校からの評価も高い取組で、文化課に在籍した教員籍の職員が教育現場に戻り、新たな赴任先で出前授業に応募する事例も増えてきている。一方で、熊本地震から9年、令和2年7月豪雨から5年が経過し、災害を知らない・覚えていない子ども達も増えてきている現状を踏まえると、災害の記憶を風化させないよう今後も継続して出前授業に取り組んでいく必要がある。そのためには、質と満足度が高い出前授業にな

るよう「熊本地震」、「令和2年7月豪雨」と災害で区分するのではなく両者を組み合わせた授業の実施や被災12市町村だけでなく県下全域を対象とした授業の実施等新たな出前授業の在り方について検討する必要があるだろう<sup>29</sup>。

## (2) 出前講座

熊本地震では出前講座は行っていないため、文化課では令和2年7月豪雨に係る講座が初めての取組であるが、満足度ほぼ100%という人気講座である。今後も継続して開講することで本講座が熊本県の文化財保護行政において欠かせない取組の一つになっていけばと考えている。そのためには、地域の状況や要望に着目しながら時宜に応じて講座の内容を検討し、より充実した講座にする必要がある。

また、これまでの講座は全て人吉・球磨地域で開催しているが、被災地の状況や文化財の大切さをより広く発信していくため、令和7年度(2025年度)からは県下全域を対象に講座を開催する予定である。講座の開催地を広げることで被災地のみならず県全体で令和2年7月豪雨を受け止め、文化財を将来につなぐ想いを育てていくことにつなげていきたい。

一方、出前講座の二本柱の一つである企業研修についてはこれまでに実績がなく、より積極的に広報と周知を行っていく必要がある。

---

<sup>29</sup> 令和7年度(2025年度)現在、熊本地震に関する出前授業は県下全域を対象としているが、令和2年7月豪雨に関する出前授業は被災12市町村(八代市・人吉市・芦北町・錦町・あさぎり町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村)のみ対象としている。

## 第3部 文化財等の復旧事例



## 第1章 有形文化財

### 1 建造物

#### (1) 被災状況

県内で国又は県の指定等を受けていた建造物 248 件の 9.2%にあたる 23 件が被災した。その内訳は、国指定 3 件、県指定 1 件、国登録 19 件である。また、市町村指定等の建造物も 10 件被災している（表 3-1）。

なお、被災した建造物のうち球磨川の増水によって原形をとどめないほど破損したくま川鉄道球磨川第四橋梁（錦町・相良村）は、令和 6 年（2024 年）3 月 6 日に国登録有形文化財を抹消された。

#### (2) 復旧状況

令和 7 年（2025 年）3 月 31 日現在、復旧対象の国又は県指定等の建造物 22 件<sup>30</sup>のうち国指定 3 件、県指定 1 件、国登録 15 件の復旧が完了し、建造物の復旧率は 86.3%となっている（表 3-1）。

表 3-1 令和 2 年 7 月豪雨における指定等文化財の被災及び復旧状況（建造物）

令和 7 年（2025 年）3 月 31 日現在

	指定件数 (被災当時)	被災		復旧	
		件数 <sup>※1</sup>	割合	件数	割合
国県指定等 合計	248 件	23 件 (22 件)	9.2%	19 件	86.3%
国指定	30 件	3 件 (3 件)	10.0%	3 件	100%
県指定	46 件	1 件 (1 件)	2.1%	1 件	100%
国登録	172 件	19 件 (18 件)	11.0%	15 件	83.3%
(参考) 市町村指定等 合計	545 件	10 件	1.8%		
市町村指定	537 件	9 件	1.6%		
市町村登録	8 件	1 件	12.5%		

※1 ( ) 内の数値は、復旧対象件数

<sup>30</sup> 令和 6 年（2023 年）3 月 6 日付けで国登録有形文化財「球磨川第四橋梁」が登録解除されたことに伴い、被災した建造物の復旧対象は 22 件となった。

## 2 美術工芸品

### (1) 被災状況

県内で国又は県の指定を受けていた美術工芸品 220 件の 0.9%にあたる 2 件が被災した。その内訳は、県指定 2 件である。また、市町村指定の美術工芸品も 17 件被災している（表 3-2）。

### (2) 復旧状況

令和 7 年（2025 年）3 月 31 日現在、被災した国又は県指定の美術工芸品 2 件すべての復旧が完了している（表 3-2）。

表 3-2 令和 2 年 7 月豪雨における指定等文化財の被災及び復旧状況（美術工芸品）

令和 7 年（2025 年）3 月 31 日現在

	指定件数 (被災当時)	被災		復旧	
		件数※1	割合	件数	割合
国県指定等 合計	220 件	2 件 ( 2 件)	0.9%	2 件	100%
国指定	42 件	0 件 ( 0 件)	0.0%	-	-
県指定	178 件	2 件 ( 2 件)	1.1%	2 件	100%
国登録	-	-	-	-	-
(参考) 市町村指定 合計	750 件	17 件	2.2%		

※1 ( ) 内の数値は、復旧対象件数  
 ※2 「-」は該当なし

## 【復旧事例】

あおいあそじんじゃ ほんでん ろう へいでん はいでん ろうもん  
 青井阿蘇神社 本殿・廊・幣殿・拝殿・楼門

## 1 基本情報

## (1) 種別

国宝（建造物）

## (2) 指定年月日

昭和8年（1933年）1月23日

国重要文化財指定

平成20年（2008年）6月9日

国宝指定



図3-1 青井阿蘇神社位置図

## (3) 所在地

人吉市

## (4) 所有者

宗教法人 青井阿蘇神社

## (5) 文化財概要

青井阿蘇神社は、大同元年（806年）に阿蘇神社の祭神12柱のうち3柱の分霊を勧請して創建されたと伝わる。現在の社殿は、慶長15年（1610年）から慶長18年（1613年）にかけて相良氏によって整備されたもので、境内奥に本殿、その前に廊・幣殿・拝殿が連続し、前方に楼門が建つ。各社殿は急勾配の茅葺屋根や軒から下を黒漆塗としつつも組物等にもみられる赤漆塗を併用する技術、壁面の格狭間、襷・木鼻等の細部意匠に球磨地方の寺社建築の特徴を色濃く示す。その一方で、鍔金具の意匠には先進的な技法も摂取している。

青井阿蘇神社の社殿は、中世球磨地方に展開した独自性の強い意匠を継承しつつも桃山期の華やかな意匠を機敏に摂取しており、その完成度も高く近世球磨地方における寺社造営の規範となっている。また、彫刻や特異な幣殿形式等は広く南九州にその影響が認められる。

## 2 浸水状況

青井阿蘇神社は、球磨川右岸、河川中央付近から直線距離で250m程度北側に位置する。令和2年7月豪雨発災当時、楼門で現路面から1.45m、本殿・幣殿・拝殿で現路面から約1.20mの深さまで浸水した。さらに、拝殿は0.20m、幣殿・廊は0.10m床上浸水した。これは、昭和40年（1965年）7月の洪水を上回り、寛文6年（1666年）の洪

水と同程度の浸水の深さであったと想定される<sup>31</sup>。

なお、豪雨前の神社周辺の洪水浸水想定区域（最大規模）は 0.5m未満の区域であったが、豪雨後に改定された人吉市総合防災マップでは 5.0m～10.0m未満の区域となっている。

### 3 被害概要

主な被害は、1 mを超える浸水とそれに伴う土砂堆積である。その他、根太等の傾斜もみられた。

### 4 被害確認後から復旧開始までに取りられた措置

令和2年（2020年）7月5日には、ボランティアによる片付けが始まった。作業開始前には人吉市から文化課へ連絡があり、文化課からは写真等記録を取りながら作業を進めるよう依頼した。

同7月30日には、文化庁文化財調査官（建造物担当）が現地調査を行った。

### 5 復旧事業

#### （1）事業期間

令和3年度（2021年度）

#### （2）事業主体

宗教法人 青井阿蘇神社

#### （3）復旧の概要

床下に流入した土砂の除去や建具及び樋の補修を行った。その他、土砂の除去に伴って取り外した床板等の木部の補強及び防腐・防蟻処理を行った。

#### （4）活用した補助事業等

国庫補助	県費補助	市町村費補助	民間助成	その他
○	○	○		

##### 【国庫補助事業】

- ・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金／重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業（災害復旧）／補助率 85%

##### 【県費補助事業】

- ・熊本県文化財保存整備費補助金／文化財災害復旧事業（令和2年7月豪雨）／補助率 10%以内

<sup>31</sup> 「同年8月11日大雨洪水、青井楼門に三尺余り間へ、大橋中川原より南10間余り流出、夫より依頼大橋2つになる『南藤曼綿録』巻之十三」より推定。

- ・令和2年7月豪雨被災者等支援交付金（市町村事業）／被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）復旧支援事業<sup>32</sup>／補助率 所有者等負担額の1/2以内

【市町村費補助事業】

- ・人吉市文化財保存整備費補助金／補助率 国補助金県補助金を除いた額の4分の3以内

## 6 その他

令和2年7月豪雨では、青井阿蘇神社の防災設備も被災したが、従前の設備が現在の消防法（昭和23年（1948年）法律第186号）の規定を満たしていないことが判明したため、設備は令和3年度（2021年度）から6年度（2024年度）にかけて国宝重要文化財等防災施設整備費補助金<sup>33</sup>により現在の基準を満たすものに更新した。



（令和2年7月6日・文化課）  
被災状況



（令和7年3月23日・文化課）  
復旧状況

※ 左から拝殿・幣殿・本殿

写真3-1 青井阿蘇神社社殿（東から）



（令和2年7月6日・文化課）  
被災状況



（令和5年5月30日・文化課）  
復旧状況

写真3-2 青井阿蘇神社拝殿（南から）

<sup>32</sup> 事業者は「人吉市被災文化財復旧支援事業」として実施し、人吉市から補助金の交付を受けている。

<sup>33</sup> 文化庁所管／重要文化財等防災施設整備事業／補助率85%

【復旧事例】

あおいあそじんじゃみそぎはし  
青井阿蘇神社禊橋

1 基本情報

(1) 種別

国登録有形文化財（建造物）

(2) 登録年月日

平成29年（2017年）10月27日

国登録有形文化財登録

(3) 所在地

人吉市



図3-2 青井阿蘇神社禊橋位置図

(4) 所有者

宗教法人 青井阿蘇神社

(5) 文化財概要

青井阿蘇神社禊橋（以下「禊橋」という。）は、青井阿蘇神社門前の蓮池に南北に架けられたコンクリート造の三連アーチ橋である。橋長27m、橋幅3.8mで、赤色塗りの高欄を設け兩岸に袖高欄がある。大正10年（1921年）に造られたもので、県内現存最古級のコンクリート橋である。

2 浸水状況

禊橋は、球磨川左岸、河川中央付近から直線距離で220m程度北側に位置する。北側に位置する青井阿蘇神社楼門との比高差から、橋周辺は令和2年7月豪雨発災当時、現路面から3.0m以上の深さまで浸水したと考えられる<sup>34</sup>。

なお、豪雨前の禊橋周辺の洪水浸水想定区域（最大規模）は2.0m～5.0m未満の区域であったが、豪雨後に改定された人吉市総合防災マップでは5.0m～10.0m未満の区域となっている。

3 被害概要

橋全体が完全に水没し、東側から流れ込んだ濁流により欄干が西側に向かって損壊し、落下した。

<sup>34</sup> 国土交通省国土地理院HP（[https://www.gsi.go.jp/BOSUAI/R2\\_kyusyu\\_heavyrain\\_jul.html#9](https://www.gsi.go.jp/BOSUAI/R2_kyusyu_heavyrain_jul.html#9)）より推定。  
地理院ホーム>防災・災害対応>令和2年7月豪雨に関する情報（提供情報一覧 2. 浸水推定図）

#### 4 被害確認後から復旧開始までにとられた措置

被災後、安全対策及び橋の保存のため立入禁止措置が講じられた。

#### 5 復旧事業

##### (1) 事業期間

令和4年度（2022年度）

##### (2) 事業主体

宗教法人 青井阿蘇神社

##### (3) 復旧の概要

当初、落下した欄干を再利用して復旧する方法を検討したが、損壊の程度が大きく残存する欄干と落下した欄干の接合が困難であった。また、復旧後に人の通行再開を想定していたため、復旧に当たり耐久性及び安全性を確保する必要があった。そのため、落下した欄干部分は残存した欄干を型取りすることで復元し、残存する欄干と鉄筋により接合した。

なお、損壊した欄干中央部の擬宝珠及び西面の要石風の装飾は、形状が複雑でコンクリートによる復元が困難であったことから、石造で復元しアンカー等で固定している。

##### (4) 活用した補助事業等

国庫補助	県費補助	市町村費補助	民間助成	その他
	○			

##### 【県費補助事業】

- ・令和2年7月豪雨被災者等支援交付金（市町村事業）／被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）復旧支援事業<sup>35</sup>／補助率 所有者等負担額の1/2以内



(令和2年7月6日・文化課)  
被災状況



(令和7年3月25日・文化課)  
復旧状況

写真 3-3 青井阿蘇神社禊橋（北西から）

<sup>35</sup> 事業者は「人吉市被災文化財復旧支援事業」として実施し、人吉市から補助金の交付を受けている。

## 【復旧事例】

### おおかどかんのんどう わにくち 大門観音堂の鰐口

## 1 基本情報

### (1) 種別

県重要文化財（工芸品）

### (2) 指定年月日

平成21年（2009年）6月23日

県重要文化財指定

### (3) 所在地

八代市



図3-3 大門観音堂の鰐口位置図

### (4) 所有者

大門地区

### (5) 文化財概要

大門観音堂の鰐口は、八代市坂本町の大門観音堂に伝わる銅製の鰐口である。表面に刻まれた銘文から、正平18年(1363年)に鑄造され、天草市の久玉神社に奉納されたことが明らかとなっている。大門地区に伝来した経緯は不詳だが、相良氏による天草支配での戦利品として八代支配の際に当地に持ち込まれたものとみられる。

令和2年7月豪雨発災当時、大門観音堂の鰐口は、防犯上の理由から堂宇と接する公民館の保管庫で管理され、堂宇には県指定ではない別の鰐口が吊り下げられていた。

## 2 浸水状況

大門観音堂の鰐口を保管していた公民館は、球磨川右岸、河川中央から直線距離で110m程度南側に位置し、令和2年7月豪雨発災当時、3.0m以上の深さまで浸水したと想定される。

なお、豪雨前の観音堂周辺の洪水浸水想定区域（最大規模）は10.0m～20.0m未満の区域で、豪雨後に改定された八代市総合防災マップでも10.0m～20.0m未満の区域となっている。

## 3 被害状況

大門観音堂の鰐口を保管していた公民館は、令和2年7月豪雨で建物天井まで浸水した。堂宇内は、濁流によって物が散乱、散逸した。また、鰐口を収納していた保管庫の鍵を管理していた町内会役員の自宅も被災し、鍵が一時所在不明となった。大門観音堂

の鰐口は水濡れ等による被害を受けていると想定されながらも被災直後は保管庫を開けることができなかった。

発災約2ヶ月後ようやく保管庫を開け状況確認ができたが、鰐口は収納していた段ボール箱に入った状態で綿布団に包まれ泥をかぶり、長期間濡れたままであったため、鰐口表面の広範囲に錆が発生していた<sup>36</sup>。

## 4 復旧事業

### (1) 事業期間

令和3年度（2021年度）

### (2) 事業主体

大門地区

### (3) 復旧の概要

修復は、鰐口表面の錆を落とすクリーニングのほか、防錆処理が行われた。

なお、出土遺物の場合は防錆のための脱塩処理や、強化のための樹脂含浸処理を行うが、大門観音堂の鰐口は現状強化を必要とせず、経年による緑青の風合いが損なわれる可能性があるため、これらの処置は行っていない。

また、修復を行う作業場所への移動による文化財への負荷や費用負担等が懸念されたが、九州国立博物館の提案により作業を被災地から比較的距離が近い同館の施設で実施できた。それに伴い作業場所への移動距離が短縮され、懸念事項も解消された。

### (4) 活用した補助事業等

国庫補助	県費補助	市町村費補助	民間助成	その他
	○	○	○	

#### 【県費補助事業】

- ・熊本県文化財保存整備費補助金／文化財災害復旧事業（令和2年7月豪雨）／補助率 1/2 以内

#### 【市町村費補助事業】

- ・八代市文化財保存事業費補助金／補助率 県が補助対象とする経費の1/10 以内

#### 【民間助成事業】

- ・文化財維持・修復事業助成（公益財団法人住友財団）／助成額 定額

## 5 その他

修復後、大門観音堂の鰐口は八代市立博物館未来の森ミュージアムに寄託された。

<sup>36</sup> 被災時に堂宇に安置されていた大門観音堂の本尊である本尊の聖観音菩薩、薬師如来や仏具は令和2年7月豪雨による濁流ですべて流失した。



(令和2年10月29日・大門地区)  
被災状況



(令和3年12月1日・大門地区)  
復旧状況

**銘文が有る面**



(令和2年10月29日・大門地区)  
被災状況



(令和3年12月1日・大門地区)  
復旧状況

**銘文が無い面**

※ 令和3年度（2021年度）熊本県文化財保存整備費補助金／文化財災害復旧事業（令和2年7月豪雨）実績報告より

**写真3-4 大門観音堂の鑄口**

## 第2章 民俗文化財・無形文化財

### 1 民俗文化財

#### (1) 被災状況

##### ア 有形民俗文化財

県内で国又は県の指定を受けていた有形民俗文化財9件の11.1%にあたる1件が被災した。その内訳は、県指定1件である(表3-3)。なお、市町村指定の有形民俗文化財の被害は報告されていない。

##### イ 無形民俗文化財

県内で国又は県の指定を受けていた無形民俗文化財の被害は報告されていない。ただ、国指定無形民俗文化財球磨神楽を舞う際に着用する衣装や獅子頭が浸水により汚損した。また、市町村指定の無形民俗文化財は1件が被災した。

#### (2) 復旧状況

##### ア 有形民俗文化財

令和7年(2025年)3月31日現在、被災した国又は県指定の有形民俗文化財は1件すべての復旧が完了している(表3-3)。

##### イ 無形民俗文化財

災害復旧は実施していないが、豪雨災害で汚損した球磨神楽の衣装等は文化庁所管の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金<sup>37</sup>等を活用し、新調又は修復を進めている。

表3-3 令和2年7月豪雨における指定等文化財の被災及び復旧状況(有形民俗文化財)

令和7年(2025年)3月31日現在

	指定件数 (被災当時)	被災		復旧	
		件数 <sup>※1</sup>	割合	件数	割合
国県指定等 合計	9件	1件 (1件)	11.1%	1件	100%
国指定	1件	0件 (0件)	0.0%	-	-
県指定	8件	1件 (1件)	12.5%	1件	100%
国登録 0件		0件 (0件)	0.0%	-	-
(参考) 市町村指定 合計	39件	0件	0.0%		

※1 ( )内の数値は、復旧対象件数

※2 「-」は該当なし

### 2 無形文化財

#### (1) 被災状況

発災当時、県内で国又は県の指定を受けていた無形文化財の被害は報告されていない。

<sup>37</sup> 文化庁所管/民俗文化財伝承・活用等事業/補助率50%

## 【復旧事例】

### しんしゅうきんせい いぶついつかつ 真宗禁制の遺物一括

## 1 基本情報

### (1) 種別

県重要民俗文化財

### (2) 指定年月日

昭和38年(1963年)1月22日

県重要民俗文化財指定

### (3) 所在地

人吉市



図3-4 真宗禁制の遺物一括位置図

### (4) 所有者

宗教法人 楽行寺

### (5) 文化財概要

真宗禁制の遺物一括は、相良藩の一向宗弾圧を物語る遺物で、「傘の開山」・「俎板の阿弥陀如来」等からなる。

## 2 浸水状況

真宗禁制の遺物一括を所有する楽行寺は、球磨川右岸、河川中央付近から直線距離で840m程度北側に位置する。また、寺の西側には万江川が流れており、楽行寺は2つの河川が合流する付近に位置している。

令和2年7月豪雨発災当時、楽行寺周辺は現路面から2m程度の深さまで浸水したと考えられ<sup>38</sup>、床上浸水の被害を受けた。

なお、楽行寺周辺の豪雨前の浸水想定区域(最大規模)は0.5m以上1.0m未満の区域であったが、豪雨後に改定された人吉市総合防災マップでは5.0m～10.0m未満の区域となっている。

## 3 被害状況

楽行寺敷地内の建物が床上浸水したことにより、建物内で保管されていた真宗禁制の遺物一括も水損した。

また、水に濡れたことにより、俎板仏の内部に収納される絹本著色俎板仏図(阿弥陀

<sup>38</sup> 国土交通省国土地理院HP ([https://www.gsi.go.jp/BOSUAI/R2\\_kyusyu\\_heavyrain\\_jul.html#9](https://www.gsi.go.jp/BOSUAI/R2_kyusyu_heavyrain_jul.html#9)) より推定  
地理院ホーム>防災・災害対応>令和2年7月豪雨に関する情報(提供情報一覧 2. 浸水推定図)

如来像)及び傘仏の内部に収納される絹本著色親鸞図は、全体に水損による汚れが著しく、裂の染料が本紙に色移りしていた。両資料とも本紙全体に横折れ及び縦折れが生じており、一部は亀裂にまで損傷が進行していた。さらに、絵具層の膠着力が低下したことによる粉状化の被害がみられた。

#### 4 被害確認後から復旧開始までにとられた措置

真宗禁制の遺物一括を含む寺所有の資料は、文化財レスキュー事業によって救出し、吸水・乾燥作業等の応急処置を行った上で復旧事業に着手するまで県有施設で保管した。

#### 5 復旧事業

##### (1) 事業期間

令和3年度(2021年度)・令和4年度(2022年度)

##### (2) 事業主体

宗教法人 楽行寺

##### (3) 復旧の概要

主に組板状や傘状の木箱に収められた軸装絵画の修復を行った。絵具層の剥落止め、汚れの除去を行った上で、裏打紙を取り換えた。表装、軸首、軸木、飾り金具等は新調し、旧箱ごと新調した収納箱に納めた。

##### (4) 活用した補助事業等

国庫補助	県費補助	市町村費補助	民間助成	その他
	○	○	○	

###### 【県費補助事業】

- ・熊本県文化財保存整備費補助金／文化財災害復旧事業(令和2年7月豪雨)／補助率 1/2 以内
- ・令和2年7月豪雨被災者等支援交付金(市町村事業)／被災文化財(指定文化財及び国登録文化財)復旧支援事業<sup>39</sup>／補助率 所有者等負担額の1/2 以内

###### 【市町村費補助事業】

- ・人吉市文化財保存整備費補助金／補助率 国補助金県補助金を除いた額の3/4 以内

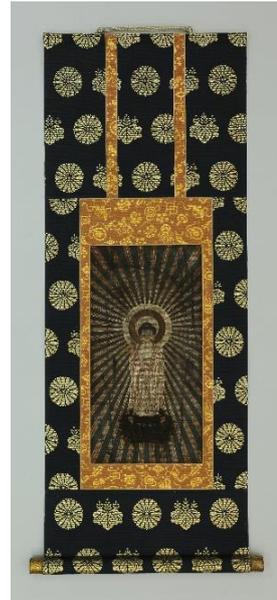
###### 【民間助成事業】

- ・文化財保存修復助成(公益財団法人 文化財保護・芸術研究助成財団)／助成額 定額

<sup>39</sup> 事業者は「人吉市被災文化財復旧支援事業」として実施し、人吉市から補助金の交付を受けている。



(令和2年8月31日・文化課)  
被災状況



(令和4年3月3日・宗教法人楽行寺)  
復旧状況

写真3-5 真宗禁制の遺物一括（俎板仏）



(令和2年8月31日・文化課)  
被災状況



(令和5年4月28日・宗教法人楽行寺)  
復旧状況

写真3-6 真宗禁制の遺物一括（傘仏）

## 第3章 記念物・文化的景観

### 1 史跡

#### (1) 被災状況

発災当時、県内で国又は県の指定等を受けていた史跡 122 件の 12.2%にあたる 15 件が被災した。その内訳は、国指定 10 件、県指定 5 件である。また、市町村指定の史跡も 9 件被災している（表 3-4）。

#### (2) 復旧状況

令和 7 年（2025 年）3 月 31 日現在、被災した国又は県指定等の史跡 15 件のうち国指定 9 件、県指定 5 件の復旧が完了し、史跡の復旧率は 93.3%となっている（表 3-4）。

表 3-4 令和 2 年 7 月豪雨における指定等文化財の被災及び復旧状況（史跡）

令和 7 年（2025 年）3 月 31 日現在

	指定件数 (被災当時)	被災		復旧	
		件数※ <sup>1</sup>	割合	件数	割合
国県指定等 合計	122 件	15 件 (15 件)	12.2%	14 件	93.3%
国指定	42 件	10 件 (10 件)	23.8%	9 件	90.0%
県指定	80 件	5 件 (5 件)	6.2%	5 件	100%
国登録	-	-	-	-	-
(参考) 市町村指定 合計	551 件	9 件	1.6%		

※1 ( ) 内の数値は、復旧対象件数

※2 「-」は該当なし

### 2 名勝

#### (1) 被災状況

発災当時、県内で国又は県の指定等を受けていた名勝の被害は報告されていない。市町村指定の名勝の被害も報告されていない。

### 3 天然記念物

#### (1) 被災状況

発災当時、県内で国又は県の指定を受けていた天然記念物 62 件の 1.6%にあたる 1 件が被災した。その内訳は、国指定 1 件である。市町村指定の天然記念物の被害は報告されていない（表 3-5）。

表3-5 令和2年7月豪雨における指定等文化財の被災及び復旧状況（天然記念物）

令和7年（2025年）3月31日現在

	指定件数 (被災当時)	被災		復旧	
		被 件数 <sup>※1</sup>	割合	件数	割合
国県指定等 合計	62件	1件 (1件)	1.6%	1件	100%
国指定	25件	1件 (1件)	4.0%	1件	100%
県指定	36件	0件 (0件)	0.0%	-	-
国登録	1件	0件 (0件)	0.0%	-	-
(参考) 市町村指定 合計	248件	3件	1.2%		

※1 ( )内の数値は、復旧対象件数

※2 「-」は該当なし

(2) 復旧状況

令和7年（2025年）3月31日現在、被災した国又は県指定の天然記念物1件すべての復旧が完了している（表3-5）。

4 文化的景観

(1) 被災状況

発災当時、県内で国の選定を受けていた重要文化的景観10件の10%にあたる1件が被災した（表3-6）。

(2) 復旧状況

令和7年3月31日現在、被災した国選定重要文化的景観1件すべての復旧が完了している（表3-6）。

表3-6 令和2年7月豪雨における指定等文化財の被災及び復旧状況（重要文化的景観）

令和7年（2025年）3月31日現在

	指定件数 (被災当時)	被災		復旧	
		被 件数 <sup>※1</sup>	割合	件数	割合
国選定 合計	10件	1件 (1件)	10.0%	1件	100%

※1 ( )内の数値は、復旧対象件数

## 【復旧事例】

ひとよししょうあと  
人吉城跡

## 1 基本情報

## (1) 種別

国史跡

## (2) 指定年月日

昭和36年(1961年)9月2日

国史跡指定

平成15年(2003年)8月27日

国史跡追加指定



図3-5 人吉城跡位置図

## (3) 所在地

人吉市

## (4) 所有者

人吉市・相良神社ほか(管理団体 人吉市)

## (5) 文化財概要

人吉城跡は、鎌倉時代から幕末までの約700年間、当地を支配した相良氏が居住した中世城館・近世城郭の跡で、球磨川と胸川を天然の堀として築城している点に特徴がある。相良氏が城の修築をしている際、織月石(人吉市有形文化財(歴史資料))という三日月模様の石が出土したため、「織月城」とも称される。

## 2 浸水状況

人吉城跡は、球磨川左岸に位置する。城跡北側を球磨川が西側を胸川が流れており、河川に面して高さ約8mの石垣が築かれている。令和2年7月豪雨発災当時、西外曲輪周辺で2.5m程度の深さまで浸水したと想定される<sup>40</sup>。また、人吉城跡付近の球磨川の零点高は標高101.61mであるのに対し、令和2年7月豪雨発災当時のピーク水位は標高107.78mとなっており、6m以上水位が上昇し石垣天端近くまで水が迫っていたことが分かる。

なお、豪雨前の人吉城跡周辺の洪水浸水想定区域(最大規模)は1.0m～2.0mの区域とされていたが、豪雨後に改定された人吉市総合防災マップでは5.0m～10.0m未満の区域となっている。

<sup>40</sup> 国土交通省国土地理院HP ([https://www.gsi.go.jp/BOUSAI/R2\\_kyusyu\\_heavyrain\\_jul.html#9](https://www.gsi.go.jp/BOUSAI/R2_kyusyu_heavyrain_jul.html#9)) より推定。  
地理院ホーム>防災・災害対応>令和2年7月豪雨に関する情報(提供情報一覧 2. 浸水推定図)

### 3 被害概要

人吉城跡では、石垣の孕み出し2箇所、法面崩落7箇所、土砂堆積2曲輪、石垣背面洗堀・地面陥没2曲輪、復元建造物・復元堀浸水5棟のほか、人吉城歴史館（ガイドンス施設）の床上浸水や園路・防護柵の損壊等城内の広範囲で被害が発生した（図3-6）。



〈凡例〉

- |            |               |        |
|------------|---------------|--------|
| — 史跡範囲     | ■ 石垣孕み出し      | ■ 法面崩落 |
| ■ 土砂堆積     | ■ 石垣背面洗堀・地面陥没 |        |
| ■ 復元建造物等浸水 | ● 復元堀浸水       |        |

図3-6 人吉城跡被害状況図

### 4 被害確認後から復旧開始までに行われた措置

被害確認後の7月4日から人吉市は、安全確保のため被災箇所の立入禁止措置を行った。また、孕みの拡大

が確認された御館跡北側石垣前面にはき損拡大防止を目的として大型土のうを設置した。

また、令和2年（2020年）8月21日には、人吉市からの呼びかけに応じた県内文化財担当職員等（計41名）によって復元櫓建造物床下堆積土砂の撤去がボランティアで行われた。なお、この作業で取り外した床板は復旧工事に備え保管された。

### 5 復旧事業

#### (1) 事業期間

令和2年度（2020年度）～令和9年度（2027年度）予定

#### (2) 事業主体

人吉市

#### (3) 復旧の概要

人吉城跡の復旧に当たっては、御館跡池泉及び御館跡南側水堀を宗教法人相良神社、それ以外を管理団体が実施している。ここでは、人吉市が実施している復旧工事について概観する。

まず、曲輪は、令和2年度から令和3年度（2021年度）にかけて三の丸北側斜面崩落箇所の復旧を行った。復旧箇所のうち東側は法枠工、東側は布団かご工で復旧した。いずれの箇所も球磨川に面しており、三の丸北側斜面は人吉城跡を代表する景観の一部となっている。そのため、工事では植生吹付けやモルタルの色付けを行い景観に配慮した（写真3-7）。西外曲輪は、令和2年度から令和3年度に堆積土砂を撤去し、令和4年度（2022年度）に便益施設を復旧した。多くの陥没が発生した北外曲輪は、令和3年度に水みち調査及び発掘調査を行い陥没の原因や遺構への影響の有無を確認した上で、令和4年度から令和5年度（2023年度）に陥没箇所の埋戻し等を行った（写真3-8）。

石垣は、令和2年度から令和3年度にかけて孕みが拡大した御館跡北側石垣の解体・

積み直しを行った。球磨川に面し孕みとともに間詰石の流出、築石の開きが発生した北東隅石垣は、令和4年度（2022年度）から間詰石の充填を行い、北東隅石垣西側の石垣は、令和8年度（2026年度）に孕み部分の解体、積み直しを行う予定である。

復元建造物は、令和4年度に漆喰壁の塗り直し、床材の張替、瓦の葺き直し、石落としの修復を行った。

ガイダンス施設である人吉城歴史館は、有識者会議や市役所、市民による検討・調整を経て令和4年度から現地での復旧を進めており、令和7年（2025年）7月にリニューアルオープンした。

#### （4）活用した補助事業等

国庫補助	県費補助	市町村費補助	民間助成	その他
○	○			

##### 【国庫補助事業】

- ・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金／歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業（災害復旧）／補助率 70%
- ・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金／歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業（一般）／補助率 50%
- ・国宝重要文化財等防災施設整備費補助金／重要文化財等防災施設整備事業（災害復旧）／補助率 70%
- ・公立社会教育施設災害復旧費補助金<sup>41</sup>／補助率 2/3

##### 【県費補助事業】

- ・熊本県文化財保存整備費補助金／文化財災害復旧事業（令和2年7月豪雨）／補助率 5%以内

## 6 その他

令和2年7月豪雨発災時、人吉城跡では石垣カルテ<sup>42</sup>が作成されておらず、御館跡北側石垣等の被災前の状況を詳細に把握することができなかった。そのような状況を受け、人吉市では令和3年度（2021年度）に石垣カルテ作成に向けた準備と今後の災害への備えとして城内すべての石垣の三次元計測を行った。

その他、水損した前原勘次郎植物標本は前述のとおり県博物館ネットワークセンターにより救出され、全国の博物館等の協力により洗浄・乾燥・修復の処置が行われている。処置が終わった植物資料は、令和3年度以降随時人吉市に返却されている。

<sup>41</sup> 人吉城歴史館展示資料の復旧に活用した。

<sup>42</sup> 石垣カルテは、日常的な観察による概況把握及び日常的な維持管理の2つの側面を通じて得た基礎情報を踏まえ、さらなる調査研究（基本調査・追加調査）により段階的に収集した情報をも含め、石垣の各区間の現状に関する情報を系統的に整理した資料である（文化庁文化財部記念物課編 2014『石垣整備のてびき』p.69より転載。）。



(令和2年7月6日・人吉市教育委員会)  
被災状況



(令和4年6月9日・文化課)  
復旧状況

写真3-7 人吉城跡三の丸北側斜面（北から）



(令和3年4月5日・人吉市教育委員会)  
被災状況



(令和7年3月30日・文化課)  
復旧状況

写真3-8 人吉城跡北外曲輪（東から）

## 【復旧事例】

あいら  
相良のアイラトビカズラ

## 1 基本情報

## (1) 種別

国特別天然記念物

## (2) 指定年月日

昭和15年(1940年)8月30日

国天然記念物指定

昭和27年(1952年)3月29日

国特別天然記念物指定

昭和51年(1976年)3月31日

国特別天然記念物追加指定

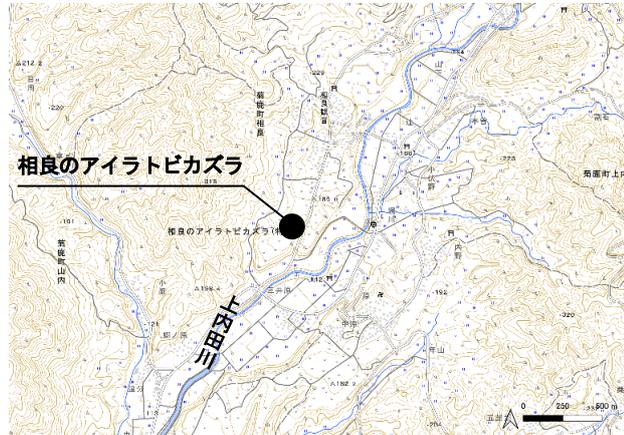


図3-7 相良のアイラトビカズラ位置図

## (3) 所在地

山鹿市

## (4) 所有者

山鹿市(管理団体 山鹿市)

## (5) 文化財概要

相良のアイラトビカズラ(以下「アイラトビカズラ」という。)は、中国揚子江沿岸に分布するマメ科つる性植物の一種で、国内では山鹿市菊鹿町のみで自生する<sup>43</sup>。

例年4月下旬から5月上旬頃の開花時期になると、暗紅紫色の花がブドウの房のように垂れ下がる。樹齢は約1,000年との伝説がある。

## 2 浸水状況

アイラトビカズラ周辺は今回の豪雨による浸水被害はなかったが、近隣にある菊池の観測地点によると時間雨量最大60mmの非常に激しい雨が観測されている。

## 3 被害概要

アイラトビカズラが根を張る法面2箇所が崩落した。南側は底辺約3m、高さ約5mの三角形、北側は上辺約7m、下底約10m、高さ約5mの台形状に崩落した。

<sup>43</sup> 相良のアイラトビカズラのほか、相良寺(山鹿市)、東福寺(菊池市)、熊本大学大学院薬学教育部附属薬用植物園(熊本市)等で管理されている。

#### 4 被害確認後から復旧開始までに取りられた措置

法面の崩落に伴い土砂が流出したことによって、アイラトビカズラの樹根が日に照らされ、生育に影響が出る可能性が懸念されたことから、山鹿市によって崩落した法面に張る樹根を寒冷紗で覆う応急処置がとられた。

また、アイラトビカズラ生育地下の駐車場に流出した土砂は、復旧時の再利用を考慮しビニールシートで覆い現地で保管された。

#### 5 復旧事業

##### (1) 事業期間

令和3年度（2021年度）

##### (2) 事業主体

山鹿市

##### (3) 復旧の概要

既存の石積み擁壁の上にコンクリート擁壁を設置し、擁壁の嵩上げを行った上で生育地斜面に土砂を充填した。充填した土砂の量は、崩落以前に復旧する程度とし、崩落土も再利用した。また、トビカズラの根が及んでいない斜面の岩盤部分に土留めとして鉄筋を等間隔に挿入したうえで杭間に生分解性植生シートを張り、表土流出を防止し工事を完了した。

##### (4) 活用した補助事業等

国庫補助	県費補助	市町村費補助	民間助成	その他
○				

##### 【国庫補助事業】

- ・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金／歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業（災害復旧）／補助率 70%



(令和2年7月8日・山鹿市教育委員会)  
被災状況



(令和4年2月・山鹿市教育委員会)  
復旧状況

写真3-9 相良のアイラトビカズラ（東から）

## 第4章 未指定文化財

### 1 未指定文化財の被災の概要

#### (1) 被災の概要

令和2年7月豪雨では、種別を問わず多くの未指定文化財も被災した。しかしながら、未指定文化財の被害の全容は把握できていない。災害時における未指定文化財の被災状況把握は課題であるが、ここでは文化課及び県立美術館等が実施した文化財レスキュー事業や建築士会九州ブロック会による歴史的建造物被災調査によってある程度被害の状況が明らかとなっている美術工芸品等と建造物についてまとめる。

#### (2) 美術工芸品等

文化課が実施した文化財レスキュー事業では、実数で17件2,160点を救出した(表2-3)。なお、整理後の救出資料数は、17件2,160点である。救出資料はいずれも水損しており、水濡れによる汚損やカビ類の発生も確認された。

#### (3) 建造物

建築士会九州ブロック会によって実施された歴史的建造物被災調査によると人吉市・錦町・あさぎり町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・山江村・球磨村・八代市・水俣市・芦北町・津奈木町に所在する未指定歴史的建造物57件が被災し、そのうちの34件が全壊又は半壊した(表2-5)。

### 2 復旧状況

#### (1) 美術工芸品等

文化財レスキュー事業で救出した資料は、救出直後に吸水や乾燥等の応急処置を行い、令和2年(2020年)12月下旬までに全ての応急処置が完了した。救出資料は、令和3年度(2021年度)以降、随時所有者への返却を進めており、令和7年(2025年)3月31日現在で16件1,621点を返却している(表2-4)。

#### (2) 建造物

被災した未指定歴史的建造物は、公費解体によって失われてしまったものもあるが、令和4年度(2022年度)以降、県が実施する国登録有形文化財化支援事業を活用し6件の建造物が復旧を進めている。

今後も、文化課では所有者の意向を踏まえ未指定建造物の復旧を進めていく。

【復旧事例】

おおがきびしゃもんどう もくぞうびしゃもんでんりゅうぞう  
**大柿毘沙門堂・木造毘沙門天立像**

1 基本情報

(1) 種別

大柿毘沙門堂：未指定（建造物）  
 木造毘沙門天立像：未指定（彫刻）

(2) 所在地

人吉市

(3) 所有者

大柿地区



図 3-8 大柿毘沙門堂及び木造毘沙門天立像位置図

(4) 文化財概要

大柿毘沙門堂は、大柿地区の北東部に位置する。木造瓦葺、桁行3間×梁間2間の建物である。堂宇に残る板書には、文政6年（1823年）に堂宇が焼失したため、堂宇と仏像を再興したと記される。堂宇裏には多数の五輪塔が建立されている。

堂宇には、本尊である木造毘沙門天立像が脇侍童子像（善膩師童子カ）1軀と共に安置されている。毘沙門天立像は総高約161.0cmの寄木造で、背面の墨書銘から文政7年（1824年）に制作されたことが分かる。台座に書かれた記録によると本尊は、明治23年（1890年）に八代の仏師により塗り直しが行われている。また、堂宇内には旧本尊と思われる焼損仏も安置されている。

2 浸水状況

大柿毘沙門堂は、球磨川左岸、河川中央付近から直線距離で130m程度西側に位置する。

令和2年7月豪雨では堂宇が所在する大柿地区全体が甚大な被害を受けており、地区の西側では5.0m以上の深さまで浸水したと推定されている。地区の東端に位置する大柿毘沙門堂でも発災当時は現路面から3.0m程度の深さまで浸水したと考えられる<sup>44</sup>。

なお、豪雨前の大柿毘沙門堂周辺の洪水浸水想定区域（最大規模）は1.0m未満～1.0mの区域であったが、豪雨後に改定された人吉市総合防災マップでは5.0m～10.0m未満の区域となっている。

<sup>44</sup> 国土交通省国土地理院HP（[https://www.gsi.go.jp/BOUSAI/R2\\_kyusyu\\_heavyrain\\_jul.html#9](https://www.gsi.go.jp/BOUSAI/R2_kyusyu_heavyrain_jul.html#9)）より推定。  
 地理院ホーム>防災・災害対応>令和2年7月豪雨に関する情報（提供情報一覧 2. 浸水推定図）

### 3 被害概要

大柿毘沙門堂は、建物上部まで浸水し、堂宇全体が傾き全壊した。また、堂宇裏の五輪塔群も倒壊した。

木造毘沙門天立像は、増水した球磨川の濁流によって堂宇の裏から外に押し出され、兜及び光背の一部が亡失した。また、脇侍童子像は流出し、現在も所在不明である。その他、存在が知られていなかった旧本尊と考えられる焼損仏も堂宇外に投げ出された状態で発見された。

### 4 被害確認後から復旧開始までにとられた措置

堂宇は倒壊防止のため、支柱による支えが行われた。その他、堂宇周辺に堆積した泥の撤去や倒壊した五輪塔の積み直しが地元郷土史家の声掛けによって実施された。

木造毘沙門天立像は、盗難の可能性が危惧されたことから、被害確認後ただちに有志により救出され人吉城歴史館に搬入された。その後、人吉市からの要請を受け令和2年（2020年）8月に文化課が文化財レスキュー事業の一環で木造毘沙門天立像及び焼損仏を山江村歴史民俗資料館へ移送し、堂宇が復旧するまで同館で保管された。

### 5 復旧事業

#### （1）事業期間

令和4年度（2022年度）

#### （2）事業主体

大柿地区

#### （3）復旧の概要

大柿毘沙門堂は、現地で解体復旧が行われた。

木造毘沙門天立像は、救出後清掃等の応急処置を行ったが亡失した兜及び光背の一部の修復は行っていない。本像は毘沙門堂復旧後に焼損仏と共に堂宇内に再び安置された。

#### （4）活用した補助事業等

国庫補助	県費補助	市町村費補助	民間助成	その他
	○			○

##### 【県費補助事業】

- ・令和2年7月豪雨被災者等支援交付金（市町村事業）／地域コミュニティ施設等再建支援事業<sup>45</sup>／補助率 所有者等負担額の1/2以内

##### 【その他】

- ・クラウドファンディング

<sup>45</sup> 事業者は「地域コミュニティ施設等再建支援事業」として実施し、人吉市から補助金の交付を受けている。

## 6 その他

大柿毘沙門堂と同じ地区に所在し令和2年7月豪雨で被害を受けた大柿観音堂では、被災後、地域住民が本尊である木造聖観音菩薩立像を水洗いし堂宇内で陰干しを行っていたところ盗難被害を受け、同像は現在も所在不明となっている。

このような災害に乗じた仏像の盗難被害は他県でも事例が報告されている。文化課では災害時に未指定文化財を守るため文化財廃棄防止の呼びかけを行っているが、同時に文化財の盗難に対する注意喚起も行っていく必要がある。



(令和2年7月22日・文化課)  
被災状況



(令和7年3月30日・文化課)  
復旧状況

写真3-10 大柿毘沙門堂（東から）



(令和2年7月22日・文化課)  
被災状況



(令和7年3月30日・文化課)  
復旧状況

写真3-11 木造毘沙門天立像

## 第5章 文化財関連施設と収蔵資料

### 1 被災の概要

令和2年7月豪雨では、旧八代市西部文化財収蔵施設や人吉城歴史館、芦北町文化財収蔵庫及び武徳殿（国登録有形文化財）といった県内に所在する複数の文化財関連施設が被災し、収蔵していた文化財や写真・調査資料等記録類の多くが水損するという大きな被害が生じた。

### 2 復旧状況

旧八代市西部文化財収蔵施設は、令和6年度（2024年度）に排水機場建設に伴い解体された。そのため、同施設に収蔵されていた資料は現在、八代市内の鏡文化財収蔵施設、深水文化財収蔵施設及び久多良木文化財収蔵施設に分散して収蔵されている。同施設で実施した収蔵資料の救出及び応急処置については復旧事例でまとめる。

次に、人吉城歴史館は、有識者会議や市役所庁内、市民による検討・調整を経て令和4年度（2022年度）から国庫補助事業等を活用して現地で復旧を進め、令和7年（2025年）7月にリニューアルオープンした。

芦北町文化財収蔵庫及び武徳殿（国登録有形文化財）は、被災し変形した床板の取替、内壁・外壁の補修が行われ、現在も町内で出土した埋蔵文化財等を保管している。

令和2年7月豪雨では、複数の文化財関連施設が被害を受けた。今回のような文化財関連施設や収蔵資料の被災を回避するためには、施設の立地等を確認することで風水害、土砂災害、津波等による災害危険度を予測し、それに応じた予防策を講じる必要がある。また、災害危険度の確認によって文化財関係施設が被災する可能性が高い場合は、文化財や記録類の保管場所を移転することが望ましいが、次善の策として同じ施設内での高層階での保管等の対策も考えられる。

その他、電子データのクラウド管理や資料のバックアップを作成し分散保管することも災害から資料を守る有効な手段の一つであろう。

- 1 ハザードマップ等により、文化財収蔵施設の所在箇所における洪水（想定大規模）、風水害、土砂災害及び津波等の災害発生を予測し、文化財収蔵施設の危険度を確認する。
- 2 文化財収蔵施設の所在地が災害で被災する可能性が高い場合、文化財や記録類の保管場所を移転する。
- 3 浸水の可能性のある文化財収蔵施設の場合、水損による被害を避けるために文化財や記録類は浸水が及ばない高層階で保管する。
- 4 その他、文化財や記録類が災害被害を受けないように、随時対策を行う。

※ 令和2年（2020年）10月7日付け教文第1299号「文化財収蔵施設の災害対策について（通知）」より

図3-9 文化財収蔵施設の災害対策例

## 【復旧事例】

### きゅうやつしろしさいぶんかざいしゅうぞうせつ 旧八代市西部文化財収蔵施設

## 1 基本情報

### (1) 施設名

旧八代市西部文化財収蔵施設

### (2) 所在地

八代市

### (3) 所有者

八代市



図 3-10 旧八代市西部文化財収蔵施設位置図

### (4) 施設概要

平成 15 年（2003 年）に廃校になった旧坂本村立西部小学校校舎で、構造は鉄筋コンクリート造 3 階建である。八代市が調査した遺跡の出土品や調査資料十数万点、民具等約 300 点を保管・管理する施設として利用されていた。1 階に写真資料・図面資料類、2 階と 3 階に出土遺物、旧体育館に民俗資料等が収蔵されていた。

なお、旧収蔵施設は令和 6 年（2024 年度）に排水機場建設に伴い解体された。

## 2 浸水状況

旧収蔵施設は球磨川右岸、河川中央付近から直線距離で 230m 程度東側に位置し、令和 2 年 7 月豪雨発災当時、2.0m 以上の深さまで浸水したと想定される。

なお、豪雨前の旧収蔵施設周辺の洪水浸水想定区域（最大規模）は 5.0m～10.0m 未満で、豪雨後に改定された八代市総合防災マップでも 5.0m～10.0m 未満の区域となっている。

## 3 被害概要

旧収蔵施設は、建物を囲うように流れる袈裟堂川が氾濫したことにより、建物 1 階天井付近まで浸水した。しかしながら、発災直後からの避難所運営等の災害対応のため、八代市職員が旧収蔵施設に収蔵した資料の救出作業等に着手できたのは発災約 1 ヶ月後であった。

旧収蔵施設 1 階は、水没したことによる汚損やカビの発生が見られ、収蔵していた写真資料や図面類も建物と一緒に水没し、汚損とカビの発生等の被害を受けた。特に、写真は河川水による腐敗が激しく、データが記録されたエマルジョンは膨潤し画像の体をなさないものがほとんどであった（写真 3 - 13）。

その他、麦島城跡の発掘調査で出土した平櫓の建築部材や旧体育館で保管していた江戸時代の建築部材や民具資料等も浸水による被害を受けた。なお、今回の豪雨災害による収蔵資料の流出や散逸はなかった。

#### 4 被害確認後から復旧開始までに取られた措置

現地確認後、1階部分に収蔵していた写真資料や図面類は令和2年度（2020年度）と令和3年度（2021年度）に救出し、応急処置が行われた。令和2年度に救出した資料は応急処置後、八代市鏡文化財収蔵施設に保管されている。

なお、麦島城跡から出土した平櫓の建築部材は、国庫補助事業を活用し<sup>46</sup>、八代市が再保存処理を実施している。

また、旧収蔵施設の解体に伴い、同施設に収蔵されていた資料は、現在鏡文化財収蔵施設、深水収蔵施設、多良木収蔵施設の三箇所に分散して収蔵されている。



(令和2年8月6日・文化課)

写真3-12 旧八代市西部文化財収蔵施設被災状況



(文化課)

写真3-13 被災した写真資料

#### 5 旧収蔵施設収蔵資料の救出・応急処置・保管

##### (1) 作業の概要

文化課では、八代市からの依頼を受け、令和2年8月6日に市と共に旧収蔵施設の現地確認を行った。その結果、建物への被害もさることながら、収蔵されていた写真資料や図面等膨大な数の資料が被災していることが明らかとなった。また、夏場であったこともあり、水損した資料にはカビが発生し、早急な対応が必要と判断した。

翌7日には水損した資料の速やかな救出等を行うため、文化課から県内市町村文化財担当部局へ資料救出に係る協力を依頼した。また、同時に救出した資料の応急処置方法について国立文化財機構奈良文化財研究所に技術的協力を依頼した。

<sup>46</sup> 文化庁所管／埋蔵文化財調査事業／補助率50%

文化課は、市町村からの協力を得て八代市と共に、8月から9月にかけて資料の救出作業と応急処置を行った。救出作業は8月12日から14日の3日間で行い、救出した資料は県有施設へ搬入した。なお、作業は写真資料の救出を優先し、図面資料は八代市の指示に従い救出した。救出した資料はコンテナ311箱分で、その内訳は救出当時の計数で写真アルバム1,438冊、図面143冊である。

## (2) 救出した資料の優先順位付け

旧収蔵施設から救出し県有施設へ搬入した資料は、膨大な量にのぼった。そのため、救出した資料は応急処置に入る前に八代市によって優先順位付けを行った。資料は、図3-11のとおり三つに区分した。それぞれの区分の内容は、「A 最優先で処置を必要とするもの」が報告書未刊行の調査関係資料、「B 処理を必要とするもの」が緊急発掘調査等国庫補助を受けた事業関係資料、「C 優先順位の低いもの」が報告書刊行済みの調査関係資料である。

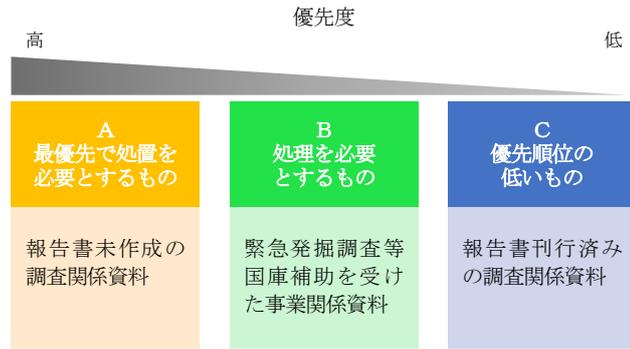


図3-11 旧八代市西部文化財収蔵施設収蔵資料救出におけるトリアージの基準

## (3) 応急処置

応急処置は、8月19日から9月11日まで行い、処置後は県有施設で保管を行った。文化課では、八代市による優先順位付けを基にA・Bランク資料の応急処置を市町村等の協力を得ながら行った。作業では、Aランク資料の処置を最優先とし、Bランク資料は作業を一部省く等の簡略化を行った。そうすることによって作業に係る人員や時間の削減につなげた。応急処置を行った資料は写真アルバム210冊、図面194枚である<sup>47</sup>。

その後、11月26日に救出した全ての資料を八代市へ返却した。最終的な返却数は、写真4,242枚（アルバム114冊）、図面194枚である<sup>48</sup>。また、資料返却時には、文化課から八代市へ救出及び応急処置の際に作成した写真撮影データ及び救出資料台帳データを提供している。

なお、今回資料の救出及び応急処置に従事した県市町村職員は22日間で延べ129名にのぼる。

表3-7 旧八代市西部文化財収蔵施設救出・応急処置・返却資料数

	救出数	応急処置数	返却数
写真資料	1,438冊 (枚数不明)	210冊 (枚数不明)	114冊 (4,242枚)
図面類	143ファイル (枚数不明)	(194枚)	(194枚)

<sup>47</sup> 図面は応急処理時に再分別したため、枚数が増加している。

<sup>48</sup> アルバムの応急処置数と返却数が異なるが、応急処置数は選別作業を行った冊数、返却数は薬剤処理を行ったアルバムの冊数である。

その他、令和3年度（2021年度）には、国立文化財機構文化財防災センター（以下「文化財防災センター」という。）により収蔵施設から実測図等が運び出された。この時に搬出された資料は、まず奈良市場冷蔵株式会社に搬送され、真空凍結乾燥処理が行われた。奈良県に搬出された埋蔵文化財の図面類や公文書は八代市と文化財防災センターで覚書を締結し、令和4年度（2022年度）から同センターにより保存処理作業が行われている。なお、作業に当たり八代市は国庫補助事業を活用している<sup>49</sup>。

#### （4）写真資料の被害と作業部屋的环境

令和2年7月豪雨によって旧収蔵施設1階に収蔵していた写真資料の大半が水損したが、球磨川本流の濁流ではなく支流である袈裟堂川の増水による浸水被害であったため、写真・フィルム共に泥汚れは少なかった。また、大判写真は印画紙の周縁部は水損しているものの、中央部は被害を受けていないというものが多かった。しかし、応急処置を行った結果、水損した写真資料のうち、今後も利用できそうな資料は救出した資料の1割から2割程度であった。

早めに乾燥作業等の応急処置を実施できた資料はカビの被害が抑えられたが、応急処置までの時間が経過するほど徐々にカビが多くなり、その被害を抑えることができなかった。カビが発生した要因の一つは、濡れたままの状態をビニール内に入れ保管していたためと考えられる。救出から応急処置まで時間を要する場合の資料の取扱いは今後の課題である。

また、旧収蔵施設から救出した資料は県有施設で応急処置及び保管を行ったが、搬入した作業部屋的环境は24時間空調を可動しても温度26度前後、湿度70%～80%であった。文化財を構成する素材ごとに差異はあるものの、通常文化財の保管には室温20度前後、相対湿度50%～60%が適しているとされる。その数値と照らし合わせると、今回の作業部屋は温度・湿度共に高くなっており、カビが発生しやすい環境に近かった。



（文化課）

写真3-14 旧八代市西部文化財収蔵施設被災確認の様子

水損した資料のさらなる被害の進行を防ぐためにも、応急処置や保管を行う作業部屋の温湿度には配慮が必要である。しかし、文化課が所管する県有施設の場合、温湿度管理が可能な部屋ではすでに文化財を保管しており、水損した大量の資料をそこに持ち込むことは難しい。そのため、災害発生時の文化財レスキュー事業で救出した資料の保管場所の確保や既存施設内における温湿度管理のあり方について、平時から検討しておく必要がある。

<sup>49</sup> 文化庁所管／地域の特色ある埋蔵文化財活用事業／補助率50%



竹へらを使って張り付いたアルバムを開く作業



被害状況確認のため資料の現状を写真撮影



薬品処理



乾燥作業

写真 3-15 旧八代市西部文化財収蔵施設所蔵資料の応急処置状況（写真資料）

（文化課）



消毒・吸水作業



乾燥作業

写真 3-16 旧八代市西部文化財収蔵施設所蔵資料の応急処置状況（図面類）

（文化課）

## 第4部 総括



## 総 括

熊本県は熊本地震による甚大な被害からの復旧過程にありながら、県下全域で令和2年7月豪雨の被害を受けた。特に豪雨により河川が氾濫した球磨川流域の被害は甚大で、多くの貴重な人命が奪われるとともにインフラも大きく損壊したが、地域の宝である文化財も同様に大きな被害を受けた。

県の文化財担当部局である文化課では、発災直後に文化財レスキュー事業及び文化財ドクター事業の立ち上げが必要であるとの認識に至った。特に球磨川氾濫を受けての被害という状況を踏まえて、発災翌日には課内で県南地域での文化財レスキュー事業の実施を決定した。この決定の早さは熊本地震の経験が活かされたものであった。

文化財レスキュー事業の立ち上げに当たっては、文化財防災ネットワーク事務局（現文化財防災センター）や熊本大学永青文庫研究センター、熊本史料ネットをはじめとする多くの関係機関や有識者からの御協力をいただき準備を進めることができた。御協力いただいた関係機関等については本文中に記載したところであり（第2部第2章 pp. 37-44）、現在も引き続き御支援いただいている。

救出対象文化財の選定においては、過去に県で実施した文化財悉皆調査の結果を参照した。これに加え各市町村等からの情報提供を受けて救出する資料をリストアップすることができ、文化財の悉皆調査が災害対応に活かされた事例となった。しかし、これらの調査も実施後、数十年を経過し情報の更新を行う必要があり、今後の課題として残されている。

現地での文化財救出に当たっては、多くの人命を奪った災害であることも踏まえ、住民の感情に配慮し首長による事業実施の了解がとれた後に開始する等、当初は災害時の文化財復旧について理解が得られるかを心配していた面もある。しかし、現地に救いに入ると被災文化財の所有者や周辺住民の方々からねぎらいや感謝の言葉をいただくことも多く、地域の方々の御理解と温かい御協力のもと作業を進めることができた。

また、被害状況の把握から役場内や所有者等との調整、実際の救出作業の同行等、地元市町村職員の皆様には相当な負担をかけた。今回、県が速やかに文化財レスキュー事業を実施できたのはこれら市町村職員の御尽力によるものである。文化財保護行政においては、もちろん県が担うべき役割は少なくないが、地元市町村の役割が極めて大きいことを改めて実感した次第である。

災害時の多岐にわたる業務の中で実際の文化財レスキュー事業に参加できる人数は限られていた。そのため、各班は休日も関係ないシフトでの勤務にならざるを得なかった。豪雨災害後の猛暑かつコロナ禍における作業は過酷であったが、直接、救出を担当する以外の職員や出先機関の職員も含めた協力体制により何とか乗り切ることができた。

文化財レスキュー事業以外の被災文化財の復旧についても、担当職員が自らの知見や県内外の有識者等とのつながりを活かして様々な課題に対応した。有識者等の助言は大変参考になったがそれを活かすために担当が果たした役割も大きく、職員の日常的なスキルアップと県内外の有識者等とのつながりが重要であることを再認識させられた。

今回の災害により、国・県・市町村指定等文化財のほか、未指定歴史的建造物や未指定動産文化財等も多くの被害を受けた。主に地元市町村が所有者や建築士会等と協力しながら修理や復旧の作業を進めており、被災から5年が経過する中で着実に作業が進んでいる。しかし、いまだ未復旧の文化財や復旧後の国登録を目指している文化財もあり、県としてはそれらへの支援と助言を継続していくことにしている。関係機関等の皆様の引き続きの御助言と御支援をお願いしたい。

また、改めて触れておきたいのが、県内市町村職員等による相互支援についてである。これは豪雨被害で水没した写真、図面の処理や城の復元櫓からの土砂搬出について、他の被災自治体に所属する職員等が（一部の作業はボランティアとして）協力して作業を行ったものである。文化財担当職員の日頃のつながりと文化財復旧への献身性に支えられた事例であり、ここにその事実を記録しておきたい。

今回の水害は古文書、彫刻等の動産文化財に大きな被害をもたらし、その処置には特別な配慮を要した。そのため平時には発生しない様々な作業が必要となり、真空凍結乾燥機等、熊本県が所有していない機材での処置も必要となった。今回は被災後に県外の機関に協力を依頼し快く利用させていただいたが、万一の水害発生時に必要な機材の確保や処置の方法について平時から検討しておく必要があるだろう。

文化財の防災体制については、文化財防災センターが「地域防災体制の構築」を提唱している。これは災害時に域外から支援に入る文化財防災センターを含めた専門家のネットワークと併存して、各地域でも都道府県・市町村が「地域のネットワーク」を構築し両ネットワークが一体として災害対応を行うという趣旨である。前述のとおり県も含めた各自治体のみで人員、機材、ノウハウ等を十分、準備できない現状では、提唱されたとおり地域でのネットワークを構築して（具体的には平時から地域内の自治体間の連携・協力体制を強化して）当面の災害に備えることが必要だろう。その上で地域のネットワークの強化を図りつつも、ネットワークに頼りすぎることなく、県独自の防災体制の強化にも努めていく必要があると考えている。

最後に、繰り返しになるが、令和2年7月豪雨という想定もしなかった災害により被災した熊本県の文化財復旧に惜しめない御協力と御支援をいただいた県内外の関係者と関係機関等の全ての皆様に対して深く感謝申し上げたい。

## 付 編

- 1 文化財レスキュー事業開始までの経過
- 2 文化財レスキュー事業における応急処置状況
- 3 文化財レスキュー事業関係様式等



付編では、「第2部 文化財復旧の取組と情報発信、第1章 文化財復旧の取組、2 文化財レスキュー事業 (pp. 24-31)」で概要をまとめた文化財レスキュー事業について、事業開始までの経過を改めて提示すると共に、救出資料毎の応急処置の状況や処置に当たりまとめた「令和2年7月豪雨における文化財レスキューQ&A」、文化財レスキュー事業に係る様式についてまとめる。

## 1 文化財レスキュー事業開始までの経過

発災後の経過は、「第1部 文化財の被害状況と復旧の歩み、第2章 発災後の経過 (pp. 11-16)」で文化課全体の動きをまとめた。ここでは、令和2年7月豪雨の災害対応で大きなポイントとなった文化財レスキュー事業開始までの経過を改めて示す。



図(付)-1 文化財レスキュー事業開始までの経過

## 2 文化財レスキュー事業における応急処置状況

### (1) 共通事項

令和2年7月豪雨に係る文化財レスキュー事業では、「搬入後、濡れているものはまず広げて乾かす」という原則のもと、救出資料に不可をかけないように急激な乾燥を避け、緩やかに乾かす方針とした。また、大量に紙資料が水損している場合や破損が甚大な場合は、応急処置は行わず冷凍保管を行った。

なお、応急処置に当たっては以下の①から⑥の事項を厳守した。

- ① 固着した冊子や破損が激しい資料は、状況を見極めて無理に開けない。
- ② 直射日光、アイロン、ドライヤー、電子レンジで急激に乾燥させない。
- ③ 密閉した室内での作業をせず、作業中は常に換気をする（カビ対策）。
- ④ 被災資料には汚水が付着しているため、素手で被災資料に触らない。
- ⑤ 作業中は装飾品を身に着けない。
- ⑥ わからないこと、専門外のことについて勝手な判断をしない。

また、応急処置は各種機関が作成したマニュアル等を参考に行うと共に、より専門的な知識が必要な場合は、関係機関に支援や協力を求めた。専門技術者等から受けた助言は「令和2年7月豪雨における文化財レスキューQ&A」にまとめ課内で情報の共有を図り、作業に反映させた（表（付）-1）。

表（付）-1 令和2年7月豪雨における文化財レスキューQ&A

吸水及び乾燥過程
<p><b>① 乾燥作業の段階で卷子の本紙に被せるもの</b></p> <p>◆状況 乾燥作業において卷子等の本紙上部を何かで覆いたい。</p> <p>◆処置方法 ア 専門技術者がいる場合 ①レーヨン紙等、水分を通し、紙に付着しない化学繊維紙を用意する。 ②表裏に化学繊維紙及び吸取紙を当て、緩やかに乾燥させる。 イ 専門技術者がいない場合 何も被せずそのまま緩やかに乾燥させる。</p> <p>◆理由 本紙を覆う場合、繊細な扱いが必要となる。</p>
<p><b>② 濡れたまま乾き固着して開けない卷子</b></p> <p>◆状況 軸物・卷子で、濡れたものが巻かれたまま乾燥している。 開くことができなくなっている。</p> <p>◆処置方法 専門技術者に相談する以外はない。</p>

## ◆備考

画面が固着すると修理が大変困難になる。  
 可能な限り、濡れているうちに開くようにするべきである。  
 固着した場合、専門技術者は蒸しながら、徐々に開く等の処置をする。  
 この場合、完全に修復できる保証はなく、むしろ困難である。

## ③ 乾燥後の卷子や軸への処置

## ◆状況

卷子や軸の吸水及び乾燥作業を終えた。

## ◆処置方法

①さらに乾燥させ状況を見る。

②着色なし：そのまま巻く。又は太めの仮巻芯を作り、それに巻いて保管する。

※ 作業中に異常が認められた際は、作業を止め平置きにして保管する。

③着色あり：基本的には平置きのまま保管を続ける。又は太めの仮巻芯を作り、それに巻いて保管する。

※ 乾燥させる際は施錠ができる場所又は人の目が届く場所等で行い盗難防止に努める。

## ◆理由

①表具の内部（軸木部など）まで完全に乾燥していない可能性がある。

③彩色の折れ、又は剥がれが懸念されるため。

## ④ 漂着した仏像

## ◆状況

木取りは不明（右肩のあたりに芯があるか）  
 胸部と右腕部に割れがある。

## ◆処置方法

割れの状態に注意しつつ、陰干しで緩やかに乾燥させる。

※ 乾燥させる際は施錠ができる場所又は人の目が届く場所等で行い盗難防止に努める。

## ◆理由

急激な乾燥は、割れの広がり、全体的な割れの発生につながる。

## ⑤ 乾燥後も異臭が残る場合

## ◆状況

濡れた状態で発していた異臭が、乾燥後も残存している。

## ◆処置方法

洗うか入念に乾かす以外の処置方法は今のところない。

## ◆注意点

洗う作業は応急処置の範疇を超えた修理の範疇である。

専門技術者以外は、さらに乾かすしかない。

## カビの処置

### ① カビが発生している銅製の掛仏

#### ◆状況

掛仏は銅製（金工品）である。

ところどころにカビがみられる。

金工品に発生したカビからは有機酸等が出て錆の原因になるのではないかと。

#### ◆処理方法

無理に処置せず、そのまま保管し、専門技術者に修理を依頼する。

特に水洗などはすべきではなく、ブラシの使用も避けるべきである。

#### ◆理由

水洗した場合、錆が誘発される可能性がある。

乾燥後に泥を払った場合、掛仏本体に傷が付く可能性がある。

#### ◆備考

専門技術者が処置する場合の処置方法紹介

①使用道具 やや多めの無水エタノールを含ませた吸湿性繊維質の綿又は布。

②処置方法 ①で掛仏を包み、付着した泥を優しく落とす。

③注意点 懸仏は鑲付の座金を中心に彩色が施されている場合が多い。

その場合、エタノールで拭くと彩色が取れる可能性がある。

### ② カビが発生した襖の処置

#### ◆状況

水没跡がみえる襖の下部を中心に黒、緑、白のカビが発生している。

#### ◆処置方法

①防塵マスク・手袋・眼鏡等を着け、全身にカビが付着しないようにする。

②コンテナ等を利用して台を作り、天気の良い日であればその上で陰干しする。

③乾燥後は複数枚の薄葉紙又は新聞紙で襖を包み、立てて保管する。

※ 乾燥後、燻蒸等による殺菌をすることが望ましい。

#### ◆理由

①黒カビは人体に危険な影響を及ぼす。

②裏表から風をあて、中まで乾かす必要がある。

### ③ 軸の表具におけるカビの処置

#### ◆状況

軸の天や地の部分、八双あたりに緑色や黒色のカビが生えている。

#### ◆処置方法

十分に乾かしたあと、殺菌燻蒸するか物理的に除去する。

#### ◆理由

カビがまだ生で湿った状態だと、拭くことで塗りつけてしまう。

まずはしっかりと乾かすことが必要。

最終的には専門業者に修理を依頼して本紙以外の裂部分を取り換える。

## 泥の処置

### ① 泥を被ったまま乾燥した板絵

#### ◆状況

仏画は顔料で描かれている。  
画面に泥がかかり、乾燥して固着している。

#### ◆処置方法

無理に処置せず、そのまま保管する。

#### ◆理由

乾燥後に泥を払った場合、顔料ごと剥離する可能性がある。  
専門の修理技術者ではない限り処置は困難である。

### ② 泥汚れが激しい布張りの甲冑

#### ◆状況

甲冑に布張りがある。  
麻布の布目を残した状態で漆塗りと家紋部に金箔を施す技法を使用。  
籠手の鎖部分に泥が多く付着している。

#### ◆処置方法

現状のまま柔らかい刷毛で軽く撫でるようにして泥を除去する。  
鎖部分は竹串等で泥を崩しながら除去する。

#### ◆理由

泥を擦って除去すると金泥が剥落する可能性がある。  
泥を除去しなければ鉄が錆びる可能性がある。

## その他

### ① 刀剣の処理

#### ◆状況

泥水に水没した刀剣を処置したい。

#### ◆処置方法

- ① 刀を鞘から抜き、目釘を外し、柄から抜き、刀身のみにする。  
※ 真水があれば刀身にかけて砂利を除去する（1～2分以内に②へ）。
- ② ティッシュ等で刀身に付着した水分を除去する。
- ③ 30分～1時間程度待ち、少し乾燥させる。
- ④ 固形石鹼に少し濡らし、石鹼を刀身に軽く押し当てて濃く厚く塗る。  
※ 刀身全体に塗るが、茎には塗らないこと。薬用や洗顔用は不可。
- ⑤ 新聞紙や広告紙等を3～4枚重ねて刀に巻き、頭を鞘状に成形する。
- ⑥ この状態で保管（2～3ヶ月なら可）し、専門家にすぐ相談する。

### ② 錆びた刀剣の処置

#### ◆状況

泥水に水没した刀剣に赤茶色の錆が発生している。

#### ◆処置方法

- ① 刀を鞘から抜き、目釘を外し、柄から抜き、刀身のみにする。  
※ 真水があれば刀身にかけて砂利を除去する（1～2分以内に②へ）。
- ② ティッシュ等で刀身に付着した水分を除去する。
- ③ 水分を拭き、刀身がほぼ乾いたら刀剣油を塗る。

- ④新聞紙や広告紙等を3～4枚重ねて刀に巻き、頭を鞘状に成形する。  
※ 元の鞘に戻さないこと。水分を含むため新たな錆の原因となる。
- ⑤専門家にすぐ相談する。

### ③ 仏像の梱包方法

#### ◆状況

仏像を別の場所に移送したい。

#### ◆処置方法

- ①外せるパーツを外していく。  
※ 各パーツの梱包については以下と同様の方法をとる。
- ②腕等の細い部位にクッション（薄葉紙を丸めても可）をあて補強する。
- ③クッションを、紐状にした薄葉紙で結ぶ。
- ④薄葉紙で全体を包みこむ。
- ⑤薄葉紙の上から緩衝材で全体を包む。
- ⑥段ボール等に梱包する。
- ⑦車内で段ボールが動かないように固定する。

### ④ 材木（イスノキ）の応急処置

#### ◆処置方法

水洗して陰干しをする。

#### ◆理由

空隙率が極めて低い材料であり、組織への水の浸潤はほぼない。  
濡らしても表層部にしか水分は回らないため乾燥割れ等もない。

#### ◆注意点

椿油を塗る作業は不要であり、むしろしない方がよい。  
割れの奥に入った水分の乾燥阻害の原因となり、カビの温床となる。

#### ◆備考

- ①木材乾燥方法について  
含水率30%以上の範囲では、温風をあて表面からの蒸発を促進させる。  
そのため、扇風機によって乾燥させる方法は問題ない。
- ②注意点  
表面を急激に乾燥させると割れなどの別の問題が発生する。  
緩やかに乾燥させると内部からの移動には時間がかかる。
- ③干割れの奥底に入った水について  
表面から順次乾燥と内部からの水分移動を待つしかない。

### ⑤ 番号札（荷札）の金具について

#### ◆状況

番号札として使用していた荷札に元々針金が附属している。

#### ◆処置方法

使用時は必ず外すようにする。

#### ◆理由

針金は錆びや傷をつける恐れがあるため。

## (2) 紙資料

### ア 古文書・典籍

救出した古文書・典籍は泥水による水濡れがあり、変色や異臭があった。また、応急処置のため救出作業時に入れたビニール袋から資料を取り出す際に水が滴り落ちるほどであった。典籍外側は被災直後であっても小口や背にカビの発生が見られた。典籍内側は丁同士が固着し開くことすら困難なものが多く、部分的にカビの発生も見られた。

応急処置は、資料が含んだ水分を除去するため、比較的簡単に体制を整えられるエア・ストリーム乾燥法<sup>50</sup>を用いた(写真(1)-1)。資料の乾燥のために、数丁毎に吸水紙を差し込み、数冊重ねたものを上下から段ボール等挟み重りを載せ、横から扇風機の風を当てた。吸水紙にはキッチンペーパー(エンボス加工無)を利用したが<sup>51</sup>、吸水紙を二、三回度取り換えることにより、比較的早く資料の吸水と乾燥ができた。また、資料の乾燥後には筆やハケ、竹ヘラ、ミュージアムクリーナーを利用しカビを除去した。

なお、救出作業時に同封した書類の色やインクが移ってしまった資料もあったが、応急処置の範囲内で除去することは難しく、今回は資料の乾燥のみとした。

さらに、破損や固着が激しく応急処置ができなかった資料は、県内外の関係機関からの支援により大型冷凍設備で一時保管を行った。その後、一部の資料は九州歴史資料館や長崎県埋蔵文化財センターの協力により真空凍結乾燥処理が行われた。

### イ 卷子(巻物・掛軸等)

救出した卷子は、大半が巻いた状態で被災したため、カビの発生が顕著にみられた。さらに、資料全体が水損したことにより、表具や本紙が脆くなり、容易に開くことができなかった。特に、救出までに時間を要した資料は、巻かれた状態で乾燥したため固形化し開くことすら困難なものや、内部に虫が大量発生し腐敗して土塊や木片のようになっているものがあった。また、壁に架けられた状態で被災した掛軸は、水損による表装及び本紙への被害が大きく、カビの発生も顕著であった。

応急処置は、開披可能な卷子は速やかに開き、通気性の良いコンテナと吸水紙で作成した簡易台に平置きし、緩やかに乾燥させた。一方、開披困難な資料はそのままの状態乾燥させそれ以上の処置は行わなかった。また、破損や固着が激しく応急処置ができない資料は、古文書・典籍等と同様、県内の冷凍設備を借用して一時保管を行った。

### ウ 襖

近世・近代初期の裏張り文書が見られる襖のほか、上張りに「書」等が記された襖等



(文化課)  
写真(付)-1 エア・ストリーム乾燥法を用いた応急処置の様子

<sup>50</sup> 乾燥中の紙と接触材との間の湿度が平衡になろうとするのを妨げることで乾燥を促す方法。資料を不織布、ろ紙、コルゲート・ボード(段ボール)でサンドイッチ状にしたものをいくつか重ね、コルゲート・ボードの孔があいた断面側から扇風機で風を当てて乾燥させる。乾燥の際に生じやすい波打ちを防ぎながら紙資料を乾かすことができる。

<sup>51</sup> 当初は紙製ウエスを使用していたが、資料に繊維が残りがすかったため、途中からキッチンペーパーに変更した。ただし、キッチンペーパーを使用する場合、重りが過重だとペーパーの凹凸が資料に写る可能性があり注意が必要である。

を救出した。水に濡れたであろう襖の下部を中心にカビの発生が多くみられた。

応急処置は、コンテナ等を利用した台に資料を平置きし陰干で乾燥させた上で害虫駆除を目的とした燻蒸を行った。なお、乾燥後燻蒸までの期間は新聞紙等で包紙を作り密封し保管した。

### (3) 工芸品

#### ア 武具

救出した甲冑及び馬具といった武具は、水濡れ被害と共に全ての資料に泥汚れが見られた。さらに、泥は資料の細部にまで入り込み固形化していた。また、布着せのある甲冑には泥染みが残った。

応急処置は、資料を布やペーパータオルを用いて表面の水分と泥を拭き取った。泥汚れは軟らかい刷毛で軽くなでるように除去し、鎖部分の泥の除去には竹串を用いた。ただし、大半の資料が複合素材により作られているため、全ての資料を同じ水準で処置することは難しかった。

#### イ 金属器

救出した金属器のうち鱗口は、水濡れによりサビが発生し、内部には水と共に少量の泥が入り込んでいた。

応急処置は、資料を水で洗い一定の温湿度下で保管した。

その他、金属器は温湿度管理に特に留意が必要であったため、処理が不要なものは救出後すぐに、処理が必要なものは処理後にデシケーターで保管した。

#### ウ 彫刻

救出した木造彫刻は、水損しカビが発生したものもあった。その他、堂宇を襲った濁流によって建物外に押し出された際に細部が損壊した例もあった。

応急処置は、資料の急激な乾燥を避け陰干しで緩やかに乾燥させた。

#### エ 写真

令和2年7月豪雨における文化財レスキュー事業では、原則近世以前の資料を救出対象としたため、現代の写真は救出していない。ただ、自身の大切な思い出がこもった写真を残したいという被災者からの問合せが多く寄せられたため、文化課では、「家庭でできる！水損写真レスキュー<sup>52)</sup>」を作成し、熊本県ホームページに掲載することで写真の応急処置方法を周知した。

その他、文化財レスキュー事業とは別に実施した旧八代市西部文化財収蔵施設収蔵資料の救出作業では、文化財の記録としてフィルムや写真を救出した。しかし、救出したフィルムや写真は、水中の微生物によりデータが記録された部分であるエマルジョンが分解され腐敗し、被写体が不明になっているものが多かった。これらの応急処置は、被災した写真等をデジタル化するまでの劣化を防ぐため、薬品処理<sup>53)</sup>を行った上で乾燥、保管を行った。

<sup>52)</sup> 熊本県教育庁教育総務局文化課 2020『家庭でできる！水損写真レスキュー』

<sup>53)</sup> 写真等の応急処置に使用した薬品は以下のとおり。

白黒用：仕上げ剤 (FUJIFILM製Agガード) / カラー用：カリミョウバン溶液 (Kodak製最終リンス補充液)



## (2) 日報

文化財レスキュー日報				
記入者:				
<b>【作業の概要】</b>				
日時	令和2年	月	日	曜
	開始時刻			時 分
	終了時刻			時 分
作業場所				
作業者	所属		職・氏名	
	所属		職・氏名	
	所属		職・氏名	
<b>【作業内容】</b>				
作業環境	良好( ) 危険( ) 要注意( ) 電源なし( ) 水道なし( ) 安全靴必要( ) 防かび防塵装備必要( )			
作業内容	コミュニケーション: 会議( ) 紹介( ) 検討( ) 指導( ) 協力( ) 情報交換( ) 連絡調整( ) 確認: 準備( ) 搜索( ) 確認( ) 調査( ) 放射線計測( ) 処置: 洗浄( ) 除去( ) 清掃( ) 密封( ) 換気( ) 乾燥( ) 脱塩( ) 燻蒸( ) 補修( ) 保管( ) 記録: 情報入力( ) 写真撮影( ) 動画撮影( ) データ整理( ) 搬送: 梱包( ) 積載( ) 輸送( ) 郵送( ) 管理: 報道対応( ) 防犯( )			
内容詳細				
搬出先				
<b>【作業対象物の概要】</b>				
一括名				
被害状況	破壊( ) 剥落( ) 水損( ) 汚損( ) カビ( ) 散逸( ) 流出( )			
材質	紙( ) 木( ) 漆( ) 陶磁( ) 絹・布( ) 金属( ) 皮革( ) 動物( ) 植物( ) その他( )			
美術品	絵画( ) 版画( ) 書( ) 拓本( ) 彫刻( ) 工芸品( ) その他( )			
考古資料	石器・石製品( ) 土器・土製品( ) 金属製品( ) 木製品( ) 骨角牙製品( ) その他( )			
民俗資料	医( ) 食( ) 住( ) 生産・生業( ) 交通・交易( ) 信仰・芸能( ) 教育・娯楽( ) 武具・戦争( ) 機械( ) 記録( ) その他( )			
歴史資料	文献資料( ) 絵図( ) 地図( ) その他( )			
自然史資料	地質( ) 鉱物( ) 動物( ) 植物( ) その他( )			
文書・図書	古文書( ) 典籍( ) その他( )			
その他	( )			
<b>【連絡事項】</b>				
搬入先				

## (3) 調書

(オモテ)

資料カルテ ( 個別 )			
調査対象 ※必須			
整理番号 ※必須	( )-	年代	
作品名	数量 ※必須		
法量 ※必須	縦( )mm 横( )mm 高さ( )mm 箱法量 縦( )mm 横( )mm 高さ( )mm ※必要に応じて記載		
作品種別	古文書 美術工芸品 考古資料 民俗資料 歴史資料 自然史資料 詳細( ) その他( )		
状態	良好 破損 剥落 水損 カビ 散逸 流出 その他( )		
処置	処置無し・乾燥( / )・洗浄( / )・殺虫( / )・カビ払い( / ) 冷凍処理( / )・泥払い( / )その他( )		
一時保管場所	移動日( / ) 場所:文化財資料室・NWC・その他( )		
返却	返却日( )		
資料写真			
作成日時	2021年	月	日 ( )
記録者			



## (4) 管理台帳 (個別)

(レスキュー番号)																
管理台帳																
調査対象								調査日				施設番号				
台帳作成者																
連絡事項 備考																
管理番号				資料データ				処置 ※処置日を該当欄に記載				所在 ※移動日を該当欄に記入				
施設 番号	親 番	枝 番	小 札 番	作品名	法量			数量	備考	冷凍	乾燥	洗浄	殺虫	●● 室	△△ 館	その他
					縦	横	高さ									

## (5) 文化財レスキュー事業進捗管理表

文化財レスキュー事業の進捗は以下の項目を一覧表形式にまとめ一括管理している。

項目		記載内容	
一時預り証番号		一時預り証の番号を記載	
対象物件		〇〇家・〇〇寺・〇〇神社等を記載	
所在地		救出資料が所在する市町村名を記載	
窓口		救出資料が所在する市町村連絡窓口を記載	
救出年度		資料を救出した年度を記載	
救出年月日		資料を救出した年月日を記載	
保管場所		救出資料保管施設を記載	
内容		古文書・典籍・掛軸等救出資料の概要を記載	
作業 進捗	整理 作業	応急処置【クリーニング】	当初処置(吸水・冷凍等)の状況、泥等除去・燻蒸の実施状況、真空凍結乾燥処理の有無を記載
		当初点数(概数)	救出作業時に確認した救出資料の点数を記載
		管理台帳入力	管理台帳入力状況を記載
		調書作成	調書作成状況(写真撮影含む)を記載
		点数(確定)	整理作業後の救出資料点数を記載
		資料・写真一覧作成	資料・写真一覧作成状況を記載
	一時預り書交付	一時預り書の交付状況を記載	
	返却予定時期	救出資料の返却予定時期を記載	
備考		指定文化財の有無等特記事項を記載	
所有者・管理者・代理者		所有者・管理者・代理者等を記載	
所有者・管理者・代理者住所・連絡先		所有者・管理者・代理者等の住所・連絡先を記載	
関係者		関係者を記載	
関係者等住所・連絡先		関係者の住所・連絡先を記載	



## 參考資料

通知文  
補助要項等



**(参考資料) 通知文**

「第2部 文化財復旧の取組と情報発信、第1章 文化財復旧の取組、表2-1及び表2-2 (pp. 20-21)」に記載した令和2年7月豪雨に際し文化課から発出した文書の一部を参考資料として掲載する。

**1 被災文化財の取扱いに関する文書****(1) 令和2年7月4日の大雨に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の取扱いについて (通知)**

教文第691号 令和2年(2020年)7月6日
各市町村教育長 様 荒尾市長 様
熊本県教育長
令和2年7月4日の大雨に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の取扱い について (通知)
今般の熊本県南部における大雨災害に関しては、被災地域のおかれた状況等に鑑み、ライフラインの確保等早急な復旧事業が急務です。
つきましては、復興に伴う応急措置や復旧工事と埋蔵文化財保護の整合を図り、円滑な復興を進めるために、令和2年7月4日の大雨に伴う復旧工事については、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第93条、第94条、第96条及び第97条に規定されている届出又は通知に係るものに関し、別紙の取扱いにすることとし、その対象とする範囲は下記のとおりとします。
記
1 電気、ガス、上下水道、電話、道路、河川、橋梁、鉄道等の復旧 2 仮設住宅の建設 3 損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地 4 その他緊急を要する復旧工事

(別紙)
令和2年7月4日の大雨に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の取扱い について
1 法第93条関係 (1) 土木工事等のための発掘調査については、法第93条に規定されている。 (2) 同条第1項において読み替えて準用する法第92条第1項により、発掘に着手する日の60日前までに届け出ることが必要であるが、同項ただし書により、「文部科学省令の定める場合」は例外とされている。 (3) これを受けて、埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則(昭和29年文化財保護委員会規則第5号。(4)において「規則」という。)第3条が定められている。 (4) 今般の令和2年7月大雨災害に伴う復旧工事は、規則第3条第1項第2号に規定する「非常災害その他特別の事由により緊急に発掘を行う必要がある場合」に該当すると考えられる。
2 法第94条関係 (1) 国の機関等が行う発掘については、法第94条に規定されている。 (2) 同条第1項により、発掘に係る事業計画の策定前に通知することが必要であり、その例外となる場合は定められていない。

※ 前頁から続く

- (3) しかし、同条の制定の趣旨としては、法第93条の特例的な規定であるとされており、「文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について」(昭和50年9月30日付け文化庁次長通知) 第五一三参照)、法第93条の規定を参考として、法第92条第1項ただし書の規定を類推適用することが可能であると考えられる。
- (4) 以上の解釈により、今般の令和2年7月大雨災害に伴う復旧工事については、その緊急性に応じ、事業計画策定前の通知を要しないものとして取り扱うことが考えられる。

### 3 法第96条関係

- (1) 遺跡の発見については、法第96条に規定されている。
- (2) 同条第1項により、遺跡を発見した場合には、現状を変更することなく、遅滞なく、届け出ることが必要であり、その例外となる場合は定められていない。
- (3) しかし、同条第1項ただし書には、「非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない」とされている。
- (4) 「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」とは、現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において、これに対する応急の措置をとる場合であり、そのような非常災害のために必要な応急措置により遺跡が発見された場合にも、全て通常の遅滞のない届出を求めることは、必ずしも妥当ではないと考えられる。
- (5) 以上の解釈により、今般の令和2年7月大雨災害に伴う復旧工事については、その緊急性に応じ、遺跡発見時の遅滞のない届出を要しないものとして取り扱うことができると考えられる。

### 4 法第97条関係

- (1) 国の機関等の遺跡の発見については、法第97条に規定されている。
- (2) 同条第1項により、遺跡を発見した場合には、現状を変更することなく、遅滞なく、通知することが必要であり、その例外となる場合は定められていない。
- (3) しかし、同条第1項ただし書には、「非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない」とされている。
- (4) 「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」とは、現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予想される急迫の事態において、これに対する応急の措置をとる場合であり、そのような非常災害のために必要な応急措置により遺跡が発見された場合にも、全て通常の遅滞のない通知を求めることは、必ずしも妥当ではないと考えられる。
- (5) 以上の解釈により、今般の令和2年7月大雨災害に伴う復旧工事については、その緊急性に応じ、遺跡発見時の遅滞のない通知を要しないものとして取り扱うことができると考えられる。

## (2) 令和2年(2020年)7月4日からの大雨に伴う災害復旧事業に係る文化財保護法第125条第1項ただし書の既定の適用について(通知)

教文第717号  
令和2年(2020年)7月6日

各市町村教育長 様  
荒尾市長 様

熊本県教育長

令和2年(2020年)7月4日からの大雨に伴う災害復旧事業に係る文化財保護法第125条第1項ただし書の規定の適用について(通知)

国指定史跡名勝天然記念物の現状変更については、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第125条第1項の規定に基づき文化庁長官の許可が必要ですが、同項ただし書において「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」は許可を要しないこととされています。

本条に関し、令和2年(2020年)7月4日からの大雨に伴う災害復旧事業で被災市町村の国指定史跡名勝天然記念物の指定に係る土地で行われるものについては、下記の事項を「非常災害のために必要な応急措置」として取扱うこととします。

貴機関におかれましては、この旨御了知の上、事務処理に遺漏のないようお取り計らいください。

※ 前頁から続く

なお、文化財保護法第168条第3項及び熊本県文化財保護条例第39条についても同様の取扱いとします。

また、個別の事案について疑義が生じた場合は、その都度御照会いただきますようお願いいたします。  
おって、本件については文化庁文化財第二課と協議済みであることを申し添えます。

## 記

対象となる災害復旧事業の範囲は、令和2年（2020年）7月4日からの大雨に伴う災害復旧事業のうち、以下の①から⑦のいずれかに該当し、かつ令和2年（2020年）9月30日までに着手するものとします。

- ① 崩落した土砂、落石等の撤去及び除去
- ② 崩落した法面等の応急的な崩落防止対策
- ③ 損壊又は焼失した建物その他工作物の撤去及び整地
- ④ 水害等により堆積した土砂、漂流物、塵芥等の撤去、除去及び整地
- ⑤ 緊急車両のための仮設道の設置
- ⑥ 撤去物の仮置き
- ⑦ その他緊急を要するもの

なお、災害復旧事業の進捗状況等に鑑み、上記取扱いの延長が必要な場合は、別途通知するものとします。

※ 政令指定都市である熊本市には、県教育委員会から県内市町村に対し通知を発出した旨を通知。

### （3）令和2年7月豪雨の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて（通知）

教文第1364号

令和2年（2020年）10月14日

各市町村教育長 様  
荒尾市長 様

熊本県教育長

令和2年7月豪雨の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて（通知）

豪雨災害からの復旧・復興事業につきまして、日頃からご協力頂きありがとうございます。

埋蔵文化財の取扱いについては、文化財保護法の弾力的運用として、令和2年（2020年）7月6日付け教文第691号で「令和2年7月4日の大雨に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の取扱いについて」として通知させて頂いたところです。

埋蔵文化財の取扱いについては、被災地の状況にかんがみ、早急な復旧・復興が急務であるとの認識のもと、復旧・復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護との整合を図ることが必要であります。

については、別紙「令和2年7月豪雨の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」にご留意の上、適切にご対応くださるようお願いいたします。

(別紙)

令和2年7月豪雨の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて

#### 1 取扱いの基本原則

- (1) 被災地の状況にかんがみ、早急な復旧・復興が急務であるとの認識のもと、復旧・復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護との整合を図るものとする。
- (2) 具体的には、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」（平成10年9月29日庁保記第75号文化庁次長通知。以下、「平成10年通知」という。）を踏まえて、適切な措置を執りつつ、被災地の実情にあわせて弾力的な運用の措置を執ることができるものとする。

※ 前頁から続く

## 2 適用範囲等

- (1) この取扱いの適用範囲は、令和2年7月豪雨災害の復旧・復興事業（被災建物その他の工作物の撤去・整地・修理・復旧等、被災地域等における建物その他の工作物の新設、土地区画整理事業・土地改良事業等）の実施に伴う埋蔵文化財の取扱いとする。
- (2) この取扱いの適用期間は、県内市町村文化財保護担当部局における復旧・復興事業に応じ、熊本県教育委員会において別途、定めるものとする。

## 3 埋蔵文化財の取扱い等

- (1) 復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いは、平成10年通知を踏まえつつ、以下の点について、弾力的な運用を図るものとする。

### ① 試掘・確認調査

周知の埋蔵文化財包蔵地内であって、従前の分布調査等によって知見がある場合は、原則、試掘・確認調査を要しないものとする。

### ② 記録保存のための発掘調査

被災前の規模・構造を大きく改変しないで行われる建物その他の工作物の復旧の場合は、原則、発掘調査を要しないものとする。

## (2) 取扱いに関する留意事項

- ① 個人の住宅・店舗、小規模又は簡易な集合住宅、電気・水道等の生活関連公共施設の改修及び新築、道路の改修等、住民の生活に密着しており、かつ、埋蔵文化財への影響が比較的少ない事業については、復旧・復興の推進に配慮すること。
- ② 大規模な集合住宅・事務所、公共施設の改修・新設等、相当程度の埋蔵文化財への影響が予測される事業については、事業実施に当たり時間的余裕等の事業者側の諸事情に配慮しつつ、埋蔵文化財の適切な保護に遺漏のないよう措置すること。
- ③ 道路建設や土地区画整理事業等相当範囲にわたり都市の基盤全体に係わって行われる事業及び田畑における土地区画整理事業等相当範囲にわたり農地全体に係わって行われる事業については、その事業計画の初期の段階から事業者側と調整し、埋蔵文化財の調査等を当該事業の内容・進行過程の一部として組み込むこと等により、事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護に遺漏のないように措置すること。
- ④ 上記②及び③に掲げる事業については、周知の埋蔵文化財包蔵地外において、遺構や遺物が発見されることに備え、分布調査（現地踏査）や試掘調査を行い、あらかじめ埋蔵文化財の範囲や性格等を把握することが、事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護に資する観点から望ましいこと。

## (3) 発掘調査等の体制

事前の試掘・確認調査及び記録保存のための発掘調査の実施については、熊本県において被災市町村に対する支援等の措置を執り、発掘調査等について必要に応じて支援する等、迅速な対応に努めるものとする。

※ 政令指定都市である熊本市には、県教育委員会から県内市町村に対し通知を発出した旨を通知。

## 2 その他文書

### (1) 文化財収蔵施設の災害対策について（通知）

教文第1299号  
令和2年（2020年）10月7日

各市町村教育長 様  
荒尾市長 様

熊本県教育長

文化財収蔵施設の災害対策について（通知）

日頃から文化財保護行政にご尽力いただきありがとうございます。

さて、令和2年7月豪雨に伴う河川の氾濫により、人吉城歴史館（人吉市麓町）、八代市西部文化財収蔵施設（八代市坂本町）、芦北町文化財収蔵庫（芦北町佐敷）が浸水し、収蔵していた文化財及び記録類（調査資料や写真等）が水損するといった甚大な被害が生まれました。

このことは、文化財収蔵施設の立地等において、災害危険度を確認し、それに応じた予防策を講じることの必要性を示しているといえます。

つきましては、文化財収蔵施設における文化財及び記録類（調査資料や写真等）への災害被害を防ぐために、あらためて下記の対策等についてご検討くださいますようお願いいたします。

#### 記

- 1 ハザードマップ等により、文化財収蔵施設の所在箇所における洪水（想定最大規模）、風水害、土砂災害及び津波等の災害発生を予測し、文化財収蔵施設の災害危険度を確認する。
- 2 文化財収蔵施設の所在地が災害で被災する可能性の高い場合、文化財や記録類の保管場所を移転する。
- 3 浸水の可能性のある文化財収蔵施設の場合、水損による被害を避けるために文化財や記録類等は浸水が及ばない高層階で保管する。
- 4 その他、文化財や記録類が災害被害を受けないように、随時対策を行う。

（参考）

- 国土交通省ハザードマップポータルサイト <https://disaportal.gsi.go.jp/>
- 各市町村作成のハザードマップ（上記ポータルサイトからもアクセス可）
- 熊本県文化財防災マニュアル <https://sitereports.nabunken.go.jp/71142>

## (参考資料) 補助要項等

「第2部 文化財復旧の取組と情報発信、第3章 文化財復旧等に係る補助事業 (pp. 45-55)」に記載した補助事業のうち文化課が所管する県費補助事業に係る要項等を掲載する。なお、参考までに国庫補助は国ホームページアドレスも掲載する。

## 1 県費補助事業

### (1) 熊本県補助金等交付規則

#### 熊本県補助金等交付規則

(昭和56年7月23日規則第34号)

改正平成8年3月29日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため、法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 利子補給金(別に定めるものを除く。)
- (3) その他相当の反対給付を受けない給付金であって別に定めるもの
- 2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの
  - (2) 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第1号の給付金の交付又は同項第2号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 補助事業等の目的
- (3) 補助事業等の内容及び経費の配分(第7条において「補助事業等の内容等」という。)
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- (5) その他知事が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
  - (3) 実施設計書(工事を施工する場合に限る。)
  - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 前2項の規定にかかわらず、知事は、第1項の申請書に記載すべき事項及び前項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

(補助金等の交付の決定)

第4条 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

※ 前頁から続く

- 2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

第5条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) その他知事が必要と認める条件

- 2 補助事業者等は、間接補助金等を交付する場合において、前項の規定により知事が補助金等の交付の決定に条件を付けたときは、間接補助事業者等に対し、これを履行するために必要な条件を付さなければならない。

(決定の通知)

第6条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

第7条 補助事業者等は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業等の内容等について別に定める変更事由が生じたときは、別に定めるところにより、変更申請書に事業変更計画書を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により変更申請書の提出があった場合において、当該変更申請書に係る変更の内容等が適正であると認めるときは、その承認をすることができる。この場合において、補助金等の交付決定額の変更を必要とするときは、補助金等の交付の変更決定をするものとする。
- 3 第5条及び前条の規定は、前項の変更の承認及び変更決定について準用する。

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付の申請をした者は、前2条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、別に定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。)

- 3 第6条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第10条 補助事業者等は、法令、条例及び規則(以下「法令等」という。)の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他知事の命令及び指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。第17条において同じ。)をしてはならない。

※ 前頁から続く

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、法令等の定め及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わせ、間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第2条第4項第1号の給付金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第2号の資金にあっては、その融通の目的に従って使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。第17条において同じ。)をすることをしないようにさせなければならない。

(状況報告)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、補助事業者等に対し補助事業等の遂行の状況について報告を求めることができる。

(補助事業等の遂行等の命令)

第12条 知事は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者等に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 知事は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第14条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の請求等)

第16条 補助事業者等は、補助金等の請求をしようとするとき(補助金等の概算払又は前金払を受けようとするときを含む。)は、別に定めるところにより、請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により補助金等の概算払又は前金払に係る請求書の提出があった場合において、概算払又は前金払をすることが適当であると認めるときは、補助金等の交付の決定額の範囲内において補助金等を交付することができる。

(決定の取消し)

第17条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前1項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 第6条の規定は、第1項又は第2項の規定による取消しをした場合について準用する。

※ 前頁から続く

## (補助金等の返還)

第 18 条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

## (加算金及び延滞金)

第 19 条 補助事業者等は、第 17 条第 1 項の規定による取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金等が 2 回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

## (他の補助金等の一時停止等)

第 20 条 知事は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

## (理由の提示)

第 20 条の 2 知事は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

## (財産の処分の制限)

第 21 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業等の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者等は、前項に規定する財産については、別に定める期間、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

## (立入検査等)

第 22 条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

## (証拠書類の保管)

第 23 条 補助事業者等は、補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を別に定める期間保管しなければならない。

## (雑則)

第 24 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 56 年 8 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 4 項の規定は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

(土木費補助規則等の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
- (1) 土木費補助規則(昭和 23 年熊本県規則第 24 号)
  - (2) 狂犬病予防事務補助金交付規則(昭和 26 年熊本県規則第 36 号)
  - (3) 熊本県簡易水道施設補助金交付規則(昭和 28 年熊本県規則第 5 号)
  - (4) 熊本県農地等災害復旧事業補助金交付規則(昭和 29 年熊本県規則第 42 号)
  - (5) 熊本県災害林道復旧事業補助金交付規則(昭和 29 年熊本県規則第 47 号)
  - (6) 熊本県地籍調査補助金交付規則(昭和 30 年熊本県規則第 44 号)
  - (7) 熊本県農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金交付規則(昭和 31 年熊本県規則第 51 号)
  - (8) 熊本県農地関係災害防止施設事業補助金交付規則(昭和 32 年熊本県規則第 3 号)
  - (9) 熊本県結核予防費補助金交付規則(昭和 23 年熊本県規則第 8 号)
  - (10) 熊本県漁港施設関係補助金交付規則(昭和 33 年熊本県規則第 16 号)
  - (11) 熊本県認定訓練事業費補助金交付規則(昭和 34 年熊本県規則第 4 号)
  - (12) 熊本県民有林林道開発事業補助金交付規則(昭和 34 年熊本県規則第 22 号)
  - (13) 熊本県民有林林道改良事業補助金交付規則(昭和 35 年熊本県規則第 57 号)
  - (14) 熊本県有害獣駆除事業補助金交付規則(昭和 35 年熊本県規則第 67 号)
  - (15) 財団法人肥後奨学会補助金交付規則(昭和 36 年熊本県規則第 35 号)
  - (16) 熊本県海外移住者支度費補助金交付規則(昭和 37 年熊本県規則第 20 号)
  - (17) 熊本県森林組合合併推進施設整備事業費補助金交付規則(昭和 39 年熊本県規則第 4 号)
  - (18) 熊本県中小企業労務改善事業費補助金交付規則(昭和 40 年熊本県規則第 54 号)
  - (19) 熊本県林業構造改善事業補助金交付規則(昭和 40 年熊本県規則第 71 号)
  - (20) 熊本県国民健康保険事業費補助金交付規則(昭和 41 年熊本県規則第 16 号)
  - (21) 熊本県沿岸漁業構造改善事業費補助金交付規則(昭和 46 年熊本県規則第 46 号)
  - (22) 熊本県造林事業補助金交付規則(昭和 48 年熊本県規則第 51 号)
  - (23) 熊本県農業振興補助金交付規則(昭和 52 年熊本県規則第 23 号)

(経過措置)

- 3 この規則は、昭和 56 年 8 月 1 日以後に補助金等の交付の意思が表示される事務又は事業について適用し、同日前に補助金等の交付の意思が表示された事務又は事業については、なお従前の例による。
- 4 附則第 2 項各号に掲げる規則の規定に基づき昭和 57 年 3 月 31 日以前に補助金等の交付の意思が表示された事務又は事業については、なお従前の例による。

附 則(平成 8 年 3 月 29 日規則第 30 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

## (2) 熊本県教育・文化等振興補助金等交付要項

### 熊本県教育・文化等振興補助金等交付要項

最終改正 令和7年3月11日教政第1325号

#### (趣旨)

第1条 教育長は、教育・文化等の振興を図るため、市町村又は団体等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金等を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

#### (補助対象経費及び補助率等)

第2条 補助金等の交付の対象経費及びこれに対する補助率又は補助金額は、別に定める。

#### (事業実施計画の認定申請)

第3条 補助事業者が、補助金等（内示を行うものに限る。）の交付を受けて、補助事業を実施しようとするときは、事業実施計画承認申請書（別記第1号様式）に当該事業に係る事業実施計画書（各事業ごとに教育長が別に定める様式）を添えてあらかじめ教育長に提出するものとする。

#### (事業実施計画の認定と補助金等の内示)

第4条 教育長は、前条の規定により、事業実施計画承認申請書の提出があった場合において、審査のうえ適当と認められた時は、事業実施計画の認定を行い、その旨を申請者に通知するとともに補助金等の内示を行うものとする。

2 事業実施計画が2年度以上にわたるものについては、前項の補助金等の内示は、補助事業実施の各年度において行うものとする。

#### (事業実施計画の内容等の変更)

第5条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業の内容等について別に定める変更事由を生じたときは、事業実施計画変更承認申請書（別記第1号様式を準用する。）に当該事業に係る事業実施変更計画書（各事業ごとに教育長が別に定める様式）を添えて教育長に提出するものとする。

2 教育長は、前項の規定により事業実施計画変更承認申請書の提出があった場合において、審査のうえ適当と認められたときは、事業実施変更計画の認定を行い、その旨を申請者に通知するとともに、補助金等の額に変更を生じるときは補助金等の変更内示を行うものとする。

#### (補助金等の交付申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、別記第2号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 事業計画書（各事業ごとに教育長が別に定める様式）

(2) 収支予算書（別記第3号様式）

3 補助事業者は、規則第3条第1項の申請をするに当たって、補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額した額で申請しなければならない。

#### (決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は、補助金等交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

2 教育長は、前項の規定による補助金等の交付決定に当たっては、前条第3項の規定により補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認められたときは、当該補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額を減額して交付決定を行うものとする。

3 教育長は、申請時において当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない交付の申請がなされたものについては、補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額については、第14条に規定する補助金等の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

※ 前頁から続く

(補助事業の内容等の変更)

第8条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、別に定める。

- 2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、事業変更計画書の様式は、各事業ごとに教育長が別に定める。
- 3 規則第7条第3項において準用する第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金等の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（別記第6号様式）により、補助金等の額に変更を生じないときは変更承認通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(事業の補助金等交付決定前着工)

第9条 補助事業者は、災害復旧事業等の補助事業において、緊急やむを得ない事情により補助金等の交付決定前に事業を着工する必要がある場合は、当該承認申請書（各事業ごとに教育長が別に定める様式）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(工事の着工及び完成報告)

第11条 補助事業者は、工事を伴うものについては、工事に着工したときは工事着工報告書（別記第8号様式）を、工事が完成したときは工事完成報告書（別記第8号様式を準用する。）を直ちに教育長に提出しなければならない。

(状況報告)

第12条 規則第11条の規定による状況報告は、別に定めるところにより行うものとする。

(実績報告)

第13条 規則第13条の実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。

- 2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は当該各号に定めるところによるものとする。
  - (1) 事業実績書（各事業ごとに教育長が別に定める様式）
  - (2) 収支精算書（別記第3号様式を準用する。）
  - (3) その他教育長が必要と認める書類
- 3 第1項の実績報告書の提出は、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助金等の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。ただし、教育長が別に定める場合はこの限りでない。
- 4 第1項の実績報告を行うに当たって、補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、これを補助金等の額から減額して報告しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第14条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定通知は、補助金等交付確定通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

(補助金等の請求等)

第15条 補助金等の交付を受けようとするときは、当該請求書に教育長が別に定める書類を添付しなければならない。

- 2 規則第16条第1項の請求書は、別記第11号様式によるものとする。

(補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金等の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別記第12号様式により速やかに教育長に報告しなければならない。

- 2 教育長は、前項の報告があった場合には、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

※ 前頁から続く

(財産の処分の制限)

第 17 条 規則第 21 条第 2 項に規定する期間は、別に定める。

(証拠書類の保管期間)

第 18 条 規則第 23 条に規定する別に定める期間は、第 17 条で規定する財産処分の制限期間と同一とする。

(雑則)

第 19 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 10 年 5 月 22 日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、令和 3 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

※要項別記様式、省略

熊本県教育・文化等振興補助金等交付要項第 2 条の規定に基づく  
令和 7 年度補助対象経費、補助率又は補助金額

整理 No.	補助事業名	新規 / 継続	目的	補助対象者	補助対象経費	補助率又は補助金額	予算額・事業名
4	熊本県文化財保存整備費補助(国指定等)	継続	市町村等が国補助を受けて実施する国指定文化財等の保存・修理等について、その経費の一部を補助する(継足補助)。	文化財の所有者・管理者	文化財国庫補助事業対象経費	10%以内(市町村が補助事業者の場合 5%以内)  ※ 補助事業者が市町村の場合、事業費 10,000 千円未満の事業及び国庫補助率 80%以上の事業については、対象外	予算額  文化財災害復旧事業(令和 2 年 7 月豪雨)
	(県指定)		市町村等が県指定文化財の保存・活用のために実施する計画策定・調査・修理・管理・整備・買い上げ等並びに維持補修的な調査・修理・管理・整備・買い上げ等に対してその経費の一部を補助する。	文化財の所有者・管理者	文化財国庫補助事業対象経費の取扱いに準じる	1/2 以内  ※ 市町村が補助事業者である場合、事業費 1,000 千円未満の事業は対象外	

### (3) 熊本県文化財保存整備費補助金実施要

#### 熊本県文化財保存整備費補助金実施要領

##### (趣旨)

第1条 熊本県教育長は、文化財の保護と活用を図るための事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県教育・文化等振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

##### (交付の対象となる補助事業の種類等)

第2条 補助事業に係る文化財は、国指定、県指定及びこれらに準ずるものとする。

##### (事業実施計画の認定申請)

第3条 要項第3条の事業実施計画書は、要領別記第1号様式によるものとする。

##### (事業実施計画の内容等の変更)

第4条 要項第5条の事業実施変更計画書は、要領別記第1号様式を準用する。

##### (交付申請)

第5条 要項第6条第2項の添付書類は、収支予算書（要領別記第3号様式）のほか次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業計画書（要領別記第2号様式）
- (2) 支出内訳明細書（要領別記第3号様式）又は文化財保存事業費関係補助金交付要綱（昭和54年5月1日文化庁長官裁定。以下「要綱」という。）様式第4に定められた支出内訳明細書（ただし、文化財保存事業費関係補助金を申請する場合に限る。）
- (3) 設計書及び設計図（工事施工の場合）
- (4) 補助金の交付の申請者が地方公共団体その他の法人であるときは、補助事業に要する経費に関し議会の議決又は定款等に定める手続きを経たことを証する書類
- (5) 補助事業を実施しようとする箇所又は地域を示す写真及び図面
- (6) 工程表（要領別記第4号様式）又は要綱様式第4に定められた工程表（ただし、文化財保存事業費関係補助金を申請する場合に限る。）
- (7) その他参考資料

##### (補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第1項第3号の「その他知事が必要と認める条件」は、国の文化財関係補助金に係る取扱いに準じ必要に応じて定めるものとする。

##### (補助事業の内容の変更)

第7条 要項第8条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるところとする。

- (1) 事業費の増減。ただし、事業内容の変更を伴わず、不用額が生じる場合は、実績報告での報告に代えることができるものとする。
- (2) 補助事業の内容の変更。ただし、補助事業の目的等に及ぼす影響が軽微であると認められるものを除く。

2 要項第8条第2項の事業変更計画書の添付書類は第5条の添付書類に準ずるものとする。

##### (補助金交付決定前着工承認申請)

第8条 要項第9条の補助金交付決定前着工承認申請書は、要領別記第5号様式によるものとする。

##### (状況報告)

第9条 要項第12条の規定による状況報告は、必要に応じて遂行状況報告書（要領別記第6号様式）により行うものとし、別に指示する日までに提出しなければならない。

##### (実績報告)

第10条 要項第13条第2項の添付書類は、収支精算書（要領別記第3号様式を準用する。）のほか次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

※ 前頁から続く

- (1) 事業実績書（要領別記第7号様式）
- (2) 支出内訳明細書（要領別記第3号様式）又は要綱様式第4に定められた支出内訳明細書（ただし、文化財保存事業費関係補助金の交付決定を受けた場合に限る。）
- (3) 実施設計書及び設計図（工事施工の場合）
- (4) 補助事業の経過及び成果を証する書類並びに写真等の資料
- (5) その他参考資料

（財産の処分の制限）

第11条 要項第17条の規定による財産の処分の制限は、国の文化財関係補助金に係る取扱いに準ずるものとする。

（書類の経由）

第12条 規則、要項、又はこの要領に基づき提出する書類は、市町村教育委員会を経由するものとする。

（雑則）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この要領は、平成29年4月3日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この要領は、平成30年10月23日から施行する。

この要領は、令和2年3月6日から施行する。

この要領は、令和3年（2021年）3月15日から施行する。

この要領は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。

（要領別記様式、省略）

#### （4）令和2年7月豪雨被災者等支援交付金（市町村事業）交付要項

##### 令和2年7月豪雨被災者等支援交付金（市町村事業）交付要項

（趣旨）

第1条 知事は、令和2年7月豪雨による被災の状況を踏まえ、災害からの生活の再建並びに市街地及び集落の復興の推進等、当該地域における安全で安心して暮らすことのできる地域づくりを図るため、市町村に対し、予算の範囲内において「令和2年7月豪雨被災者等支援交付金（以下、「交付金」という。）」を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金交付規則（昭和56年熊本県規則第34号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（交付対象事業費及び補助率等）

第2条 交付金の対象となる事業（以下、「交付対象事業」という。）は、市町村が事業主体となって行われる別表に掲げる事業とし、交付対象事業に要する経費（以下、「交付対象事業費」という。）、交付率、交付上限額は、別表に定めるところとする。

2 交付対象事業には、交付決定前に着手または完了している事業も含むものとする。

（交付金の交付対象者）

第3条 交付金の交付対象者は、令和2年7月豪雨による被災市町村とする。

（交付金の交付の申請及び実績報告）

第4条 規則第3条第1項の申請書及び規則第13条の実績報告書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書および実績報告書の提出期限については、別途定めるものとする。

（交付金の交付の決定及び額の確定の通知）

第5条 規則第6条の規定による交付金の交付決定及び規則第14条の規定による交付金額の確定の通知は、別記第2号様式により行うものとする。

※ 前頁から続く

(交付金の請求)

第6条 規則第16条第1項の請求書は、別記第3号様式によるものとする。

(財産の処分の制限)

第7条 規則第21条第2項に規定する財産の処分を制限する期間は減価償却資産の耐用年数等に関する政令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間または10年間のいずれか短い期間とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りではない。

(証拠書類の保管)

第8条 規則第23条に規定する別に定める期間は、前条で規定する財産処分の制限期間と同一とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りではない。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(施行期日)

附 則

この要項は、令和2年（2020年）11月30日から施行し、令和2年（2020年）7月4日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年（2021年）3月2日から施行し、令和2年（2020年）7月4日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年（2021年）3月18日から施行し、令和3年（2021年）3月18日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年（2021年）9月22日から施行し、令和2年（2020年）7月4日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年（2021年）12月23日から施行し、令和3年（2021年）12月23日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年（2022年）4月1日から施行し、令和2年（2020年）7月4日から適用する。

附 則

この要項は、令和5年（2023年）4月1日から施行し、令和4年（2022年）12月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和5年（2023年）11月20日から施行し、令和5年（2023年）4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和6年（2024年）4月1日から施行し、令和6年（2024年）4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和7年（2025年）1月24日から施行する。

(要項別記様式、省略)

### 3 国庫補助事業

#### (1) 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金及び国宝重要文化財等防災施設整備費補助金

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/hojokin.html>



#### (2) 公立社会教育施設災害復旧費補助金

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/bousai/011101\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/011101_00002.htm)



#### (3) 熊本県なりわい再建支援補助金

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/50750.html>



## 主要参考文献

### — 書籍・論文等 —

※インターネット上で公開されている場合は、( ) 内に URL を記載し、二次元コードを右側に添付

鮎川 透 2020『公益社団法人 日本建築士会連合会 九州ブロック会「令和2年7月豪雨災害 歴史的建造物被災調査」の報告』公益社団法人 日本建築士会連合会 九州ブロック会 (応援主管県 公益社団法人 福岡県建築士会)  
([https://www.kenchikushikai.or.jp/data/machizukuri/r207\\_gousaigai\\_rekishitekikenzoubutsu\\_hisai.pdf](https://www.kenchikushikai.or.jp/data/machizukuri/r207_gousaigai_rekishitekikenzoubutsu_hisai.pdf))



内山庄一郎・檀上 徹 2020「令和2年7月豪雨による熊本県人吉市および球磨村渡地区の洪水被害の特徴—2020年7月9日調査速報 第1版」防災科学技術研究所調査速報 2020年7月14日 Ver.1.1 防災科学技術研究所  
([https://www.bosai.go.jp/info/saigai/2020/pdf/20200715\\_01.pdf](https://www.bosai.go.jp/info/saigai/2020/pdf/20200715_01.pdf))



川路祥隆 2021「令和2年7月豪雨による文化財の被災と文化財レスキュー事業」『史料ネット News Letter』第96号 歴史資料ネットワーク pp.6-7

川路祥隆 2021「令和二年七月豪雨に際する熊本県の文化財レスキュー事業について」『埼玉県地域史料保存活用連絡協議会会報』47号 埼玉県地域史料保存活用連絡協議会 pp.19-20

川路祥隆 2023「令和2年7月豪雨による被災文化財と文化財レスキュー事業—救出・応急処置の記録とワークショップ—」『菊池川流域古代文化研究会だより』第40号 菊池川流域古代文化研究会 pp.17-31

岸田裕一 2021「令和2年7月豪雨における人吉市の文化財被害と復旧について」文化財情報 No.276 熊本県文化財保護協会 pp.4-6

熊本県教育庁教育総務局文化課 2020「令和2年7月豪雨における文化財レスキューについて」『文化財情報』No.275 熊本県文化財保護協会 pp.2-3

熊本県教育庁教育総務局文化課 2020『家庭でできる！水損写真レスキュー』熊本県教育委員会  
(<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/100687.pdf>)



熊本県教育庁教育総務局文化課 2021『水損資料レスキューマニュアル—令和2年7月4日の水害—』熊本県教育委員会

熊本県教育庁教育総務局文化課編 2022『平成28年熊本地震文化財復旧記録集』熊本県教育委員会  
(<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/242108.pdf>)



熊本県教育委員会 2024『熊本県文化財防災マニュアル』熊本県教育委員会  
(<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/125/50151.html>)



熊本県編 2021『コロナ禍に発生した災害対応 令和2年7月豪雨 熊本県はいかに動いたか』株式会社ぎょうせい

独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター編 2022『令和3年度文化財防災センター年次報告書』独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター  
(<https://ch-drm.nich.go.jp/facility/2022/06/3-1.html>)



深川裕二 2021「令和2年7月豪雨による芦北町における被災文化財の保護について」『文化財情報』No.278 熊本県文化財保護協会 pp.6-8

文化庁文化財部記念物課編 2014『石垣整備のてびき』 文化庁文化財部記念物課

帆足俊文 2024「令和2年7月豪雨における熊本県の文化財レスキューについて」被災文化財救援フォーラム七尾 2024 資料 熊本県教育委員会

安田晶子・前田哲弥・金重雅彦 2021「令和2年7月豪雨による水損植物標本の救済活動」『熊本県博物館ネットワークセンター紀要』第1号 熊本県 pp.60-70  
(<https://kumamoto-museum.net/kmnc/wp-content/uploads/sites/2/2021/04/kmnckiyou08.pdf>)



## — インターネット —

※（ ）内に URL を記載し、二次元コードを右側に添付

熊本県「熊本災害デジタルアーカイブ」  
(<https://www.kumamoto-archive.jp/>)



熊本大学 永青文庫「熊本史料ネット主催オンライン講演会の動画を公開します」  
(<https://eisei.kumamoto-u.ac.jp/news/2021/08/post-45.php>)



国土交通省「気象庁 令和2年7月豪雨」  
(<https://www.data.jma.go.jp/stats/data/bosai/report/2020/20200811/20200811.html>)



国土交通省 国土地理院「令和2年7月豪雨に関する情報」  
([https://www.gsi.go.jp/BOUSAI/R2\\_kyusyu\\_heavyrain\\_jul.html](https://www.gsi.go.jp/BOUSAI/R2_kyusyu_heavyrain_jul.html))



独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター「【九博】令和2年7月の球磨川流域の豪雨災害時の支援（人吉市）」  
(<https://ch-drm.nich.go.jp/facility/2021/03/post-7.html>)



独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター「令和2年球磨川水害に係る資料の救済活動」  
(<https://ch-drm.nich.go.jp/facility/2021/06/2.html>)



独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター「令和2年球磨川水害による被災有形民俗文化財の扱いについて協議をしました」  
(<https://ch-drm.nich.go.jp/facility/2022/02/2-1.html>)



# 令和2年7月豪雨文化財復旧記録集

発行年月日 令和7年(2025年)7月31日刊行

編集・発行 熊本県教育委員会

熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号